

参議院法務委員会會議録第三号

平成元年六月十六日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

工藤万砂美君

補欠選任

三月三十一日

工藤万砂美君

齋藤栄三郎君

三月十六日

齋藤栄三郎君

補欠選任

六月十六日

工藤万砂美君

補欠選任

林 道君

宮崎 秀樹君

関 嘉彦君

石井 道子君

出席者は左のとおり。

委員長

塩出 啓典君

理事

下稲葉耕吉君

委員

鈴木 省吾君

猪熊 重二君

橋本 敦君

石井 道子君

工藤万砂美君

中西 一郎君

林田悠紀夫君

宮崎 秀樹君

山岡 賢次君

秋山 長造君

千葉 景子君

田淵 哲也君

瀬谷 英行君

国務大臣

法務大臣

谷川 和穂君

政府委員

法務大臣官房長

井嶋 一友君

法務省民事局長

藤井 正雄君

法務省刑事局長

根来 泰周君

法務省矯正局長

河上 和雄君

法務省入国管理

股野 景親君

局長

外務大臣官房審

谷野作太郎君

議官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

金谷 利廣君

総局総務局長

最高裁判所事務

秋山 壽延君

総局総務局第一

課長

事務局側

常任委員会専門

播磨 益夫君

説明員

警察庁警備局外

杉田 和博君

事第一課長

法務大臣官房審

演崎 恭生君

議官

法務省民事局第

南 敏文君

二課長

林野庁業務部業

小林 新一君

務第二課長

本日の會議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(法務行政の基本方針に関する件)

○法例の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(塩出啓典君) ただいまから法務委員会
を開会いたします。

檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とい

たします。

まず、法務行政の基本方針について、谷川法務
大臣からその所信を聴取いたします。谷川法務大
臣。

○国務大臣(谷川和穂君) 委員長を初め委員の皆
様には、平素から法務行政の適切な運営につきま
して格別の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げ
ます。

私は、今回、図らずも法務大臣に就任いたしまし
た。内外ともに極めて厳しい問題が山積している
この時期に当たり、その職責の重大であることを
痛感いたしておりますので、よろしくお願い申し
上げます。

この機会に、法務行政に関する所信の一端を申
し述べ、委員各位の御理解と御協力を賜りたいと
存じます。

申すまでもなく、法務行政に課せられた使命は、
法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えて
おります。国民生活の安定を確保し、国家社会の
平和と繁栄を図るためには、その基盤というべき
法秩序が揺るぎなく確立され、国民の権利がよく
保全されていることが極めて肝要であると存する
のであります。

私は、こうした認識のもとに、法務行政の各分
野にわたり、一層の充実を図り、時代の要請に応
じた適切な施策を講じ、真に国民の期待する法務
行政の遂行に万全を期してまいりたいと存じてお
ります。

以下、当面の重要施策について申し述べます。
第一は、最近の犯罪情勢と治安の確保及び法秩
序の維持についてであります。

最近における犯罪情勢は全般的にはおおむね平
穩に推移していると認められるのでありますが、
その内容を見ますと、幼児を対象とした誘拐殺人
事件、暴力団構成員によるけん銃発砲事件等の凶

悪事犯が多発するとともに、いわゆるリクルート
事件等の公務員による汚職事犯、いわゆる悪徳商
法詐欺事犯等が後を絶たず、コンピュータによる
情報処理システムを悪用した事件、多額の株式
売買益の脱税事件等最近の社会経済情勢を反映し
た事犯も相次いで発生しているほか、来日外国人
による犯罪や諸外国と捜査共助を要する事件の増
加等犯罪の国際化の傾向が顕著となつてきてお
り、これら各種犯罪の趨勢には樂觀を許さないも
のがあると言わなければなりません。

また、覚せい剤を初めとする薬物事犯も隠密化、
潜在化の傾向をますます強めながら依然として多
発しているばかりか、暴力団による大規模な密輸
入事犯などが多数発生し、これが暴力団組織の重
要な資金源となつており、さらには青少年層を含
む一般国民の間にもその乱用が拡散浸透するな
ど、薬物事犯の社会に及ぼす悪影響は看過し得な
い状況にあるとともに、次代を担う少年の非行件
数は、引き続き高い水準を維持しているのみなら
ず、その低年齢化傾向もうかがわれる上、最近で
は社会の耳目を聳動させる少年による凶悪事犯が
少なからず発生していることなど、今後の動向に
は引き続き警戒を要するものと申さなければ
なりません。

さらに、過激派集団は、新東京国際空港第二期
工事阻止等を当面の最大の闘争課題とし、千葉県
収容委員会会長襲撃事件のような個人を対象とし
たテロ事件や空港建設工事関連業者等に対する悪
質ゲリラ事件を繰り返して行っているほか、反天
皇制闘争を一段と強化して爆弾を使用したゲリラ
事件を発生させており、一方、右翼諸団体におい
ても、先般の日本社会党書記長等襲撃事件に見ら
れるように、近時、暴力化、テロ化の傾向を強めて
いるところであり、これら過激派集団及び右翼諸
団体の動向には十分な警戒を要するところであり

ます。

私は、このような事態に適切に対処するため、検察体制の一層の整備充実に配慮するとともに、関係諸機関との緊密な連絡協調のもとに、適正な検察権の行使に遺憾なきを期し、もって良好な治安の確保と法秩序の維持に努めてまいりる所存であります。

第二は、犯罪者及び非行少年に対する矯正処遇と保護観察処遇についてであります。

犯罪者及び非行少年の社会復帰及び再犯防止につきましましては、国民各層の幅広い参加、協力を求めながら、刑務所、少年院等における施設内処遇と更生保護機関による社会内処遇を一層充実強化し、相互の有機な連携を図る等、その効果を高める措置を講じてまいりる所存であります。

そのためには、まず施設内処遇につき、犯罪者の改善更生及び非行少年の健全育成の推進に効果的に寄与し、時代の要請にもこたえ得る適切な矯正処遇の実現に努めるとともに、関係機関、団体相互の緊密な連携のもとに適時適正に仮釈放を許して保護観察への円滑な移行を図り、また、保護観察等の社会内処遇においては、関係機関、団体、民間篤志家の御支援を得つつ、保護観察官と保護司との協同体制の強化、更生保護会の充実等により社会情勢、犯罪情勢の変化に即応した有効適切な処遇及び措置を実施してまいりたいと考えております。

また、監獄法の全面改正を図るための刑事施設法案につきましましては、昭和六十二年四月三十日、第百八回国会に再提出されました後、昨年五月十七日、衆議院本会議において趣旨説明が、また、同月二十四日、衆議院法務委員会において提案理由説明が行われ、前国会において、十月十八日から実質審議が開始され、これまで法案審議二回及び参考人の意見聴取一回が行われ、現在継続審議の扱いとなっております。

刑事施設法案は、刑事施設の適正な管理運営を図り、被収容者の人権を尊重しつつ、収容の性質に応じた適切な処遇を行うことを目的として、被

収容者の権利義務に関する事項を明らかにし、その生活水準の保障を図り、受刑者の改善更生に資する制度を整備するなどを改正の重点とするものであります。

同法案は、昭和五十七年四月、第九十六回国会に提出され、第百回国会において衆議院が解散されたことに伴い審議未了のまま廃案となった経緯がありますが、法務省は、日本弁護士連合会と意見交換を行うなどして関係機関等との調整に努め、法案の内容についても、慎重に検討して所要の大幅な修正を加えて再提出されたものであります。

制定後約八十年を経た現行監獄法のもとでは、近代的な被収容者処遇を行うことがもはや困難となつてゐるため、その全面改正は喫緊の課題でありますので、今国会において十分な御審議を経て、速やかに成立に至るようお願いする次第であります。

第三は、一般民事関係事務の処理、訟務事件の処理及び人権擁護活動についてであります。

一般民事関係事務は、登記事務を初めとして量的に逐年増大するとともに、社会経済生活の多様化を反映して複雑困難の度を強めてきております。これに対処するため、かねてから人的物的両面における整備充実に努めるとともに、組織機構の合理化、事務処理の効率化、省力化等に意を注ぎ、適正迅速な事務処理体制の確立を図り、国民の権利保全と行政サービスの向上に努めてまいつたところであります。

特に、登記事件は、経済規模の拡大、公共事業の活発化等に伴い増加の一途をたどつておりますが、内需主導型経済及び多極分散型国土形成の進展に伴い、今後ともこの傾向はなお一層進むものと考えられるところであります。その適正迅速な事務処理体制を確保することが重要な課題であります。そこで、昭和六十年度に創設された登記特別会計の趣旨に即して、コンピュータ化を中心とする登記事務処理体制の抜本的な改善を行うため、昨年、第百十二回通常国会において、不動産登

記法及び商業登記法の改正をしていただきました。

これにより、昨年十月には東京法務局板橋出張所において、コンピュータによる登記事務処理を開始したところであり、順次全国に展開を図り、二十一世紀に向けて、コンピュータ化を推進してまいりたいと存じます。

しかし、コンピュータ化を円滑に推進するためには、移行作業要員の確保が必要不可欠であります。またコンピュータ化の推進には相当期間を要すると考えられますので、その間、増加する登記事件を適正迅速に処理するための要員が必要であり、職員の増員を図ることが緊急の課題となつております。

民事関係の立法につきましましては、法制審議会の各部会において調査、検討を進めているところであります。民事訴訟法部会における仮差し押さえ及び仮処分制度の改正と国際私法部会における法例の改正につきましまして、本年一月に法制審議会の答申が得られましたので、これを踏まえ、民事保全法案と法例の一部を改正する法律案を今国会に提出しているところであります。

民事保全法案は、審理及び裁判の迅速化と仮処分の執行方法及び効力の明確化を図るとともに、仮差し押さえ及び仮処分の命令及び執行手続の全面的な整理と合理化をすることをその趣旨とするものであります。

また、法例の一部を改正する法律案は、近時の世界各國の国際私法、国籍法の改正の実情及び我が国における国際結婚等涉外身分関係事件の増加にかんがみまして、親族関係における準拠法の指定に関する規定等について所要の改正を行い、世界各國の国際私法に関する規定との国際的調和を図るとともに、準拠法の指定の面で両性平等及び子の福祉の理念を一層推進しようとするものであります。

何とぞ、十分な御審議をいただき、速やかに成立に至るようお願いする次第であります。次に、訟務事務の処理についてでありますが、

訟務事件は、近年の社会経済情勢と国民の権利意識の変化等を反映して、例えば環境関係訴訟、原子力関係訴訟あるいは薬害訴訟等の例に見られるように、自然科学の分野と密接な関係を有する複雑困難な事件が集团的に提起される傾向にあるばかりでなく、その結果いかに、政治、行政、経済、社会等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない状況にありますので、今後ともこれら事件の適正な処理に万全を期し、個人の権利、利益と国民全体の利益との間の正しい調和が図られるように努めてまいりたいと存じます。

また、人権擁護行政につきましましては、国民の基本的人権の保障をより一層確かなものとするため、各種の広報活動によって国民の間に広く人権尊重の思想が普及徹底するように努めるとともに、具体的な人権に関する相談や人権侵害事件の調査、処理を通じて関係者に人権思想を啓発し、被害者の救済にも努めてまいりる所存であります。

中でも、社会の国際化に伴う外国人の人権問題、さらには部落差別を初めとするあらゆる差別事象の問題につきましましては、それぞれの所管分野における施策を通じてその根絶を図るべきものであります。法務省といたしましては、関係各省と緊密な連絡をとりながら、国民の人権意識を高め、その根絶を図ってまいりたいと考えております。

第四は、出入国管理事務の処理についてであります。

近年、国際間の人の移動はますます活発化しております。我が国社会の随所におきまして国際化が進行し、これまで経験したことのないさまざまな変化があらわれております。こうした我が国社会の各般における国際化の進展の中でこれに対応する出入国管理行政の体制整備が重要となっております。出入国管理行政につきましましては、大量出入国者時代を迎えて、入国審査、在留管理事務の急増を見ると同時に外国人労働者問題、不法就労問題、就学・研修生問題等々各種の問題が顕在化しております。このような状況を踏まえ、我が国が国際間の人

的交流をより円滑にするため、入国・在留手続等の適正合理化を図るとともに、他方、外国人の不法就労をより一層的確に防止し得るよう、在留資格制度の改正を中心に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を今国会に提出したところであり、何とぞ、十分な御審議をいただき、速やかに成立に至るようお願いする次第であります。

また、出入国管理業務は、本邦に入国し、または本邦から出国するすべての人の出入国について適切に対応し、適正な処理を期するとともに、国際協調の一層の進展に即応する責務を担っており、この責務を果たすため、今後とも引き続き出入国管理事務の迅速適正な処理及びそのための要員の確保や組織、体制の充実強化に努めてまいりたいと存じます。

第五は、司法試験制度の改革についてであります。司法試験制度については、近年、合格までに平均六回余の受験を要し、合格者の平均年齢が二十八歳を超えるなど、合格が余りにも困難になって合格までの受験勉強の期間が非常に長期化するに至っております。その結果、大学在学中に司法試験を敬遠する傾向が生じ、また、法曹の後継者が実務家としての修練を積み始める時期が相当遅くなっている上、裁判官、検察官の任官者が減少するなど、裁判、検察、弁護の法曹三者それぞれが後継者を十分かつ適切に確保するという司法試験制度の目的からはほど遠い状況にあり、多くの深刻な弊害を生じております。

法務省では、この現状を改めるため種々の検討を行い、最高裁、日弁連及び法務省の三者で構成しております三者協議会において司法試験制度の改革問題を議題とするよう提案し、昭和六十三年十二月十九日から法曹三者による協議が行われているところであり、司法試験の深刻な現状にかんがみ、司法試験制度改革について法曹三者が真摯に検討を行い、早急に国民の期待にこたえる改革案を策定して、改革を実現したいと考えております。

以上、法務行政の重要施策につきまして所信の一端を申し述べましたが、委員長を始め委員各位の御協力、御支援を得まして、重責を果たしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○委員長(塩出啓典君) 以上で谷川法務大臣からの所信聴取は終わりました。

○委員長(塩出啓典君) 法例の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。谷川法務大臣。

○國務大臣(谷川和穂君) 法例の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、近時の諸外国における国際私法、国籍法等の改正の動向及び最近我が国における涉外婚姻を初めとする涉外的身分関係事件の増加にかんがみ、婚姻関係及び親子関係における準拠法の指定をより適切なものとするため、法例の一部を改正しようとするものでありまして、その要点は次のとおりであります。

第一に、婚姻の効力、夫婦財産制及び離婚につきまして、現行法では夫の本国法を準拠法としておりますが、これを改め、夫婦に共通の本国法または常居所地法等、夫婦に共通する法律を段階的に準拠法として定めることとし、準拠法の指定を両性平等の精神に一層即したものにすることとしております。

第二に、婚姻の方式、嫡出親子関係の成立、認知及び準正に関する準拠法につきましては、当事者に関係がある複数の法律のうちいずれかに依りてその要件を満たせばこれらの身分関係の成立を認めることとする、いわゆる選択的連結の方法を採用するとともに、養子縁組につきましては、各当事者につきそれぞれその本国法を適用するいわゆる配分的適用を廃止することとして、これらの身分関係の成立の容易化を図ることとしております。

第三に、親子間の法律関係につきましては、現行法では父の本国法を準拠法としておりますが、これを改め、子の本国法または常居所地法を準拠法とし、また、認知及び養子縁組の成立につきまは、子の本国法において子の同意等がその要件とされている場合には、その要件をも備えなければならぬものとして、準拠法の指定を子の福祉の理念に一層かなうものとするとしております。

第四に、親子の法律関係等についての準拠法指定の連結点として常居所の概念を採用することとし、また、夫婦財産制につき当事者の合意による準拠法の選択を認めることとして、諸外国の国際私法の立法等の動向との調和を図ることとしております。

第五に、世界各國の国籍法の改正によって、子が生ずるに際し複数の国籍を取得する場合が増加したことにあつて、複数の国籍を同時に取得した場合の本国法の決定の方法について規定するほか、準拠法指定のための補則的規定について所要の整備をすることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいとお願いいたします。

○委員長(塩出啓典君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより法例の一部を改正する法律案並びに検察及び裁判の運営等に関する調査を便宜一括して議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○千葉景子君 法例の一部を改正する法律案に入る前に、何点か質問をさせていただきますかと思ひます。

まず最初に、さきの六月十五日の新聞の報道によりますと、今問題になっている、大分いろいろと取りざたをされております日本語学校、この一部につきまして入管の幹部が助言をした、有利な取り扱いをしているのではないかとというような報道がされております。これは川崎にある日本語学院についての報道でございまして、入国管理局成田支局の現役幹部が入管に提出する書類の作成などについて助言をするなど、開校当時から関与をしてきたことが明らかになったという報道でござい

います。

今、日本語学校というのはその内容の充実等を含めまして大変問題になっているところで、厳しい規制がかなりとられていてというわけですが、どうも、そういう中で一定の学校についてのみ、こういう入管の幹部などが特別な関係を持つとか、あるいは助言とか何らかのかかわりを持つというのはいろいろな意味で公平を欠きますし、特別扱いがあつたんじゃないかという疑いを持たれるんじゃないかと思ひますが、まず、この報道されている川崎の日本語学院についての実情を、もしお調べの範囲でわかる範囲があればお知らせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) ただいま委員から御指摘のございました報道に関連いたします日本語学校の点でございますが、この興和日本語学院という学校は、昭和六十二年八月にその内容が日本語学校として外国人を受け入れて日本語を学習させる施設としての要件を整えている、こういう認定を法務省当局により受けまして発給している学校でございます。川崎市に所在しておりますが、私どもが把握しているところでは、定員は百七十四名という申請でございまして、昭和六十三年十月現在で在籍者は八十七名、こうなっております。

それから、この学校につきましては私どもでいう最初の申請のありました段階からその後について状況を把握しておりますところでは、教室は四つの教室を持ち、また事務室、教員室等の必要な施設も確保しておるといふことでございまして、また、その四教室のうちで二部制のもとで六コースの授業を九人の教員によって行つていて、こういうようなことは就学生を受け入れる施設としての要件を満たしている、こういうふうに認めております。

○千葉景子君　さらに、入管の現役の幹部の方がこの学校に關与していた、あるいは書類の提出などについて助言を与えていた、こういう報道についてはお調べいただいていますか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘の報道については、私どもも早速注目をいたしまして目下調査をいたしているところでございます。

この報道で言及されたところの入国管理局の職員というのは、成田の支局の職員でございます。そこで、その成田の支局の職員としては、日本語学校あるいは就学生、こういう問題の審査に関する立場にはございません。したがって日本語学校、この日本語学校についてもそうでございますが、具体的に何らかの権限を行使するというような立場にはない者でございます。

したかつて、この職員とこの報道された日本語学校との関係ということになりますと、それは職務上の権限というような問題ではなくて個人としての問題ということになるんだと思いますが、その事実がどうであったかということについては目下確認をすべく調査中でございます。

○千葉景子君　これ以外にも入管の職員などがかわりを持つというようなことも耳にしておるわけですけれども、審査をするような立場にはないということ、職務上の仮に何らかの關係があつたとしても職務上権限を行使したということにはならないだろうということでごきますけれども、實際入管の職員が助言をするというようなことになれば、やはりそこに何らかの有利な状況が生まれるんじゃないかという疑いも持たれるわけですから、これはしっかり調べていただきたいと思ひます。

今調査中だということですが、今後の調査の段取りとかあるいはこの問題に対する対処、どう考えていらつしますか。

○政府委員（股野景親君）　ただいま委員御指摘のとおり、日本語学校の審査というものは適切で公平でなければならぬと私どもも十分肝に銘じております。また、職員に対してもさような指導をい

たしておとところでございまして、そういう点は今後も十分職員の間で徹底するように努めてまいりたいと思っております。機会あるごとにそういう点について職員の間の注意喚起をいたしておりますが、今後もそういう点で何らかの疑問を持たれるような行為がないように十分指導をしてまいりたいと思っております。

また 調査についても十分事実関係をはつきり明らかにするようにいたすよう努力してまいります。

○千葉景子君 十分にやっていたかということはいよくわかるんですが、調査結果につきまして明らかにしましたらば、何らかの処分とかあるいはそういうようなことも今後の対処の中には入るのでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 今後のことについては、まず事実関係を私どもも十分把握をいたしたいと思つておりますので、それに基づいて適正な措置をとるということになると存じます。

○千葉景子君 事実関係を明らかにした上で、平等を欠くことのないような措置をきちんととつて

いただきたいと思います。

ところで、リクルート問題でございますけれども、いろいろな形で検査当局にも大きな努力を續けていたいただきました。その結果、一応の捜査の終局ということで、さきにリクルート事件の捜査結果に関する報告が行われております。

このリクルート疑獄、動いたお金も大変大きい、あるいはその範囲も広い、関与した政財界関係者なども大変数が多い、極めて大きな深さを持ったそういう疑獄事件だと言わざるを得ないと思いますが、それだけに国民からも大きな関心が持たれ、またこの解明については非常に国民の期待も大きいと言わざるを得ません。しかしながら、今回報告をいただいた内容を見ますと、まだまだ国民の目から見てもわからない部分あるいは疑いを持つような部分、こういうものが残されているような気がいたします。そういう意味では、ぜひこの際、このリクルート疑惑について少しでも国民にその

内容が明らかになる、わかるような形で法務省にも御協力をいただきたいというふうに思うわけ
す。

そこで、捜査結果に関する報告、その内容にか
かりまして、私も疑問の点あるいはまだ不明な
点を何点か質問させていただきますので、ぜひ明
確なあるいはわかりやすいお答えを期待してい
るところです。

まずこの報告の中で、政界關係をめぐる捜査結果について報告がなされております。その中で、「昭和六十一年九月に行われたコスモス社の未公売開株式の譲渡につきましては、その中に藤波議員及び池田議員を除く十一名の国会議員に係る合計十万株の譲渡が含まれて」という記載になっておりますが、この十一名の国会議員というのは

全員が必ずしも明らかに becoming ではないという今案情でございます。この十一名ですね、ぜひ明らかにしたいので、やはり今後こういう問題が二度と起らない意味でも国民の前に明らかにしたいだきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、刑事局長。

○政府委員(根来泰周君) 今回の最終報告につきましては、前から大臣がおっしゃっておりますように、国会法の百四条の御趣旨も踏まえて、また刑事訴訟法の四十七条の趣旨も踏まえて最大限に報告すべきところは報告したと私どもは考えておるわけでございます。

そこで、この六十一年九月に行われましたリクルートコスモス株の未公開株式の譲渡に關係する国会議員にかかる十一名ということでございますけれども、この件についてはもとともと犯罪が成立しないわけでございますので、委員もその趣旨はよく御承知のように、この報告書に具体的に名前を盛れなかつたわけでございます。といいますのは、私どもが要するに犯罪が成立しないというものについて名前を開示すると、やはりそれは何かと後ろ暗いことがあつたのではないかと、揣摩憶測を呼ぶことになりますので開示しなかつたわけでございます。

ところが、先日の参議院の予算委員会におきまして、この名前をめぐっているいろいろ御議論がございました。その中で私どもは四名の国会議員について名前を開示したわけでございますけれども、これは国会で証言されておる、あるいは必ずから国会で認められているという方が四人いらつしやいました。そういう件まで私どもがその中に入っているかどうか言えないと強弁することはいかなものかと考えまして、これは開示についてそれ相当の理由があるということで四名の名前を申し上げたわけでございます。

したがしまして、残る方々の名前については従来どおりの取り扱いでひとつ名前を申し上げることは差し控えるということで御理解いただきたいと思っております。

○千葉景子君 四名の国会議員については国会などで発言をしている、証言をしているということに基づいて認められたということなんですけれども、それ以外七名ということになりましょうが、必ずしも国会などで証言などをしておりませんともいろいろな報道等を通じ国民には一定の名前が明らかになっている。そして国民の目から見ると一体そういう国会議員は本来にこの贈収賄についてどの程度のかかわりがあったのか、あるいは全くなかったのか、その点に大差大きな関心が持たれていると思います。

それとともに、単に犯罪が成立をしないけれども、国会議員という非常に公的な立場としてその適格性とかあるいはそのクリーン度、そういうものも求められる地位にある、こういうことですから、必ずしも一般私人と同じような形で取り扱われるべきではないというふうに思います。それだけ疑義が呈せられている部分ですから、ぜひともこれを明らかにしていただかなければいけないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員（根来泰周君） 基本的な立場は、私先ほど申し上げたとおりでござまして、やはり不起訴になったとか、起訴に至らなかったものについては公開しないという原則に立って申し上げ

ているわけでございます。

それともう一つ、私どもが非常に危惧するのは、最近そういう例えは特定の方の名前についてあるいはその職務権限について申し上げますと、それが灰色の示唆であるというふうな論評される方もあるわけでございます。これは私どもとしては極めて意外なことでございます。私どもとしては従来から繰り返して申し上げておりますように、政治的責任については国会が基準を決められて国会で御議論される話と承知しているわけでございます。したがって、そういう問題について行政機関が立ち入ることについては極めて警戒しているわけでございます。これは私どもの立場のみならず、国会の権威にかかわることだと理解しているわけでございます。

ところが、そういうふうな風潮の中にございまして、先ほどの原則及びそういう風潮の中で特定の名前を申し上げると、やはりその方が灰色であるということも私も暗に指摘していることとされるおそれも大いにあるわけでございます。その辺は御勘弁願いたいと考えております。

○千葉景子君 それでは、少し違った面からお尋ねしたいと思っております。この十一名の国会議員については、それが職務権限外の事項だということも明らかで、それとも抽象的な職務権限はあるけれども当該職務と株式譲渡の間に対価関係が認められない部分と、二つに分けられるようにこの報告では記載をされております。そうしますと、抽象的な職務権限が全くなかったという方と、抽象的には職務権限があったことは認められるという部分と二つに分かれるわけですが、その四名以外に、抽象的な職務権限はある、しかし対価関係が認められないという部分に入る方は四名以外にもいらっしゃるんですか。

○政府委員(根来泰周君) 四名のお名前を開示いたしましたけれども、この中のお二人の方については職務権限に論及して私は回答を申し上げます。ただし、そのうちのお二人については職務権限については何ら申し上げておりません。と申し

ますのは、お二人の方は国会でその職務権限に係る事実関係を申されておりますので、それについて申し上げたわけでございます。

話はぐどくなりましても、抽象的な職務権限が認められるというところを私どもはどういうふうに分類したかというところから申し上げますけれども、ある事柄、具体的に言えばリクルート株式会社、リクルートの関係の会社の懸案事項ということでございまして、国会議員が占められている大臣とかかわり合いというのは、頭の中で考えますといろいろな場面が想定されるわけでございます。そのいろいろな場面を想定した場合に、ある場面については職務権限が認められる場合もあるのではないかとこのように考えるわけでございます。

したがって、この十一人の方々、具体的に十三人の方々でございますが、十三人の方々を置きまして、そしてその懸案事項というのを対比しましていろいろの場合を想定して、どういふような場合に職務権限がかかわり合いがあるかというところを検討いたしましたわけでございます。そうしますと、抽象的にかかわり合いのある場面があるという方については抽象的な職務権限があったのではないかとこのように、こういうふうな分類をしたわけでありまして。

もちろん、具体的にその職務権限を検討するということになりまして、各種の法令とか、あるいは内閣総理大臣については閣議にかけた方針に基づくとか、あるいは役所の問題については各省の大臣の所管事務にかかわるとか、いろいろ具体的な検討はしなければなりません。しかし、そういう具体的な事実がないものですから抽象的に頭の中を考えて、そしてある場面では職務権限の関係があるのではないかとこのように分類したわけでございます。そういうふうな分類をした結果、この十一人の方はあるグループとしては抽象的な職務権限が認められる場合があるという一つのグループと、全く職務権限が認められないグループ

の二つに分かれる、こういうふうに報告したわけでございます。

したがって、この十一人の内訳ということについては極めて微妙でありますし、その内容を十分説明しなければ納得していただけない問題でございまして、その内容を御説明するということになりまして、内容をすべて開示しなければならぬということになりますので、ひとつその辺は御勘弁願いたいと考えております。

○千葉景子君 名前を明らかにすることで全容がむしろ解明されて、それこそが国民が望んでいることではなからうかというふうに思うんですが、その職務権限がないグループと、それから職務権限はあるけれども対価関係などが認められない、そういう二つのグループ、これは人数としては何人と何人に分けられますか。

○政府委員(根来泰周君) 先ほど申しましたように、職務権限というのはいろいろ議論があるところでございます。その議論を具体的な事実関係について議論しなければなりません。その議論をするということになりますと内容を開示するということになります。したがって、内容を開示すると私どもの立場としては非常に困るわけでございます。

ここで、例えばこの十一人のうちの何名が職務権限があり、何名が職務権限がないということになりますと結論だけ申し上げることになります。その辺にまたいろいろ揣摩憶測を呼ぶことになりまして、ひとつその辺は御勘弁願いたいと思っております。

○千葉景子君 むしろ、このままにしておく方がいろいろな憶測を今呼んでいるわけですが、この報告の中でも明確に二つのグループといいますが、職務権限がないというところで贈賄の対象にならなかった、あるいは職務権限内の事項であるけれども対価関係などが認められないというところで贈賄罪の対象にならなかった、こういう形で報告の中で説明をされているわけですから、その点について、一体十一名のうち何人がどちらのグループで、何人が違うグループだということは、当然この報告の説明としてもされてしかるべきじゃないかと思っております。それによってこの憶測が強まったりするようなことは私は考えられないと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(根来泰周君) 先ほど申しました理由でございますけれども、最近のいろいろの論評を見ますと、抽象的な職務権限が認められると言いますと、その方はいわゆる灰色高官という指摘をしたというふうなとれ方をするわけでございます。そういうふうになりますと、例えばこのうちの何名の方が抽象的な職務権限がありと言いますと、その何名の方はすなわち灰色である、政治的責任のある方であるというところをわれわれをするわけでありまして。

私どもの方の刑罰的な立場から申しますと、いざにせよ具体的な対価関係とか便宜を図ったとか、あるいは陳情を受けたとかいうことはなかったという認定をしているのでございまして、抽象的な職務権限があろうとならうとすべて一視同仁といえます。これは全部犯罪にならないというところでございまして、その分け方によっていろいろとまた揣摩憶測を呼ぶわけでございます。ひとつその辺十分御勘案いただきまして答弁をお許しいただきたいと考えております。

○千葉景子君 私も、そう聞きますと逆に一体どういふ内容だということでもむしろ憶測が強まるような気がするんですが、新聞の報道等の中にも、例えば抽象的な職務権限があると認められるのは中曾根、加藤六月氏ら五人であるというふうな報道などもされております。これは政府筋が明かしたというふうな報道ではありますけれども、こういう形でむしろ今国民の方は疑義を深めているわけですから、明らかにしていただく方が国民の疑義も解消して、そしてリクルート問題に対する説明の一途になるのではないかとこのように思っています。

報道等では中曾根元首相、加藤六月元農水相、渡辺秀央元官房副長官、塚本三郎民社党前委員長、田中慶秋同衆議院議員ということで報道をされて

おりますけれども、この点についての真偽はいかがですか。

○政府委員(根来泰周君) 個々具体的にお名前を挙げられましたが、私も参議院の予算委員会でも申し上げたのは、中曽根元総理あるいは竹下前総理、宮澤元大蔵大臣あるいは塚本議員という方については、自分の周辺あるいは自分の秘書を通じてそういう株が流れたということを認められていたわけではございません。したがって、その件については十一人の中に入っていないと私も幾ら申ししても強弁するわけにはまいりませんので、それはお認めしておるわけではございません。

それから権限の問題でございますが、中曽根元総理につきましては抽象的権限がある場合があるということをお願いしたのは、中曽根元総理は証言に出られたときにスーパーコンピュータのかわり合いその他のことにつきましてこういうことで自分に関係しておったことを言われておりますから、そういう事実関係を前提にしますと、やはり先ほど申しましたように、いろいろの場合を想定した場合に総理としての職務権限があった場合があるのではないかと。それから、各省の所管事項につきましても、これはまた先ほど申しました具体的なことになりましますと検討しなければならぬ問題、例えば閣議にかけてその方針に従って、あるいは各省の大臣の所管事務に属するかどうか等を検討しなければならぬわけでございます。そういう具体的な事項はないから抽象的な面については職務権限のある部分があるのではないかとこのことを申し上げたわけでございます。

それから塚本議員につきましては、御本人が代表質問の際に自分は職務権限がなかったと言われているわけではございません。その点については私も否定するつもりはないということでは申し上げたわけではございますが、その他の方については一切私どもは申し上げていないわけではございません。これは申し上げない理由は先ほど来くどい

ど申し上げたわけではございますが、そういう点をひとつ十分御勘案いただきまして、私も政府の立場とそれから国会の立場を十分御勘案いただきまして、答弁を勘弁していただきたいと考えております。

○千葉景子君 三名については刑事局長の方からこの十一名の中に含まれているという御答弁が前回からもあるわけではございますが、そうするとこの新聞の記事等については肯定も否定もされない、そういうことは明らかにする立場にないというお考えですか。

○政府委員(根来泰周君) 新聞でいろいろ論評されるのはこれは自由でございます。また、それを基本にされていろいろお考えになるのはこれは自由でございますが、私も行政機関に身を置く者がそれを公式に申し上げるということとはやはり国会の關係で差し支えがあるのではないかとこの基本的な立場でございます。

○千葉景子君 それでは十一名の名前を明らかにする問題、あるいは職務権限があるとされた議員、それから対価関係がないなどの理由で贈収賄罪が認められなかった議員、これについては今後も引き続き明らかにしたいと努力をお願いをせざるを得ないわけですが、一つこの中で、中曽根元総理につきましては、抽象的な職務権限は総理の職務は国の行政全体に及ぶということ、役所の問題であれば各省庁を監督する首相には抽象的な職務権限があると言わざるを得ないというようなお答えも予算委員会などであったかと思うんですけれども、そうなりますと、この中に「スーパーコンピュータ」の導入、就職情報誌の発行等に対する法規制、いわゆる就職協定の存続遵守、安比高原の開発等当時のリクルート社及びその関連企業の事業遂行上の懸案事項、こういういわゆる四つの問題点で検討を加えられたということが出てくるわけでは。

そうすると、中曽根元総理についての抽象的職務権限というのはこの全体にかかわってくるわけでしょうか、それともその何点かについて抽象的職務権限ありと考えられたのでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) 先ほど申し上げましたように、証言にあらわれている事項を中心に検討したわけではございますが、全くこれは頭の中で考えた、いろいろの想定して考えた話でございます。それで、これは一つはそういう問題を考えるに当たりまして、内閣総理大臣の法令上の職務関係、あるいはこれまで贈収賄に絡みましてロッキード事件等がございましたけれども、そのロッキード事件の判決等に指摘されている事実、法律関係、そういうものをやはり頭に置かなければ、具体的にはどうとは言えないと思っております。

したがって、例えば安比の問題でも就職協定の問題でも各省の所管事務でございます。ですから、具体的に総理の職務権限がそこに及ぶかどうかということになりますと、それはロッキードの判決に言っておりますように、閣議で決定した方針に基づき各大臣の所掌事務の範囲内のことであるかどうかということも具体的に検討しなければならぬわけではございますが、抽象的に検討する場合には、非常に巨視的なことになりましますけれども、役所の上には総理大臣がおられるのであるからそれは抽象的な職務権限が成立することもあるのではないかと、ないこともあろうし、あることもあるのではないかとこういうようなことであります。

したがって、この四点につきましては、先ほど御指摘のあった問題につきましては、やはり抽象的な職務権限がある場合もあるのではないかとこの結論に相なると思っています。

○千葉景子君 捜査をされる過程では、今言ったように抽象的に役所の上に監督する立場にあるの抽象的な職務権限がある可能性は当然持たれていると思うんですけれども、ただ捜査の過程で検討されるのは、抽象的な職務権限と個々の問題との関連、こういうことで捜査をされるわけですから、今回の報告の中ではスーパーコンピュータの導入とかその他の就職協定、就職情報誌の問題、安比高原の問題、それぞれについて一体職務権限が

及ぶものかどうか、こういう検討のされ方だと思わうんですよ。そうなりますと、全体として各省庁の上にあるから権限は及んでいく可能性はあるということとはわかりますけれども、個々の問題についても総理の権限というものは及ぶと考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) これはよく御存じだと思わすけれども、これは今の問題と別にしまして、役人に業者から金品が行った場合に、それ相応の理由があるわけではございません。それは役人側いろいろな業者のために便宜を図ってやった事柄があるとか、あるいは業者から陳情を受けたとかいうようなことで、そのお礼といえますか、謝礼ということで金品が行くというのが通常見られる贈収賄でございます。そうすると、そういういわゆる陳情を受けた事柄、あるいは便宜を図ってやった事柄がその役人の法令上の職務権限の中に入るかどうかという検討をして、それが積極ならば贈収賄が成立する、こういうことに相なろうかと思っております。

だから、今回の場合に、例えばそういうリクルートコスモス社のためにスーパーコンピュータの問題とか安比の問題とか、あるいは就職情報誌、あるいは就職協定の問題について何か尽力したということがありますれば、それを基本にしまして、尽力したことが法令に照らして職務権限の中にあるかどうかということを検討するということ過程をたどると思うんですけれども、今回の場合は、この報告にありましたように、この十一人の方についてはそういう便宜を図ったことあるいは尽力をしたことあるいは陳情を受けたことがなかったというふうに認めているのでございまして、そこから職務権限を云々ということは言えないと思っております。だから、全体的に見まして抽象的な職務権限があったかどうかということに判断としてはどうなるわけではございません。

なお、申し上げますけれども、この十一人の国会議員についてはストレートに未公開株が行ったということをお願いしているわけではございません。

で、この報告書にありますように、「国会議員に係る」という中で、そういう関係者、あるいは親族、親戚の方、あるいは秘書の方というふうに渡ったというところをあらわしているのをごさいますので、その辺付言して申し上げます。

○千葉景子君 今の御説明から判断をしますと、十一人の国会議員については、とりわけその企業、リクルート社等について特別な尽力をした、取り扱いをしたというような行為が具体的にない、かつ認定できるので、そこから権限を云々する、あるいはないということなんですが、しかしこの報告では、職務権限外の事項とそれから職務権限内だけれども対価関係が認められない、そういう説明のされ方をしているわけですから、そういう意味では抽象的な職務権限、いわゆるこの十一人に対しては職務権限そのものはあったのだと認定できる部分はやはりあるのだと思うんです。

そういう意味では、そういう職務権限があったけれども対価関係は認められなかったという部分が一体どのくらいあるかというのは、当然はつきりさせていたきたい部分だというふうに思いますが、何でも、何度やりとりをしてもなかなかお答えしていただけないようですけれども、最後にちょっとその点、もう一回いかがですか。

○政府委員(根来泰周君) 何度も御質問をいただいて恐縮に存じますが、従来から私も公表する境界はこの辺だということで報告書を出しておるわけがございします。何回か予算委員会御質問があつて、若干その報告書の中に立ち入って御説明申し上げておりますので、この辺で御勘弁いただきたいと思ひます。

○千葉景子君 立ち入ってというよりは、この内容を解説していただいたことなんじゃないかと思ふんですね。そういう意味では、さらにこの内容をもう少しわかるように解説していただくような、そういう努力をぜひともいただきたいというふうに思ひます。

ところで、今回のこの捜査、そしてこの報告に至るまでになかなか問題点として幾つかのことが

残っているのじゃないかというふうに思うので

す。一つは職務権限、これをどう考えるか。先ほど言ったように、総理の職務権限あるいはその他の議員の職務権限、とりわけ議員の職務権限というのは一体どこまでかかるのかという問題もありまして、それから国会での役職ではなく、あるいは例えは官僚の御出身の国会議員の方については、その官庁にかかわる部分で何らかの影響がある、そういう部分は職務権限として何らかの評価されないのどうかとか、そういう問題がやはり残っているのじゃないだろうかというふうに思ふんですが、この点についてはどんなふうに解釈をされておりますか。

○政府委員(根来泰周君) 国会議員の職務権限等につきましても、今まで判例が相当集積されているわけがございします。そして一部言われているところは、最近、判例も職務権限を相当広く解釈しておるというような御批評もあるわけがございしますが、私もそれは当然の判決あるいは判例だと考えております。

しかし、役人の場合もいろいろ職務権限についても判例が集積されているわけがございしますから、我々はその法令の解釈あるいは判例の集積に従ひまして捜査処理を行うという方針には変わりないと思ひます。

○千葉景子君 それから、今回の捜査に当たられて、総体としてなすけれども、現在の贈収賄罪、この法的な建前、これと今回のリクルート事件、この適用に当たって今の贈収賄罪が直ちに適用し得ないような広範な部分が非常にたくさんあると思ふんです。そういう部分についての捜査の困難さとか、それから問題点、何かございませんでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) いろいろ贈収賄罪の捜査処理に關しまして、現場の実際捜査に当たっている者はいろいろな感觸を持っています、あるいは考えを持っていますけれども、私もその方へは、建前としては法執行機関でございします。

ですから、国会で国民の声を聞いていただいて、こういう点がやはり国民として処罰してもらわないうと困るというようなお話がありましたら、これはやはり国会で立法をしていただいて私どもに御下命になって、私どもはその法律を忠実に実行するというふうなことになると思います。したがって、私の方から捜査の都合でこういうふうにしていただいたいといひ申し上げるのは若干僭越な話だと考えております。

しかし、一つはこういう事件になって、私どもが考えるのは、今の訴訟法というのは非常に難しくできているという感じはございします。こういう非常に困難な事件になりますと、身柄の問題とか捜査の問題とか、いろいろ訴訟法に厳しい規制がございします。だから、これも国会でお決めた話でございしますから、その武器を最大限に有効活用して捜査をやったと思ひますけれども、その辺には限度が出てくるのではないかと感じは持っております。

○千葉景子君 リクルート関係についてもまだ明らかにしていかなければならない部分はたくさんあるかと思ひます。これは国会の責務でもございしますし、それから法務省についてもさらなるこの報告の、先ほど言いましたけれども、解説といひましようか、あるいはもう少し事実関係を明らかにしていただいたための御協力をぜひとも今後ともいただきたいというふうに思ひます。

時間もありませんので、次の問題に移らせていただきたいと思います。一つ最近問題になっていることで、大変私はこれは前向きなことではないと思ひているんですが、それによつてさまざまな権利関係に支障を来すようなことになると思ひますので、一つ質問させていただきますか。

それは土曜閉庁にかかりまして、例えば拘留所などは土曜日のさまざまな処遇、いろいろな取り扱いというものが支障を来しますが、これまでとは異なつた取り扱いが出てくるを得ない、こう思ふわけですか。とりわけ面会などの取り扱い

どについては、土曜日が閉庁ということになりますと、原則として面会ができないう今実態にあるのではなからうかと思ひますが、この点について、これは職員処遇をより改善していくという意味では当然しなければならぬ部分なんですから、他方、収容されている人間の権利、そういうものをできるだけ尊重していくという側面になりますと今度は矛盾した部分が出てきようかと思ひます。それについてちょっと今の実態を、土曜日についてはどうなっているか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(河上和雄君) 昨年の国会だったと思ひますけれども、この委員会でも千葉委員から、いわゆる土曜閉庁案に關連して弁護士面会だけは何とかしたらどうかと、こういうサセストンをお願いしました。

同じようなサセストンを衆議院の法務委員会でも何人かの委員からいただいたわけですが、当時、私、弁護士面会の憲法上の重要性から何とか積極的方向で考えたいと、こういうふうに御答弁したのを記憶しているわけですが、その後、主としてこれは大きな拘留所が問題になるのですから、大きな拘留所についてもいろいろ実態を調べ、相談をし、そして最低限、弁護士の方からあらかじめ連絡があり、またそれなりの緊急性、必要性のお話があれば職員を納得させて土曜日でも出すことはやむを得ないだろうというふうになりました。

で、それなりの案を私の方でつくりまして、日本弁護士連合会に私参りまして藤井会長や大石事務局長とも会つてこちらの案をお示しし、そして向こうの御賛同を得て各単位弁護士会にも流していただきました。

幸い、その後は私どもの案のとおり、スムーズに弁護士の面会というものが行われておりまして、大きなトラブルはない。あらかじめ大体御連絡をいただいて、職員をその際は出勤させて面会を実施している、こういう状況であります。ただ、これは今も千葉委員からも御指摘ありましたが、結局、職員にせつかくの休日である土曜日を返上

させて、午前中ではありますけれども出勤させる、こういう扱いをしているわけで、いわば職員を泣かせているわけでございます。

その際、やはり千葉委員からだったと思います。が、一般面会についてももっと積極的に考えたかどうか、こういうようなお話があったと思えます。私どもの方としても、これは現実の問題として、受刑者それから拘留所面方ひくるめまして一般面会をさせたいという気持ちはあるわけですが、特に受刑者の場合でいいますと、日曜日あるいは土曜日でも一般面会させますと、それを楽しみにして余り悪いことを中ではないというようなこともあるわけですから、どちらかといえ、そういう人権的なことのほかに私どもの方の処遇の問題からいっても、会わせる、会わせたいという気持ちは私どもとして持っております。

ただ、もちろん物に面会しますから、例えば被拘留者が奥さんと会って別れ話が出たりなんかするということと自殺がその後非常に多いものから、会わせただけにむしろこちらの方はたくさん職員を動員して見させなきゃいかぬ。そういう面もあるわけですが、一般論でいう限り、我々としては会わせたいという気持ちは持っております。

ただ、今千葉委員の御指摘のように、結局職員の数が限られておりまして、職員の勤務条件との兼ね合いということでやむを得ないわけですが、現段階においては今御指摘の面会について、これは主として東京拘置所あるいは大阪拘置所といった大きなところだろうと思えます。大きなところが中心ですが、やはり開庁土曜日には面会をさせておられます。そういう意味では、従来の開庁土曜日には会わせるわけですし、それから従来の土曜日は一応開庁しておりましたから会わせていたわけなので、それだけの意味での家族あるいは知人に対する、あるいは被収容者に対する意味では若干の保護は薄い、そういう状況になっているのだらうと思えます。

○千葉景子君 従前の統計といいますが、面会の状況などを見ますと、やはり土曜日というのは平

日に比べましてもその割合が大変高かったと言えらるんじやないかと思うんですね。そういう意味では、土曜日が面会できないということになりますとやっぱり外部交通という権利が非常に狭まってくる、こういうことが言えるんじやないかというふうに思ふんです。それをぜひ実現していくためには、今局長も申されたように職員の問題もあろうかと思うんですが、面会の方式についても意味では工夫あるいは新しい考え方などを取り入れて、職員の配置もある程度の数で足りる、それによって職員の間でも任務を軽くしていくというようなことも考えてよろしいんじやないかと思ひますけれども、そういう面会の方法なども含めてのお考えはいかがですか。

○政府委員(河上和雄君) たしか前国会でも千葉委員から、例えば月曜日を休ませるというような案はどうだろうか、こういうふうなサセクションをいただいた記憶があります。現在、ウィークデーはもちろん会わせているわけですが、必ずしもウィークデーでなくて、例えば土曜日、日曜日ということも考えられないわけではないと思ひます。その際も申し上げましたように、将来の検討する一つの事項であらうということで私も考えております。

ただ、土曜日、日曜日は現在のこの行政機関に関する法律では土曜日は日曜日と同じだということになっておりますのと、一般の職員について世間並みというのはあれかもしれないけれども、やはり土曜日、日曜日、世間一般が休むときに休みたいという希望は非常に強いわけでございます。御承知のとおり、監獄職員については国家公務員法上団結権が認められていないわけでございます。まして、結局、職員のいろいろな意向を酌み取るのは我々がしなければならぬ、あるいは施設長がしなければならぬことで、そういったいろいろな各施設での現場からの声をいろいろ聞いてみますと、やはり子供たちとの関係その他で、日は世間並みに休ましてもらいたい、休めるものな

それから夏休みはやはり世間並みに何日でもとりたい、こういうようなことを言うわけですが、例えば夏休みの問題を見ましても、私どもの統計では夏休みは二・五日しか平均でとっておりません、行刑職員の場合。これは一般の国家公務員の場合にはもう少し多いようございまして、総務庁の統計によると四・何日だったですか、かなり多い形になっておりますし、それから年休二十日間、これはいわば権利的なもので、とることが出来るわけですが、行刑職員、矯正職員の場合だけこれは十日を切っております。一般の国家公務員は十二日以上ということで、非常に勤務が過酷なわけでございますし、勤務内容自体も御承知のとおり、社会にあつてさんざん悪いことをしてきた人を相手にするわけですから、大変なやはり勤務をせざるを得ないわけでございます。

おまけに、何度も申し上げるようでございます、日本の行刑職員の被収容者一人当たりの人数、これを被収容者負担率と言っておりますけれども、これはいわゆる先進諸国に比べて極端に高い。一人で三・二とか三・二五といった被収容者を相手にしているわけですから、ちなみに、いわゆる先進諸国を見るとイギリスあたりが一・六、西ドイツは一・七、イタリアで一・一、こういったような数字なわけで、それじゃ職員の数をふやしてくれというふうに予算要求を私どもがいたしまして、現在の行財政改革の中では、なかなかそう簡単にお認めいただけるわけでもないわけですし、結局、開庁土曜日を何とか一般面会をさせたいという気持ちで、もしそれを何とかおとりするということになる、職員を泣かさざるを得ないだらう。といって、もし御承知のように月曜とか火曜とか水曜とか、そういった特定の日に休みにした場合、現在そういった日に休んでいる人たちが、あるいはそういった日に来るのが当たり前だと思ひている人たちが当然またたくさん来られるわけですし、と同時に職員の配置が、やはりそういったウィークデーの方が非常に余裕があるわけですが、私どもとしては、ですから、職員の配置の余裕のあ

るときに会いに来られれば会わすことはできるけれども、土曜日に会わせるために、じや月曜日の職員配置を極端に切り詰めることができるかといえ、これはできない。

なぜできないかという、やはり刑務所も他の社会との絡みがいりやうございまして、月曜日に休むことによって、例えば刑務所関係でしたらば作業の関係業者、これは月曜日は休んでおりませんので、そういった方々は月曜日に役所に当然来なければいかぬ。そういうようないろいろなこともございまして、できれば本当はウィークデーの日を土曜日にでも振りかえることができないかなというふうなことで検討はしたわけですが、これも、また検討を続けてはおりますが、なかなか難しい状態にあるわけですが。

それじゃ、どこかもう少しほかの方法はないだろうかということで、例えば退職したOBを何とか使うことはできないか。これは、やはり公務員でないで人を収容させるという仕事に直接使うことはできないだらう。それでは例えば会計とか庶務とか、どこかそちらの方にでもウィークデーに使って、それで手の浮いた人を土曜日にでも回すことはできないだらうか、そういうこともいろいろ検討しております。

しかし、現実にはなかなかいろいろな国家公務員法上の法規制がございまして、まだ結論を出すに至っておりませんが、何とか私どもとしても、できればやはり家族に会わせてあげたい。先ほど申し上げましたように、特に受刑者の場合には家族に会わせると後が非常にいいものだから、何とかしてあげたいという気持ちは持っております。それだけ申し上げたいと思ひます。

○千葉景子君 いろいろ細かい御説明をいただきありがとうございます。職員の方の問題等は私も十分理解できるところですけれども、基本的な考え方として、外部交通、面会というのがやっぱり受刑者なり被収容者の権利であるというところをまずもって基本的な基礎に置いていただきたいというこ

と。

それからもう一つは、今余りお話に出ませんでしたけれども、その配置を職員間でいろいろ工夫すると同時に、私はもうそろそろ面会のやり方について、今は私の知る限りでは一人について一つの部屋で、小部屋で一人の職員の方が立ち会つてというような形で面会がされている。こういう部分も、他のヨーロッパ諸国など、場合によって一定の大きなところで何人かが自由に面会して、そこに監視の人がいるというような形なども考えられるわけですから、そういうことなども含めながら、ぜひ権利としての外部交通権、こういうものを確保していただくような方向で検討していただきたい。

それはきょう、あすで結論が出るとは私も思いませんけれども、さまざまな面会の方法なども含めて検討する中で土曜の面会、このことをぜひ実現していただきたいというふうに思いますが、その点について、簡単に結構ですから方向性などを一言お願いします。

○政府委員(河上和雄君) 今御示唆いただいた、例えば大勢を会わせて一人の職員が立ち会う、これは当然弁護士やなくて一般面会だろうと思いがすが、そういったことも実は検討しなかつたわけではございませんが、結局プライバシーにすぐ絡んでくる問題でございまして、一人の職員が全部を聞くということ、何人かのお話の内容を聞くというふうなことになる、職員だけが聞ければいいんですが、ほかの人たちの会話もどうしても通ずるといふようなことになるのか。それを機械的にやるとすると、これも実は大変金がかかる。

いろいろな問題がございまして、なかなか簡単に現在のような職員配置から他の配置に変えることができないわけですが、先ほども再三申し上げましたとおり、私どもの方としては、会わすことができるならば、つまり職員が何とか絞り出せ、あるいは職員に負担をこれ以上かけないならば、会わせてやりたいという気持ちはございますので、今後ともいろいろな面で努力はしたいと思つております。

ております。

○千葉景子君 くだいようですけれども、会わせてやりたいという御配慮よりは、会わせることが原則として権利だということだけはぜひ強く指摘させていただきたいと思ひます。

それでは、法例の内容に移らせていただきたいと思ひます。

今回の法例の一部を改正する法律案なんですが、まず私が最初にびくつきりましたのは、この第一番目、要綱で考えますと第一番目なんですけれども、削除される規定がございまして、法律の異時施行に関する規定の削除ということなんです、これはこれまでどういうことで存在をしており、今回はどういう意味でこれが削除されることになったのか。まず、その点について伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) 法例の第一条の第二項でございまして、これは、この法例が施行された明治三十二年当時、台湾とか北海道、沖縄県、こういった地域については交通手段が完備していなかつたというふうなことから、官報などの到達期間が何月分にもなる。そこで、法律を全国に同時に施行した場合には、国民の知らない法律を遵守させるというふうな不都合も生じ得るということで、勅令をもって特別の施行時期を定めることができるというふうな規定されたものと思ひます。しかし今、全く時代は変わつてまいりました。特に、台湾というものはもう日本の施政権の及ぶところになつておるわけでございまして、これを削除するのは当然であらうかと思ひます。

ただ、これまで法例につきましては比較的この条文についていろいろ手を入れる、改正を施すという機会が少のうございまして、それも戦後、ハーグの国際私法会議で採択され日本が締結をした条約の批准に当たりまして、その該当部分を抜き出して単行法として制定をするというふうな手法がとられてまいりましたために、この法例の第一条二項というのはそのままにいわば残されてき

た。これはこの際つきりさせたいということで、改正の中に一つ加えたというところでございまして。

○千葉景子君 それとともに、全体にかかわる問題なんです、これは今残されている法律の中でもいわゆる片仮名で書かれている法律でございまして、現代では非常にわかりにくい、読みにくいといひましようか、そういう法律だと思ひんです。そういう意味では今後、この法例について片仮名法案を何とかするような方向があるのかどうか。あるいはこの法例全体については今回の改正以外にも、今後の改正の方向ということを含めて、どんなふうになつていくでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 今回の改正法が、従前から存しております法例の一部を改正し、その中に消し込ませるという形での改正となりまして、そのために片仮名の改正法案になつていくというところは、まことに私も少々遺憾に思ふ点がないわけではございません。これにつきましては、この部分を抜き出して単行法にして平仮名にするという考えも実はあつたわけでございまして、けれども、特に今回の改正の主眼目的の一つは、現行法例の中の男系中心の規定を改めて両性平等化を図るという点にありまして、対外的にも早急な改正をする必要があつたわけで、そのためにこれを非常に急いだわけでございまして。

親族関係の部分抜き出すといひしましても、なお検討の及んでいない後見の問題であるとかあるいは能力の問題であるとか、そういったものがございまして、親族関係の部分を取り出して単行法にするということも技術的に少々困難であるといふ事態になりましたので、改正を急ぐ必要上、現行法例に消し込ませる片仮名書きの改正法案で御提案せざるを得なくなつたというところでござい

ます。

将来、この法例の残された部分につきまして、さらに検討が必要があらうと思つております。したがつて将来的には、全体を改めて平仮名にするということを考えなければならぬであらうと思つております。

○千葉景子君 今回の法案の改正の柱は、今御説明があつたようにやはり男女平等の考え方、これを基本的はこの法律の中で位置づかせるといふことだろうというふうに思ひますけれども、これを法的な考え方と言ひますと、いわゆる選択的な連結の方法とか、あるいは夫婦共通の法律を適用するといふような方法とか、幾つかあらうかと思ひんですけれども、これまでのやり方と、それから今回取り入れられた方法、それがどう男女の平等あるいは子供の保護といふものと関連をしていのか、その辺を少しわかりやすく説明をしていただければと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) 婚姻に例をとりますと、準拠法は「夫ノ本国法」といふふうに書かれております。これは涉外的婚姻関係において適用される実質法をどこに求めるか、世界各国にたくさん併存しております法秩序の中のどれに求めるかという、それを指定する法律でございまして、これ自体が直ちに男女平等に反するといふふうには解釈されているわけではないんですけれども、ただ、その規定のあり方として夫と妻とを対等に扱うことは抵触法規の分野でもやはり考えなければならぬ。

そこで、その点につきましてこれまでの規定の仕方を改めるとなると、諸外国の例にもございまず三段階に分けての連結方式、これをとるのが現在の世界的な立法の流れであるといふことで、この改正法案の十四条にございましてような段階的連結の方法を採用したわけでございまして。

これはあくまでも抵触法規の定め方の上で両性の平等の実現を図るというところでございまして、その適用の結果が果たして今までの夫の本国法によつた場合と、それから改正法の段階的連結の方法によつた場合とでどちらが男女の平等になつていくのかというところは、具体的な涉外婚姻事件に照らしてみたい場合にはさまざまな態様があり得ると思ひますので、それは一般的に申し上げることはちよつと困難であらうと思つております。

○千葉景子君 その趣旨はよくわかりました。

それから、養子縁組などについてはこれまでのいわゆる配分的な適用、これを廃止してやりやすいようにされたということですが、これも、これもちょっと従前の形と今回取り入れられた形とでどう違が出てくるか、どう容易になつてくるか、その辺の基本的な問題を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) 養子縁組につきましては、現行法例では「各当事者二付キ其本国法ニ依リテ之ヲ定ム」と規定されておりまして、養親の側の要件は養親の本国法、そして養子の側の要件は養子の本国法、この両方を適用する、配分的適用と申しておりますけれども、そういう形での準拠法の適用になつております。したがって、これは両方の要件を備えないと養子縁組は成立しないという意味におきましてはかなり養子縁組の成立が難しいわけがございます。

これに對しまして、今度の改正法案では「養親ノ本国法ニ依ル」と、こういうふうな規定をいたしまして、これによりまして養子縁組というものが成立をしやすくなるということをねらつております。

ただ、養子縁組につきましては、養子の方の利益がどういふふうに保護されるかという視点も見逃すわけにはいかないわけございまして、従前の規定でございまして養子の本国法も適用されたわけでありまして、その養子の本国法の方で規定されておりました保護規定というものがあつていたわけでありまして、それが養親の本国法のみによつて縁組を成立させるということになると、落ちてしまいます。そこで、養子縁組の成立に於いて、養子とかあるいは第三者、公の機関などの許可とか同意とかが必要であるというふうな定められていたときには、その要件も備えなければならぬということでは子供の保護を図る。養子縁組という身分行為の成立は容易にするが、子供の保護については目配りを怠つてはいないということでございます。

○千葉景子君 改正内容の何点かで幾つかの共通

な概念というか、そういうものが用いられていて、ちよつとその点について御説明をお願いをしたいと思ひますが、例えば今回は婚姻などについて常居所地法、こういう考え方がとられていて、あるわけですが、これは実際にどういふ内容で、あるいはどういふ基準で考えられるものではないでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 常居所と申しますのは国際私法の分野で生まれた概念でございますけれども、人が常時居住する場所である。単なる居所とは異なつて、人が相当長期間にわたつて居住する場所であるというふうに理解をされております。でありますから、その認定につきましては居住年数であるとか、居住の目的であるとか、居住の状況であるとか、いろんな要素を総合的に勘案して決定されるということが言えます。

日本で考えてみますと、これは日本民法上の住所というのと大体同一のものであるといつて差し支えないと思ひます。住所という概念につきましては、これは国際的にはいろんな国でかなり異なつた内容のものというふうな把握をされておりますために、国際的にできるだけこれを統一した方がいいんじゃないかということ、この常居所という概念があらわれてきたものでございまして、

○千葉景子君 さらにそれと、次のランクといひましようか、そういうことで今度は最も密接な関係がある地の法律という三段目があるわけですが、これは今言われたように常居所地ということになると民法上の住所と同じようなものと考え、この密接な関係がある地ということになると、今度は具体的にどういふことを考えればよろしいんでしようか。

○政府委員(藤井正雄君) 夫婦の本国法が同じときにはその法律による、それがない場合でも夫婦の常居所地法が同じであるときにはその法律によるというふうな決めたといたしまして、それもない場合にどうするか、最後の歯どめが必要になつてくるわけございまして、そこを押さえるために密接な関係のある地の法律によるという第

三段階目の連結点をここに規定をしたわけでありま。

これはこの資料の末尾にございまして西ドイツの国際私法などにも同じような規定のされ方がしてあるわけでありまして、一番問題になりますのは離婚の場合にこれがかかわつてまいらうかと思ひますけれども、国籍を異にする夫婦が別居をしてしまつて国を隔てて居住しているような場合といふことになりまして、この場合には、例えばこれまで一緒に住んでいたところ、つまり過去の常居所地法というふうなもの一つ考えられようかと思ひます。また、夫婦の一方が子供と一緒に住んでいて、もう一方は別居している、その子供と一緒に住んでいて、その人の住所と地というものが密接な関係を有するといふふうにも考えることができようかと思ひます。

幾つかの例は想定されるわけでございますが、結局このような包括規定でございまして、その時点その時点で適切に判断するほかはないであらうと思つております。

○千葉景子君 次に、今回のこの法律案の中で、一方の当事者が日本人である場合には特別扱いといひましようか、そういう部分があるように思ふんです。

例えば婚姻の方式については、日本において婚姻を挙行した場合において当事者の一方が日本人であるときはこの限りでないということがありますが、それから離婚につきましても、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは日本の法律によるという部分があります。それからそのほかにも何条でしたか、補則的な方ですけれども、当事者が日本の国籍を有するときは日本の法律をその本国法とすると、幾つか、これはそれぞれ意味合いが違ふかもしれませんが、一方が日本人である場合特別な取り扱いがされていわけですが、これはどういふ理由で、それから具体的にどういふ内容になるのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○政府委員(藤井正雄君) 第一に御指摘になりま

したのが婚姻の方式でございまして、これまではいわば絶対的婚姻奉行地主義といふものであつたわけでございますが、それを改正いたしまして、当事者の一方の本国法によりたる場合も有効とするといふことにしたわけでございます。

そこで、日本で日本人が外国の人と婚姻をした、その外国の人の本国法によつて婚姻を成立させた。例えば儀式を挙げることによつて婚姻が成立するといふ国の人と婚姻をして日本の国内で儀式を行ったといふような場合、この場合でもその日本人は戸籍につきまして事後的に報告的届け出は必要でございまして、しかし、婚姻の成立自体はあくまでもその儀式によつて成立をしていする。その届け出は事後的に報告のために届け出をするといふことが必要なのであります。そういうことになりまして、日本で行つた場合にはその舉行地法である日本の方式としての婚姻の届け出を最初から要求してもそれほど当事者に困難を強いるわけでもないわけでございます。

逆に、そういう場合に当事者が報告的届け出もしないといふようなことになりまして、日本国内において日本人が日本人の身分関係を登録公証する責務を負う戸籍の吏員の知らない間に、戸籍に記載されないままに婚姻の成立を認めてしまつといふ不都合が生ずるわけでございます。婚姻の届け出をしないような人でありまして子供が生まれても子供の届け出もしないであらう。そうすると、日本人から生まれた日本人の子供であるにもかかわらず戸籍にも載らないといふような人もあらわれてくるという弊害も生ずるわけございまして、そういうことから、日本国内で婚姻を挙行した場合には日本の方式である婚姻の届け出といふことをこれは要求をしてよろしいんじゃないかといふことでございます。

それから、二番目に御指摘になりましたのが十六条の離婚についてであつたかと思ひます。離婚につきましましては、従来と変わりましたところはただし書きの方でございまして、「夫婦ノ一方ガ日本ニ常居所ヲ有スル日本人ナルトキハ」

したのが婚姻の方式でございまして、これまではいわば絶対的婚姻奉行地主義といふものであつたわけでございますが、それを改正いたしまして、当事者の一方の本国法によりたる場合も有効とするといふことにしたわけでございます。

「日本ノ法律ニ依ル」、これは例え、日本において夫婦がともに共通本国法を有するというのは、これは日本人で夫婦である場合でありますし、それから夫婦がともに日本に常居所を有するという場合、これは日本に住んでいる場合でございますから、このたゞし書きが意味があるのは第三段階目の密接関連法が適用される場合であらうかと思ひます。その場合に、その当事者が、一方が日本に住んでいて、日本で協議離婚をするという場合を考えてみますと、相手方が日本の方式に従つて日本の民法に規定している協議離婚のやり方で協議離婚をしようとしているわけでありまして、それから「日本ノ法律ニ依ル」としても別に相手方に不利益を与えることもないであらう。

それから、裁判離婚の場合を考えますと、これは国際裁判管轄につきましても被告の住所地を原則的な基準とする、被告の住所地に国際裁判管轄があるというふうに考えられているわけでございます。相手が日本へやってくる、日本の裁判所に訴えを起すというのならば「日本ノ法律ニ依ル」ということにしても格別不都合はないのではないかと。結局、こういう場合には日本法が密接関連法であるというふうに一般的に規定してしまつても特別不都合はないのではないかと、こういう考え方でございします。

それから、三番目に御指摘になりましたのが改正法の二十八条の規定に關してであらうと思ひます。重国籍を有する場合における本国法の決め方でございますけれども、こういう場合に、重国籍を有する一方の国籍が内国籍であり、他方の国籍が外国籍であるという場合には、多くの国の立法例においても内国籍優先の規定が置かれておられるわけでありまして、この点につきましてもこれまでの法例の規定の仕方を踏襲いたしております。

それで、これは實際的に申しますと、一つの国籍が日本である場合に、戸籍の窓口でその者が少なくとも日本人である、日本の戸籍に載っているというところであれば日本人であるわけですが、日

本人である場合にはその者が重国籍者であるかどうかということはどうも調べる必要がないわけでございます。要するに日本の国籍があれば、単一国籍なのか重国籍であるのかを調べる必要もなくその人の本国法は日本法であるというふうに考えてよいわけでございますので、そういう實際上の必要性もあるわけでございます。

○千葉景子君 大体わかつたような気がするんですけども、もう一度今の前提に私も頭の整理をしてみたいと思ふんですけども、少し条文に即してなんです。婚姻の効力につきましては、夫婦の本国法が同一であるときはまず第一段としてその法律による、それからその法律がない場合においては常居所地法ということなんです。その法律がないというのは同一の法律がないというふうな、この「其」というのは解してよろしいわけですか。

○政府委員(藤井正雄君) 仰せのとおりでございますが、ここでは夫の本国法と妻の本国法が同一なときと、それから同一でないときという決め方をしております。その夫の本国法、妻の本国法というその本国法というのは何であるかということとは二十八条で決まるわけでございます。単一国籍の場合にはその国籍の属する国の法律が本国法であることは明らかであります。重国籍の場合には二十八条によつてその夫の本国法というものをまず決める、それから妻の本国法というものを決める、そしてその二つを比べてみて同じであるか違ふものであるかということをお判断いたしました。同一の本国法があるかないかということを決めるわけでございます。

○千葉景子君 それから、非嫡出親子関係の部分なんです。これは十八条によつて嫡出でない親子関係の成立については、父との間の親子関係については子の出生のときの父の本国法、それから母との間の親子関係についてはその当時の母の本国法による。そして認知による親子関係の成立については、認知の当時の子の本国法がその子または第三者の承諾、同意云々という要件があります

けれども、そうするとこの嫡出でない子の親子関係の成立というのは認知とは別のことを意味しているわけですか。

○政府委員(藤井正雄君) 非嫡出の親子関係につきましては、特に父子関係でありますけれども、事実主義の国と認知主義の国がございまして、国によつては単に生理的父子関係があるということ、それが認定されればそれで父子関係があるという国もあるようでございます。

そこで、十八条の第一項前段に書いておりますのは、認知を要件とする場合もそうでない場合も両方含めて、とにかく父との間の親子関係の成立については出生当時の父の本国法によるんだ、こういうことを規定しているわけでございます。

さらに十八条の第二項におきまして、子供の認知ということの問題になります場合には、十八条の一項で言う子の出生当時の親の本国法でもよろしいわけですが、それにさらに加えて、認知の当時の認知をする親の本国法、さらにもう一つ加えてその当時の子供の本国法、そのいづれによつても認知ができる、こういう仕組みでございます。

○千葉景子君 それから次に、養親子関係の問題なんです。これについては今回の基本的な考え方としては、いわゆる配分的な適用ではなくて容易な成立を可能にするということが基本だということに思ふんですけども、子供の保護というのでしようか、養子もしくは第三者の承諾もしくは同意または公の機関の許可その他の処分のあることを要件としているときはその要件をも備えなければならぬものとするということになっております。すなわち、これは養子になるべき者の法律がそうであっても、これは養子になるべき者の法律がそうであっても、こういうことを要求していると考えてよろしいんですか。

○政府委員(藤井正雄君) そのとおりでございます。○千葉景子君 それから二十二条に、さまざまな親族関係についての法律行為の方式はその行為の成立を定める法律によるけれども、ただし行為地

法によることを妨げないということなんです。これはどういう理由でしようか。それから具体的に、これはどういふことが考えられるのでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 現行法においては十四条から二十条までに掲げられております親族関係についての法律行為、例えば認知であるとか養子縁組であるとか、そういったものの方式については、法例の第八条に法律行為の方式が決められてございまして、ここで「方式ハ其行為ノ効力ヲ定ムル法律ニ依ル」、さらに「行為地法ニ依リタル方式ハ前項ノ規定ニ拘ハラス之ヲ有効トス」、こういう規定がございまして、この規定が適用されたわけではございません。これはいわゆる場所法は行為を支配するという考え方に基づく行為地法、さらにその法律行為の効力を定めている法律の方式、これもいい、どちらでもいい、こういう考え方であつたわけではございまして、行為地法によることのできるという考え方はそのまま踏襲しております。

いま一つは「行為ノ効力ヲ定ムル法律ニ依ル」という点でございまして、これはむしろ行為の成立に關する事柄でありますので、行為の成立の準拠法、つまり実質的成立要件の準拠法と歩調を合わせた方がいゝのではないかと。ところで、成立の準拠法によらしめるのが適當であると考へましてこういう規定になつたわけでありまして、特に配分的適用をする場合でございまして、成立を定めている法律、準拠法というのは複數あるので決められないじゃないかということになります。その成立の準拠法によらず、こういうことになつております。

○千葉景子君 あと何点かちよつと補足的な部分などについてお尋ねをさせていただきたいと思ひますが、この補足的な規定にかかわる二十八条の關係なんです。これは本国法の決定をどうするかという部分なんです。その中で、当事者が地域的に法律を異にする国の国籍を有する場合にはこうせよという

規定になつてゐるんですが、この地域的に法律を異にする国の国籍というのは、これはちよつと具體的にどういふ例などが考えられるのか、もしございしましたら。

○政府委員(藤井正雄君) 一番典型的な例を申し上げますとアメリカ合衆国でございまして、アメリカにおいては各州ごとに州法が定められておりまして、カリフォルニア州のアメリカ人はカリフォルニア州法が適用される。テキサス州の人についてはテキサス州法が適用される。そこで「地方ニ依り法律ヲ、一つの国であるけれども一つの国の中に複数の法域が存している場合には、その国でこの人についてはどの法律、国の中の複数存在するうちのどの法律を適用するかということとその国が決めておりますので、その決め方に従つてその人についてアメリカの中のどの州の法律を適用するかということを決めるということでございます。

○千葉景子君 同じように今度は三十一條の關係では、「人的ニ法律ヲ異ニスル國ノ国籍ヲ有スル場合」と。それはその国の規則に従つてやはり指定される法律ということなんです。この「人的ニ法律ヲ異ニスル國ノ国籍」ということになりまして、これも具體的にはどういふ場合が考えられるんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 人的に法律を異にする場合として典型的なものを一つ挙げますと、その人の宗教によつて法律が異なつてゐるという場合がございします。

マレーシアにおきましては仏教徒について適用される法律とキリスト教徒について適用される法律とがございします。これは地域的に分かれてゐるわけじゃございせん、その人がどの宗教に属してゐるかによつて適用される法律が違ふわけがございします。そういう人につきましてはマレーシアの国が定めてゐる内部的な抵触規則に従ひまして、内部のどの法律を適用するかということを決めるということでございます。

これは昭和六十一年に国会で制定をしていただ

きました扶養義務の準拠法に関する法律の第七條で「當事者が、地域的に、若しくは人的に法律を異にする國に」云々といふ書いてございします。この「人的に法律を異にする國」といふものと同じでございします。

○千葉景子君 それから三十二條なんです、これはこれまでの御説明いただいたような部分とどうかわつて、どう違つてくるのだらうか、ちよつとわからない部分があるんですが、この三十二條といふ部分の内容を御説明をいただければと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) これは講學上反致と呼ばれてゐるものでございまして、前段部分は現行法の二十九條をそのまま踏襲しておるわけでありまして、例えば我が國の法律において離婚についてはその者の本國法による、當事者の共通本國法として指定される本國法を準拠法とすると。そこで本國法にまで尋ねてまいりますと、今度はその本國においてはどのような夫婦の離婚は常居所地法によるんだといふふうにその國が決めてゐるといたします。そういったしますと、日本の國際私法では本國法によるということ、一たんその本國の法律を適用しようとしたんだけれども、その本國の法律を見てみると、実は住んでゐるところの法律によりなさいと、こういうふうになつてゐる。とすると、日本に住んでゐる人につきましては再びはね返つてまいりまして日本の法律を適用して、結局日本の法律によつて離婚の裁判をする、こういうことであります。

そこで、これが從來の考え方であつたわけでありまして、今「夫ノ本國法」といふのを改正いたしました三段階の連結の方式をとるということになりました。その三段階の連結の方式をとるといふことは、當事者に共通する法律をここで非常に厳選し、選んで、三つの段階に分けて適用して、こういうこととございします。この三段階連結の場合にはもはや反致を認めない。これまでは反致が認められていたものではありますけれども、十四條とか十五條、十六條の場

合にはもう反致を認めないということにする。こういう考え方、十四條によつて定められた共通本國法なり共通常居所地法なりによつて離婚の要件を考えていく、こういうこととございします。

○千葉景子君 いろいろな点について御説明をいただきました。なかなか具體的な適用を頭に描きませんと、なかなかイメージがわかない部分があるんですけれども、今回の改正によりましていわゆる両性平等の精神を実現して、いこうということがほぼ完成をしたのではないかと、いふふうに思ふんですが、世界的な課題でもありますけれども、両性平等といふ部分についてはこれでは改正が終わつたといふふうにご覧願ひしてよろしいでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) この点につきましては、かねてから男女両性平等の精神に沿つて改正をしつゝ、今回の御指摘を受けてきたところでございまして、今回の改正によつてその目的は達したものと私も考えております。

○委員長(塩田啓典君) 午前中の審査はこの程度にとどめます。

午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十分開会
○委員長(塩田啓典君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

法例の一部を改正する法律案並びに檢察及び裁判の運営等に関する調査を便宜一括して議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひします。

○下相兼耕吉君 私、最初にリクルート事件の捜査について、その次に法例の一部を改正する法律案関係につきまして質疑をいたしたいと思います。

去る六月十三日の本院の予算委員会におきまして、法務大臣からリクルート事件の捜査結果に関する報告がございました。その中に、

本事件は、その内容が複雑かつ多岐にわたつておりましたため、捜査は約二百六十日の長期間に及び、その間、捜査に従事した檢察官は五十二名、檢察事務官は百五十九名、取り調べた参考人の数は延べ約三千八百名、捜索場所は約八十カ所、押収証拠品は約九千点に上つております。

という御報告がございまして、引き続き、檢察官においては、厳正公平、不偏不党の立場を堅持しつゝ、法律の定める手続にのっとり、事實の解明に当たり、法と証拠に照らして適正な事件処理を行つてきたものでありまして、という御報告がございました。

そこで、「法と証拠に照らして適正な事件処理を行つてきた」といふお話でございしますが、リクルート事件の一つの特徴といたしまして私が感じますのは、これはマスコミ先導型の事件であつたと、このように思ふのでございします。

御承知のとおり、昨年の夏ごろでございましたが、川崎市の元助役に係る収賄容疑事件というふうなものがマスコミに報道されまして、一躍リクルート、リクルートといふふうなことで、ぎやかに報道されるようになったわけでございます。マスコミが、何といひますか、社会正義を追求するといふ立場からいろいろ報道をなさる。あるいは檢察官も、その職責を通じて正義を追求する。ある程度、背景といひますか、基盤といひますか、共通する面はないわけじゃない、このように思ひますけれども、檢察当局はあくまでも法と証拠に照らして事件の解明といふものを地道に、そして肅々と厳肅におやりにならぬといふかねわけでございます。

マスコミはそれとは別な立場からいろいろ取材し、そして報道される。本件の場合にはそちらの方が先行してゐるわけがございまして、その後、言葉は悪いんですが、檢察庁の捜査なり事件処理といふものがついていくような形になつてゐる。マスコミ、新聞報道等によつて国民には、事件に対するある程度の輪郭なりあるいは見通しなり

予見なり、そしてさらにそれに基づいて希望といいますが、将来についての希望というものがありませんが、それと検察の地道に証拠に基づいて追求していくという姿勢とは、必ずしも一致しない。一致しない、今度は逆に検察の捜査が不十分じゃないかと、国民の期待にこたえられないんじゃないかというふうなことになると思うのでございます。

また、マスコミのそういうふうな一つの報道なり何なりにこたえようという形で検察が動くことにはないと思えますけれども、そういうふうなことになると思いますと結果的に捜査が適正に行われないということになりかねない。その辺のところが大変難しいところじゃないかと思うのでございます。

私もこの事件が起きました、大正の末期から今日に至りますまでのいわゆる疑獄事件と言われるような事件をちよつとフォローしてみただけでございますが、その中で非常に指摘したいのは、無罪事件というのが大変多いということでございます。

例えば、古くは松島遊廓移転事件、これは大正の末期から昭和の初めにかけて事件化されたものでございしますが、いろいろ当時騒がれたにもかかわらず、三名の人が無罪になったというふうな事件でございます。

さらにまた、御承知のような帝人事件、これは昭和九年の五月ごろの事件でございますが、この事件は性格的に見ますと今度のリクルート事件に非常によく似たところがございます。大臣が二人逮捕された、大蔵省の次官も起訴された。その結果、齋藤内閣が総辞職した。東京地裁で裁判が行われまして、四年余にわたって二百六十六回の公判が行われたわけでございしますが、全員無罪です。そして、それが確定しているわけですが、判決文なんか読んでみますと、証拠不十分というふうなものじゃなくて、空中樓閣であるというふうな形。そういうことになりましたと今度は一斉に、これもよくよく調べてみますとマスコミ先行型の、マスコミが大変事前に報道していた事実があるわけでございますが、今度は一転いたしまして検察の人権じゅうりんというところで大変問題になったというふうな結果になったわけでございます。

そういうことで、なかなか検察の処理というのは難しいわけでございますけれども、私はあくまでも肅々と、法務大臣の報告にございしますように、法と証拠に照らして適正な処理をする、それが仮にその当時の世論に必ずしもこたえられるようなものでなくても、それが私は検察の宿命であるというふうに思っています。

昔、昔でもないですが、ロス疑惑という事件がございまして、皆様御承知のとおり、三浦なる夫婦がロサンゼルスへ行きまして、銃撃されて、そして二人ともけがしたんですが、女房が重傷を負った。アメリカ政府に大変働きかけまして、アメリカの軍用機まで出して日本にその女性を持ってきた。当時のマスコミは、本場にすばらしい男性だというふうなことで、多くの女性が三浦にあこがれるといいますが、そういう風潮があったです。ところが一転いたしまして、あれはもうやらしたんだと、結局殺人事件で起訴され、今公判係属中だと思っておりますが、あんな憎らしい男はいないというところで今度はマスコミに一生懸命書き立てられる。しかし、そういうふうなことにいかかわらず、検察というものはやはり今申し上げましたように法と証拠に照らしてやらなくてはならない。これは大変苦勞されることであらうと思うのでございます。

そこで、リクルート事件そのものについて、政治的な道義の問題なり倫理の問題なり、これは大いに追及しなくちゃならない。それはしかし我々の問題であるわけでございます。それはしかし我々の問題じゃないと思っております。法務省は事件を処理される、そういうふうな立場からすれば、私は司法がそういうふうな分野まで介入すべきでない。あるいはもつと言いますと利用されるべきじゃない。やはり、その辺は厳然とした姿勢を貫かれるところに長い目で見て国民に信頼される司法のあり方があるんじゃないか、こういうふうな感じがいたすわけでございます。

そこで、大変御苦勞なされたわけでございますが、以下、先ほど読みました点につきまして若干お伺いしたいと思っておりますのでございします。一部の報道によりますと、五十二名の検察官と検察事務官百五十九名が従事されたということでございしますが、捜査の途中で担当の検察官が異動かなんかでおかわりになっているという報道がございしました。一般的に、ああいうふうな国民が大変関心を持って、その行方を見守っている事件で、捜査の途中で担当の検察官が変わるということ

は、ちよつと何といいますが、一生懸命やったのだらうかと、あるいはもう捜査は終わったんだらうかと、それでいいんだらうかとかいうふうな感じがあつたことは間違いないことだと思っておりますが、その辺について、まず最初に御説明いただきたい。

○政府委員(根来泰周君) ただいまの御指摘の人事異動の件でございますけれども、本年三月二十八日に、定例の人事異動でございすけれども東京地検の特捜部所属の検察官三十六名、部長、副部長、検事、副検事を含めて三十六名おりますけれども、そのうちの副部長二名を含む十四名が他に転出したしまして、それに相応する検察官が転入したということでございす。結論的に申しますと、この異動によって捜査に支障を来したということはないことは申し上げられると思ひます。

この件でございすけれども、私どもの人事異動というのは大体三月に定例の人事異動があるわけでございますが、大体もう十二月ごろに原案がでまして、そして本人に意向打診をして、そして三月に発令するというような慣例になっております。

御理解いたしておりますように、このリクルート事件というのは実際もう不透明な事件でございまして、どのように展開するか全然わからなかつたというのが実情でございす。したがいま

して、十二月当時にはまだそこまで切迫感といひますが、そこまで人手が要するという見通しはなかつたわけでございますが、日時が進んでいくに従ひまして、御承知のように二月十四日に強制捜査ということに相なつたわけでございすけれども、既にそういう人事異動の計画はできておつたものですから、それに従つて人事異動をし、かつ、そういうことを踏まえて人的な準備といひますが、事件に対する人的な準備を周到に行つておつたというのが実情でございす。

○下稲葉耕吉君 事情はわかりました。検察官五十二名、検察事務官百五十九名が従事されたということでございす。私の承知してるところによりますと検察官は超過勤務手当はない、このように理解いたしておりますが、それは間違ひございせんですか。

○政府委員(根来泰周君) お説のとおりでございます。

○下稲葉耕吉君 そうだといたしますと、ちよつと連休のきなかですとか、あるいはもう捜査に時間がございますから、早朝あるいは夜遅くまで調べもございすし、事件の検討もございすし、そういうふうな場合と平常一般的な処理をしてる場合とで待遇が全く同じだということ、私は、私としてはこれは大変なことだ、このように思ひます。検察事務官の方は、これは超過勤務の対象になっていると理解してよろしうございすしうか。

○政府委員(根来泰周君) 管理職を除きまして超過勤務手当の支給を受けております。

○下稲葉耕吉君 検察事務官の方は管理職を除いて超過勤務手当が出てゐる。これも大変だ、うと思ひますけれども、ちよつと細かく聞きますと、一般経費以外で事件捜査のために、例えば参考人は三千八百人と出てゐますが、この参考人に対しましては被疑者じゃないですから参考人の日当といひますが、旅費といひますが、そういうものをお支払いになっておるんだらうと思ひますけれども、そういうふうなことで、その他いろいろござ

いまいしうが、本件の捜査を終えられまして大体幾らぐらゐの費用といますか、予算といますか、かかったものでございまいしうか。

○政府委員(根来泰周君) 大臣の御報告にありまして二百六十日かかったわけでございます。ざっと申しまして一億五千万ぐらゐでございます。その内容は、超過勤務手当あるいは旅費、それから一般の庁費あるいは参考人等旅費を含めましてそういう金額になっております。

○下稲葉耕吉君 一億五千万と伺いましたが、この経費はそうすると既定経費の中で賄われたんでしうか。あるいは予備費なり、あるいはその他大蔵省との折衝でどういふふうになるかわかりませんが、その辺のところはいかがなものでございまいしうか。

○政府委員(根来泰周君) この経費のほとんどは既定経費の中で賄ったわけでございますが、不足分は、行政経費について節約という処置がとられておりますけれども、節約の解除あるいは人件費については若干予算に余裕がございましたので、人件費からの流用で賄っております。

○下稲葉耕吉君 「武士は食わねど高楊枝」という言葉もございまいしけれども、やはり検察官なり検察事務官の方々はそれぞれの仕事に大変な使命感をお持ちになつて、本當に一生懸命おやりになつていて思つたわけでございます。しかし、個々の人間にとつてみますと、そういうふうな使命感を背中にしよないながらも、やはり毎日毎日の生活をやつておるわけでございます。普通の実態より大変違つ、私も役所にいたからわからぬわけじゃないんですけれども、そういう場合の超過勤務手当にしても、実質的に超過をやつただけの支給ができているかどうか、これもなかなか疑問だらうと思ひます。

これ以上お伺いたしませんが、大変苦勞されていることだと思ひます。そういうふうな中で仕事をやられるわけで、やつていらっしゃる人たちは使命感に基づいて一生懸命頑張つてもらふわけじゃないんですけれども、皆様方、大臣初め管理

的、管理という言葉がいかにどうかかわりませんが、管理的な立場にある方々は、現実には働いていようというふうな人たちの苦勞に甘えることなく、やはり十分そういうふうな苦勞にこたえて、憂いがなく仕事ができるような環境に何なりをつくつていただくということが大変大切なことかと思ひます。

先ほど社会党の千葉先生の質問の中に、刑務所の職員の方々のいろいろな勤務超過といふことが、面会等に関連いたしまして質問がございました。さらにまた先ほどの法務大臣の所信表明の中にも、検察官、裁判官志望者といふものが少ない。これは司法試験制度にも問題があるんじゃないか。この委員会でもしばしば議論されているわけでございます。平均二十八歳で合格するということがなつて、司法修習生二年やりますと三十歳で初めて現場へ出る。定年が特別な方を除いて六十三歳だといふと、三十年そこそこぐらゐしかできないといふふうなことであります。給与が低い、転勤がある、住居関係が悪い、その他いろいろの理由で検察官志望者が少ない。そういうことも聞かれています。その辺のところを

十分配慮してもらわなくちゃならない、こういうふうな思ひでございまいしけれども、この事件を処理されましていかでございまいしうか。例えはこの前、四月から司法修習生が卒業した何だかんだしたわけですが、検察官の志望者がふえたとか、あるいはこの事件の結果、部内にとつていふふうな影響を与えたのか、士気が上がったのか下つたのか、あるいは外から、国民から検察庁にどういふふうな反応があつたのか、その辺のところをもしお聞かせいただければお願いいたします。

○政府委員(根来泰周君) 検察官初め職員に対しいろいろな温かい御配慮をいただきまして大変恐縮しているわけでございます。いろいろ先生が先ほど来御指摘のあつた点について、私もなによりいろいろ考えております。

まず、職員の勤務状態といふことが、そういう問題でございますが、平素の超過勤務といふのは多少忙しいものですからオーバーしてありますけれども、これは給与の中で賄つていようという感じはあるわけでございますが、こういう大事件になりますと極めて多忙でありまして、休暇はほとんど返上しておる、あるいは毎日十一時、十二時に帰るといふ生活を続けていようわけでございます。これは制度上、検察官あるいは管理職員に対しては超過勤務の支給はございません。ですから、そういう点については今後私ども、従来も考えておりますけれども、法制度の変更といふことが、法制度の改正を含めていろいろ考えていかねばならないことだと思ひます。

それから、この事件についての考え方でございますが、非常に今までの事件に比べて大事件であつたといふことは間違ひありません。ただ、私どもとしては若干考えねばならないのは、やはり端緒の問題があるわけでございます。これはやはり検察が端緒をつかんでやつたといふことじやなく、報道先行型、先導型といふふうには先ほどおつしやいましたけれども、そういう面があつたわけでございます。したがって、報道先行型であつたために非常に事件としてはやりにくい事件であつた。それで各種の情報をもとにして出てきて世間的には巨悪といふのがまず形として出てきて、それを検察が追いかけるというふうな形になつておるわけでございます。

御承知のように、検察の方は武器は刑事訴訟法だけでございまいし。刑事訴訟法によつて、証拠によつて認定した事実が重大な犯罪事実ならばそれは巨悪といふことに相なるわけでございます。情報で築き上げたものは巨悪といふわけにはまいし。それで、その辺に世間と私どもの、いわゆる法律との乖離があるわけでございます。これは先ほどおつしやつたように法律で適正にやることでございまいし。今後公判のあることでございまいしから、そういう結果に相なつたことは当然の話だと考えております。

それから、国民の間からの反響でございますが、事件終結までの間に一万一千通の激励文書が郵送される、また多数の激励電話が寄せられたといふふうに聞いております。また外国でも、タイムあるいはニューズウィーク等に取り上げられて、東京地検の捜査ぶりは国際的にも注目を浴びたわけでございます。

検事の任官者に対する影響といふのは、非常に間接的なものでございまいし。今後にかるわけでございますが、大体そういうふうな結果になつております。私どもとしては検察が全力を尽くして、その持てる法律によつて証拠を認定して終局処分を行つたと思ひます。今後仰せのようによつて公判維持に全力を尽くすものと考えております。

○下稲葉耕吉君 最後に、法務大臣にお願いがたお伺ひしたいんですが、法務省といふのはなかなか応援団の少ない役所でございます。それだけに大変苦勞も多いわけでございます。今もお話しいたしましたように処遇の問題、待遇改善の問題、たくさんいふような問題がございまいし。今お話ししましたのはその一端でございますけれども、こういうふうな問題を契機にいたしまして、大臣の抱負なり決意なりを伺えればありがたいと思ひます。

○国務大臣(谷川和徳君) もちろん、法の秩序を維持させていくということが法務省に与えられている一つの大きな仕事でございます。特に刑事事件のような法に違反をするような事件に対しては私どもとしては精いっぱい努力をしております。しかしながら、これは当然のことだと思ひます。援がなければこの仕事はできないものではないし、そういう意味からいっても法務省に対して国民の各位から温かい御支援と御理解をちょうだいしなきゃならぬ、こう思ひます。それから、実際に現場を担当する、特に検察の諸君はそれこそ口で言えない大変な、先ほど局長が休日を返上してという表現を使いましたけれども、まさに努力をしておるようなことでございまいし。

して、それにもまた御理解をいただきたいと思ひますし、それからそういうことに對しまして国会の方におきまして周辺の事柄につきましては御支援をいただきたい、こういうふうに思ひます。

それから、法務省の仕事は何も檢察の刑事事件といひますか、事柄にだけかわるものではない。國民の日々の生活に直接關係のあるようなその他の仕事も数多くあるわけでございまして、しかしながら、残念ながらこれにかかわる人の問題からいひますと、當然鑑定員法にもかかわつてまいりますし、それから予算の面でも必ずしもなかなか思ふように伸びてまいつてはおりません。社会がこれだけふくそう化してき、しかも國際化、行政需要が巨大化してくる中で、法務省の國民の權利義務に直接かわる日々の仕事に對しまして、ひとつぜひとも温かい御理解と御支援を今後ともお願いを申し上げなきやならぬ、こう考へておる次第でございまして、よろしくお願いを申し上げる次第でございまして。

○下稲葉耕吉君 次に、法例の一部を改正する法律案關係につきまして、時間もございせんが、御質問いたします。

提案理由の説明にもございましたように、國際私法、國籍法等の改正の動向及び最近の我が國における涉外婚姻を初めとする涉外的身分關係事件の増加にかんがみ、婚姻關係及び親子關係における準據法の指定をより適切なものとするため、要するに両性平等の精神に一層即した適切なものにするために改正するといふふうなことでございまして、基本的には賛成でございしますが、その前提に立つてお伺ひしたいと思ひます。

実は、この改正案をいただきました、何回も読み返してみたいです。なかなかわからない。なかなかわかりにくいというのが第一の印象でございまして。明治三十一年です、もう満九十年たつてゐるわけでございまして、この法律を今、中卒ぐらいの人たちに読ませてわかるかと思つたら、ほとんどわからないんじゃないだろうかと思つて、すね。やっぱり法律というのは平均的な日本人が

読んでわかるぐらいの法律が好ましいわけなんですけれども、先ほど社会党の千葉先生の御質問を聞いていても、やっぱりなかなかフオーロしくいくところも多いわけなんです。

そこで、私も読み出しまして、第一に改正案の最初にひつかりましたのは、「第一条第二項を削る」とあるので何だろうかと思つたら、「台湾」といふ言葉が入つてゐるんですね。もう戦後四十四年たつてゐるわけですが、そういうふうな言葉が、實際は及ばないわけなんですけれども法律の条文として残つてゐる。条約の改正だとかほかの法律の改正で一部改正がなされた程度で、今回こういうふうな形で改正案が出てきたんですけれども、それでも片仮名です。最後まで読んでみると、附則だけ平仮名で書いてあるといふふうな状態になるわけなんです。

そしてまた、言葉にいたしましてもなかなかわからない言葉が多いんですね。「方式」とか「準正」とか「常居所地」とか。それで私も手元にある辭典を引いてみたんです。そうしますと、講談社から出てゐる現代實用辭典を引いてみたら、方式といふのはあるんですね。ところが、準正だとか常居所地といふのは辭典にもない言葉なんです。そこでさらに今度、三省堂から出てゐる新小辭林、これを読んでみたら、これも方式だけある。方式といふ言葉だけなんです。一定の形式または手続。それならば手続だとか形式といふのは我々がよく使う言葉だからそんな言葉にかえてもらつたらどうだろうか。

そこで、今度は岩波の二千四百ページから成つてゐる広辭苑を読んだら、やつと準正といふ言葉が見つかったわけですね。ところが岩波のその二千四百ページの広辭苑において、常居所地といふ言葉はついに見当たらない。ですから、勉強しようと思ふ人が辭書をついて出てこないんです。そういうふうな改正案がまた出てきてゐるんですね。まあ、それはいろいろ経緯もあることはよくわかるんですけれども、ですから、何も刑事局と民事局の話をするわけ

じゃないんですけれども、刑事局の方は監獄法の改正で刑事施設法、これは今度よくわかりますね。内容の議論が今あつて、まだ参議院まで回つてこないんですけれども、内容は理解できるけれども、民事局サイドの一部改正といふことでですから、さうだったんだらうと思ひますけれども、これはなかなかわかりにくい。

そこで、その辺の経緯を聞こうと思つたんですが、時間もございせんので、實際この法律の運用をするのは市町村だと思ふんですね。市町村の扱う人たちは年間何件ぐらい扱うんだらうか。そして實際扱う人たちがわかるんだらうかどうか、そのためには教養をどういふふうになさるんだらうか、その辺のところについてひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(藤井正雄君) 全面改正に至りませんでしたために、このように片仮名の法律を片仮名に、このまゝ改正するといふことになりまして、わかりにくいという御批判を受けるのはまことにものごとでございまして、この点はおおびに申し上げます。

それで、この種の涉外的な戸籍事件がどのくらいあるかといふことでございまして、お手元にご覧いただきます資料の三十四ページといふところでご覧いただけます。これは目次の六、法例の一部を改正する法律案参考資料といふところの三十四ページをごらんいただきますと、涉外婚姻數調べといふのがございまして、日本人と外国人との婚姻届け出數を人口動態調査結果によつて數字でもつて表示をいたしております。

これをのぞいていただきますと、昭和六十二年ではこの涉外婚姻事件は一万百七十六と四千四百八を足しまして一万四千五百八十四件でございまして、五年前の昭和五十七年は八千九百五十六件でございまして、六割以上の伸びを示しております。もつとさかのばりましてこの表の一番上、昭和五十年で見ますと六千四百五十五件でありますから、その時点から見ますと倍以上に伸びてゐるといふことになりまして。

そのほか、裁判所の司法統計によりますと、昭和五十七年と六十二年で比較いたしました涉外養子縁組の許可件數は百七十二件から五百五十二件へと三倍強の増加をいたしております。全国の家事事件の涉外事件の新受件數はこれまたこの六年で約六割増の多い伸びを示しております。非常な涉外戸籍事件が増加してゐるといふことがうかがわれます。

ただいま準正とか常居所地とかいふようなわかりにくい言葉がある、こういう御指摘でございまして。これはまことにそのとおりという面もあるわけでございまして、準正と申しますのは、民法の七百八十九条に規定してあるものにつきましてこれを講學上準正と呼ぶといふことがほぼ確立いたしておりますし、また、常居所地といふのも、これはハーグの國際私法會議でもつてこのいふ概念を使うといふことが世界的になりまして、これがいずれも既に國籍法なりあるいは扶養義務の準據法に關する法律なりそれぞれ取り入れられておるわけでございまして、實際の事務担当者にはそれなりに理解をしてもらえるであらうと思つております。

實際の事務處理上の指針となるように、私どもの方で通達を發出する準備はいたしております。○下稲葉耕吉君 御説明ございましたけれども、この資料は婚姻の届け出だけでございまして、出生もあれば、離婚もあれば、あるいは認知もあれば、養子縁組もあれば、離婚もあればといふふうなことだらうと思ひます。

もう時間も参りましたので、この辺でやめますけれども、やはり専門家がわかつてゐる役場の人たちが理解していただいて間違ひのないようによつていただかなければ國際的にもまた國內的にも問題になるわけでございまして、その点を強く要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。○猪熊重二君 今回のこの改正案は、ことしの一

月三十日に法制審議会から答申されたものを急いで改正案にまとめて国会に提出されたということ、短い期間にこのようなものをまとめたことは非常に御苦勞なことだと思います。

ただ、今回のこの改正に関連して法制審議会ではその私法部会で、昭和三十六年の四月に法例改正要綱草案婚姻の部、それから昭和四十七年十一月には同じく親子の部というものについて、改正に關し、各種提案、提言がされているわけですが、今回の改正にはこの従前の試案がどの程度生かされているのか、概略で結構ですが御説明ください。

○政府委員(藤井正雄君) 法制審議会の国際私法部会は、昭和三十六年と四十七年に改正要綱草案を発表いたしておりますが、そこでは裁判管轄権及び外国裁判所の裁判の承認の規定を置くことといたしておりました。今回の改正案はこれを設けていない、この点が違ふところがございます。

これは、両性の平等の観点から改正を早く実現する必要があるということで改正法の実現を急いだということが一つございますのと、例えば国際裁判管轄権につきましては、我が国が独自に定めても条約の根拠がない限りメリットがいささか薄いというようなこと、あるいは最高裁判所の判例でもって一応実務上の基準はでき上がっているというようなことから、この点は今回の改正案には盛り込まれていないわけがございます。

○猪熊重二君 先ほど申し上げた試案の提案事項の一つでもあるわけですが、現行の法例という名前の法律は、いわゆる法例、直接的な法例の規定としては一条と二条があるだけでして、そのあと三条から三十一條まで、要するにこの法例という名前の法律のほとんどは国際私法に関する規定なんです。そのために、この試案でも、法例中の国際私法に関する規定を現在のこの法例から分離して、独立の法律としたらどうかというふうな提案がなされているわけですが、先ほどの民事局長のお話で、急いで部分的にということ、部分的な改正ということだったのでできなかったんだらうとは思いますが、この辺は検討はされてみたんで

しょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 三十六年、四十七年に発表いたしましたおりますかつての改正要綱草案も、やはり婚姻と親子に関するものでございまして。中断後、今回両性平等の観点から、改めて審議を始めて、今回の改正案の立案に至ったわけでございます。今回の審議におきましては、これ以外の部分には審議は及んでおりません。

○猪熊重二君 それからもう一点、改正に關する総論的なことで、この法文の形態については先ほどから千葉委員、下稲葉委員の方からも出ておりましたけれども、平仮名、口語文の問題、それからそれ以上に、この法例の規定についてはもう規定の内容が非常に不完全であつて、判例、学説によつて補充しなければ実際の運用に非常に支障を来すというふうに言われているわけですが、要するに、国際私法という法律は、判例法、学説法と言われているという状況にあるわけですが、

このような状況を踏まえた上で、今後の全面的な改正の予定はあるのか、あるいは計画はあるのか、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) これは今後、法制審議会の国際私法部会でのようなものをどのようにして審議していくかということにかかわってくるわけでございますけれども、いつまでも片仮名の法律ではぐあいが悪いということも私もよく認識をいたしております。したがって今後、法制審議会でも今回積み残した分について十分な検討をしていただいた上で、今回の改正分も含めて、平仮名による立法にすることを検討したいという事務的には考えております。

○猪熊重二君 それでは、今回の改正に關して各条文的に個々にお伺いしていきたいと思ひます。まず最初に、十三條二項について伺ひますが、先ほど下稲葉委員からも出ましたけれども、「婚姻ノ方式ハ」という、「方式」というのはどういう意味なんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) これは婚姻の形式的成立要件に属するものを指しております、具体的

に申しますと、我が国でございすれば市区町村長に對する届け出がこれに当たります。ほかの立法例で申しますならば、公開した場所における儀式であるとか教会における儀式であるとかというふうなことでございまして、そういう方式でもって婚姻が成立をするというふうな定められているものもございまして。

○猪熊重二君 そうすると、十三條の一項で「婚姻成立ノ要件ハ」と書いてあるわけですが、二項で「婚姻ノ方式ハ」と書いてあつて、この「婚姻ノ方式ハ」というのが今おっしゃつたように婚姻成立の形式的要件ということだとすると、一項の「婚姻成立ノ要件」という用語は二項の婚姻の形式的成立要件を除外した要件、すなわち婚姻の実質的成立要件ということを意味するわけでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) そのように理解いたしております。

○猪熊重二君 そうすると、立法の形式として現行法の方は、対照条文で下の方が現行法になつておりますけれども、現行法だと方式はただし書きになつてはいるわけですが、ただし書きになつてはいるのは、本文の「婚姻成立ノ要件」の中に一応全部入つていて、ただし形式要件としての方式はということと現行法だと意味がわかるわけですが、改正案の場合には一項と二項が別建てになつて、改正案の場合には一項と二項が別建てになつて、二項で「婚姻ノ方式」というふうな別建てにして、二項で「婚姻ノ方式」として読みにくいと思ふんですが、その辺は配慮されなかつたんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 現行法の規定は、「婚姻成立ノ要件」という中に婚姻の形式的成立要件と実質的成立要件との両方を含めるような形でまず本文を書いて、ただし書きでその形式的成立要件を切り出したというふうな読みかたができるわけでございます。しかし、法例の中のはかの規定ではすべて、認知にしましても、あるいは養子縁組、準正などにいたしましても、実質的要件を規定いたしましたして、方式はそれとは別に規定をして

いるということになつておりますので、それと平仄を合わせることもよろしいというふうな考えを以て、またこの要件というのは形式的成立要件を除いた実質的要件のみを指すということが現在では解釈上確定しておりますので、今回の立法ではそういう解釈に基づいて立法したわけでございます。

○猪熊重二君 次に、同じ十三條の三項についてお伺ひします。

現行法の二項の規定が三項の方には入つておりません。要するに現行法の二項というのは、在外日本人間の婚姻の方式についてはこのとおりのもを有効とするという趣旨の規定ですが、これが改正法では削除というか、全然記載されていませんが、これが書かれなくなったこの後の手だてとか、その辺のことはどういうことになるんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 現行法では婚姻の形式的成立要件は「婚姻ノ方式ハ」として、挙行地法主義をとつておるわけでございます。ところが、在外の日本人間で婚姻をしようとするときには、いわゆる外交婚、領事婚というものが民法の七百四十一條で認められております。これは挙行地法の法律による方式ではございせん。そこで、現行法のもとではこの七百四十一條は適用があるんだということを明示しておかなければならぬわけでございます。ところが、改正法では絶対的挙行地法主義を緩和いたしまして、各当事者の本国法の方式によつてもよろしいということにいたしました。そうなりますと、在外の日本人同士が日本の法律を準拠法にして婚姻をするということができるようでございます。これは当然に含まれるわけでございますので、これはここにわざわざ切り出して規定をしなくてもいいということになりますから、削除したわけでございます。

○猪熊重二君 次に、十四條についてお伺ひします。

十四条の第一段に「夫婦ノ本国法同一ナルトキ」といふにありますが、これは夫婦の本国法の内容が同一であればよいという趣旨なのか、それとも夫婦の本国法が同一の本国法そのものでなければならぬという趣旨なのか。いかがですか。

○政府委員(藤井正雄君) 夫の本国法と妻の本国法がそれぞれ別物ではあるけれども内容が同じであるといふものは含んでおりません。あくまでも夫の本国法と妻の本国法が同じ国の法律であるといふことを意味いたしております。

○猪熊重二君 そうだとすると、この規定は夫婦の国籍が同一なときはその国の法律によるという規定を書けばもう少しはっきりするように思いますが、そう書いたんじやまずいわけですか。

○政府委員(藤井正雄君) 夫も妻も単一の国籍しか有しないという通常の場合を考えますと、まさにそれでよろしいわけでございますけれども、現在在は重国籍の人が非常にふえてまいっております。重国籍の人の本国法というのは、この法例の考え方では、改正法の二十八条一項によりましてそれぞれの人についてそれぞれ本国法は何であるかといふことをまず決めまして、その二人の本国法が同一であるかどうかといふことを判断する、こういう考え方に立つて十四条のような規定をしたわけでございます。

○猪熊重二君 さらに、この場合、「夫婦ノ本国法同一ナルトキ」といふことに限定するものもそれなりの意味はあるでしょうけれども、もう少し当事者利益を図るという意味からいって場合には、夫婦の協議によるその一方の本国法というふうな規定にしておいたら、もう少し婚姻の効力に關して便宜だろと思うんですが、その辺は考えられませんか。

○政府委員(藤井正雄君) この十四条でいう「婚姻ノ効力」といふのは婚姻の身分的効力のことを指しているわけでございます。一方、婚姻した夫婦の間における財産についての制度、これは夫婦財産制でございますが、これは次の十五条に規定

をいたしております。夫婦財産制につきましては、これは財産に関するものであるといふことからいたしまして当事者の自治を許すといふことが考えられます。そこで、国際私法会議が定めております国際私法条約におきましても、夫婦財産制につきましてはは当事者が一定範囲内の法律を選択するといふ選択制の準拠法の決め方を認めているわけでございますけれども、純然たる身分的法律關係について法律選択を認めるという考えはこれまでもないようでございます。それはどうも相当ではないのではないかとこのように考えております。

○猪熊重二君 それから同じくこの十四条で、常居所地法という問題に關して先ほど御説明があつたんですが、民事局長の御説明だと、日本民法の場合では住所とほとんど同視し得るというふうな御意見でした。しかし、そうすると一つの法律の中に住所、住所所地法、常居所地法といふふうなことが日本の場合には実際問題としてダブつちゃう。ただ、ダブらない国もあるからいいんだと、こういうことになるわけでしょうか。

○説明員(濱崎恭生君) 確かに御指摘のとおり、改正後の法例におきましては常居所地という概念と住所という概念と両方残るわけでございますが、今回改正の対象としております人の身分關係に關する準拠法の場面につきましては住所という概念は残らない。すべてこれは常居所というものを連結点にするという取り扱いをすることにしております。

現在、住所として残っている代表的なものは法例の十二条の債權譲渡の準拠法でございますが、こういうた取引の場面に置きましては常居所といふものを連結点にするのは必ずしも適當でございせん。例えば法人の場合もその対象になるわけでございますが、常居所という概念は自然人についてのみ存する概念でございます。法人については常居所という概念はないと、こういうふうな考えられております。したがしまして、そういうた取引の場面に置きましては住所という概念を依

然として使わざるを得ないということで、その両方が残るということになっておるわけでございます。

○猪熊重二君 次に十五条についてお伺いします。一項本文についてお伺いすると、現行法では「夫婦財産制ハ婚姻ノ當時ニ於ケル夫ノ本国法ニ依ル」といふことで、本国法について「婚姻ノ當時ニ於ケル」といふ時間を固定するいわゆる不変更主義をとつておりますけれども、改正法は時点の固定といふことをとつておりませんけれども、その趣旨はどういうところにありますか。

○政府委員(藤井正雄君) 先ほど十四条の婚姻の効力と十五条の夫婦財産制とを対比して申し上げたわけでございますが、準拠法を定める時点につきましては、婚姻の身分的効力の準拠法と同じやり方をとるといふのが両者の一貫性の点から望ましいといふふうな考えたことが一つでございます。

それともう一つは、夫婦財産制のように現在の生活に直接影響を与える法律については、現行法のように過去の属人法によるよりも、現在の當事者に最も密接に關連する法律によらしめる方が望ましいといふ考え方でございまして、こういうふうな理由から変更主義に改めることとしたものであります。

○猪熊重二君 同じ十五條の二項についてお伺いします。

二項には、外国法による夫婦財産制云々の場合には「善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ」と、この「善意ノ第三者」の「善意」といふこと、あるいは「第三者」といふこと、これはどういうことでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 夫婦財産制は、夫と妻との間での例えは財産は特有財産であるのか共有であるのか、その管理はだれがするのかというふうなことに對しての決まりでございます。したがつて、ここで第三者といふのは、そういう夫または妻と何らかの法律關係、取引關係に立つ

者をここで第三者と呼んでおるわけでございます。

この場合、例えば一例を挙げますと、フランス人同士の夫婦がいる。そのフランス人の夫婦の財産について取引關係に立つ第三者がいるという場合に、その相手方が自分の取引の對象者はフランス人夫婦であるといふことを知つていたとすると、その人の準拠法は、特にほかの法律を選択していない限りは、共通本国法であるフランス法であるといふことを知つていたといふように一応判断できるではなからうか。ただし、これはいろいろな条件が加わりますので簡単に例を挙げることが難しいかと思ひますけれども、今のようないことが一応言えるのではなからうかと思ひます。

○猪熊重二君 そうですか。そうすると、「夫婦財産制ハ」といふことは、今局長の出した例で言へば、フランス法における夫婦財産制の内容について知、不知が善意、悪意といふことだと私は思つたんですが、そういうことなく、二人がフランス人ならば、特別のことがなければこれはフランス法が準拠法になるといふことについての知、不知の問題だと、こういうことになるんでしょうか。

それからもう一点、通常法律用語では「善意ノ第三者」といふふうな場合には、取引の當事者に対するその取引の、何といふか、取引の當事者の別の人を第三者と、こういう用語を言ふんですけれども、今のお話だと第三者といふのは、今の例で言へばフランス人と取引をした当の相手方が第三者といふことになるわけですか。

○政府委員(藤井正雄君) 夫婦財産制には御承知のとおり法定財産制と夫婦財産契約とございまして、今簡単な例を挙げるとりて法定財産制のことを申し上げておるわけでございますけれども、フランス人夫婦であることを知つていた場合には、その準拠法はフランス法であるといふことについて悪意である、これは悪意の第三者に当たるといふふうに解しております。ここで言う第三者といふのは夫婦以外、夫婦財

産制についての直接の当事者は夫婦でございまして、それ以外の第三者をいっていただいております。ただし、一般第三者、何の利害関係もない第三者というのは第三者には入りません。あくまでも取引に入るとか何とかしたようなそういう第三者がここに言う第三者であると、こういうふうにご考えております。

○猪熊重二君 何かよくわかりませんけれども、通常第三者という、甲乙が取引して、それが取引の当事者で、それで今度丙という取引に直接の当事者ではない者を第三者というんだけれども、これはフランス人と取引した当の相手は第三者というとなんだそうで、非常に頭の回転をよくしないとよくわかりません。

その同じ条項の中で、「此場合ニ於テ其夫婦財産制ニ依ルコトヲ得ザルトキハ」と、こうありますが、「其夫婦財産制ニ依ルコトヲ得ザルトキ」というのは、具体的にはどんなことが想定されるわけでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 第三者と申しますのは、要するに夫婦と何らかの利害関係に立った第三者でございまして、その第三者が善意である場合、そして自分は善意であるということを主張した場合には、外国法による夫婦財産制についてこれをその第三者に対抗することができないわけでごさいます。そうした場合にそれじゃそれはどうなるのかということになりますので、その夫婦財産制によることができない、フランスの夫婦財産制によることができない場合には、その行為をした行為地法である日本の法律によることにさせると、こういうこととございまして。

○猪熊重二君 そうすると、書いてあっても書いてなくても同じことじゃありませんか。「善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ此場合ニ於テ」。「其法律ニ依ル」と、こう書けばいいのであって、「其夫婦財産制ニ依ルコトヲ得ザルトキ」とわざわざ限定して書かなくても、善意の第三者に対抗することを得ないときには、よることを得ないときは

当然なんだから、不必要な文言になるんじゃないやありませんか。

○説明員(濱崎泰生君) その夫婦財産制がある国の法律によるということをご知らない者には、その法律によるということに対抗することができないわけですが、そういう場合でも相手方が善意であるという抗弁を出しませんで、それはそれで当該国の法律による財産制であるということをご認めるという態度に出された場合には、それは原則としてその国の法律によつて規律されるわけでごさいます。そういう場合にまであえて日本法によるということにする必要はないわけでごさいますので、その点を明確にするために、そういう場合であつて、しかも相手方がそれを善意であることを主張したためにその夫婦財産制によることができないときはというふうにご明確にしたわけでごさいます。

○猪熊重二君 続いて、十六条についてお伺いします。概括的な質問で申しわけありませんが、十六条のただし書きは、趣旨だと勘違いとか、どんなことになりましようか。

○政府委員(藤井正雄君) 「夫婦ノ一方が日本ニ常居所ヲ有スル日本人」であるときには常に「日本ノ法律ニ依ル」ことができることといたしまして、いわば内国法優先の定めをしたわけでごさいます。離婚は、十六条本文にございまして四に四の規定の仕方と同じでございまして三段階連結になっているわけでごさいます。このただし書きが適用されるのは夫婦の共通本国もない、共通常居所もない、したがって第三段階である密接関連法に準拠して離婚の要件を考えなければならぬ場合を指すわけでありまして、それは論理的にそうなるわけでありまして、そのような場合には、例えば協議離婚をするという場合でございまして、相手方は日本人との協議に依つて離婚に同意をしているわけでごさいます。これは日本の法律によつても構わないということをご認めているわけでごさいますので、日本の法律に準拠して協議離婚を認めても何ら外国人を差別したことにはならないであらう。

それからまた、裁判離婚の場合を考えてみますと、国際裁判管轄につきましましてこれを定めた明文の規定はございせんが、民事訴訟法で定めております国内的裁判管轄の考え方をここに持つてきて、それによつて判断をするのが一般的な考え方でごさいます。そうなりますと被告の住所地を原則的な基準とすることになります。ですから外国人が日本に来て裁判をするという場合が普通でございまして、そういう場合には、これまた日本を密接関連法であるというふうにもう法定してしまつても格別不都合はないのではなからうかと思つております。

○猪熊重二君 次に十七条についてお伺いします。十七条の一項、二項両方関連するわけですが、子供の嫡出性の問題に關して、夫婦の一方の本国法で嫡出なるときは嫡出とするという趣旨になります。ところが、その場合には夫婦の一方の本国法では嫡出、他方の本国法では非嫡出というふうな場合でも、ともかく片一方で嫡出ということが認められる限りは嫡出だと、こういうことでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) そのとおりでございします。

○猪熊重二君 次に十八条についてお伺いします。十八条の一項の親子関係の成立ということについては、認知による親子関係の場合もしくは血縁の事実による親子関係の場合両方含むというふうなことは先ほどの御答弁でわかつたわけですが、この一項の規定があつて親子関係の成立についてこういう場合は親子関係が成立するぞと、こう書いてある。それに対してさらに二項が設けられた趣旨について説明してみたい。

○政府委員(藤井正雄君) この一項は、「出生ノ當時ノ父ノ本国法」または「母ノ本国法」ということになっておりまして、これはその前の条文の嫡出子に關する準拠法の規定と平仄を合わせて、出生時の法律によつてそれを定める、こういうふうにしてあるわけでごさいますけれども、現行法は

「子ノ認知ノ要件ハ」認知ノ當時父又ハ母ノ属スル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定メ、こういう定め方をしておりますので、現行法例が定めております認知の当時の認知をする親の本国法というものの準拠法の一つに加える。さらに、現行法は配分的適用をいたしておりますので、「認知ノ當時子ノ属スル國ノ法律」というのも掲げておりますので、これも準拠法に加える。そしてこれらすべて選択的な準拠法にする。そうすることによりまして認知の成立を容易ならしめるといふ考え方であります。

○猪熊重二君 そうすると、二項の読み方なんです。認知ノ當時ノ」という文言はどこまでかかるとですか。

○政府委員(藤井正雄君) これは、「認知ノ當時ノ認知スル者又ハ子」の両方にかかると。

○猪熊重二君 認知の当時の認知する者または認知の当時の子と、この二つは「若クハ」と書かないで通常「又ハ」と書くわけですか。

○政府委員(藤井正雄君) この文章の中では選択的なつなぎをする接続詞は「カ」所しかございせんので「又ハ」でよろしいのではないかと思います。

○猪熊重二君 そうすると結局、一項と二項は、一項の方で子の出生当時の本国法を基準にしてなるべく認知が認められる場合を多くしよう。二項の方は、子の出生の当時の問題でなくして、認知の当時の問題として引き直して考えてみた場合にも認知ができるならばその成立を認めようというふうなことで、一項、二項、まあ一項は認知全部じゃありませんけれども、認知に關して言えば、一項、二項両方とも時のポイントを変へることによつての認知が成立する場合の準拠法を多く認めよう、と、こういう趣旨だと理解してよろしいわけですか。

○政府委員(藤井正雄君) 仰せのとおりでございします。

○猪熊重二君 次に十九条についてお伺いします。

この準正についても先ほど下稲葉委員の方からいろいろお話ございまして、私も漢和辞典を見たけれども準正というのは結局ない。大体それじゃ民事局長、この準正という言葉の国語的などうか、漢字的な意味はどういうふうな理解しておられるんですか。

○政府委員(藤井正雄君) これは私も大学で講義を受けた当時からもう既に準正という言葉がございまして、これは七百八十九条によって「嫡出子たる身分を取得する」、そういう法律関係を準正と呼んでいるというふうな理解をしております、そういう考え方で定着をしてくいて疑いは持たれていないというふうに思っております。

国語的な意味は、多少調べてみましたけれども、どうも余り正確にはわかりません。正嫡に準ずるといふようなそういう意味を持つものではないかと、これは全くの推測でございまして、間違っていたらまた訂正をさせていただきますかと思っておりますけれども、そういうものではないかというふうな思っております。

○猪熊重二君 雑談的で非常に申しわけないんだけれども、確かに私も漢和辞典を引いてみると、準といふのはなぞらえるとかそれに準ずるといふに書いてある。準正という単語はないんです。だから、今局長がおっしゃったように、どうも準正というのは要するに嫡出の方が正であるという意味で、正しいという意味で、正嫡に準ずるといふことだとすれば、準正というのは正嫡に準ずるんじやなくてまさに正嫡そのもののことなんです。それから、そういう正嫡に準ずるんだという意味で準正といふのを使うんだとすれば、いつまでも非嫡出、昔で言えば私生児だったけれども、嫡出に準ずるんだ準ずるんだ、準嫡だというわけでは余り意味内容としても適切じゃないと思うんです。

どこでだれがつくった用語だか知らないけれども、こういう用語を知っているのは法律家だけで、読んでだれもわからぬというのは非常にぐあいが悪いということ十九条に關しては申し上げておきたいと思ひます。

それで、二十条の一項についてお伺いしますが、養親の本国法のみを準拠法として、子の本国法を準拠法としなかつた理由はどこにあるんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 現行の十九条は、「養子縁組ノ要件ハ各当事者に付其本国法ニ依リ」といふことになっておまして、いわゆる配分的適用主義をとつておるわけでありまして、配分的適用といふのは一方の当事者については甲の国の法律を、他方の当事者については乙の国の法律を適用するといふことで、どうしても適用関係が複雑になります。

婚姻につきましては改正法もそういう配分的適用をそのまま維持しているわけでありまして、養子につきましては特に各国の法制がいわゆる契約型と決定型と大きく二つに分かれるようでありまして、日本は特別養子を別にすれば契約型でございまして、外国では多くの場合裁判所の養子決定といふものによつて成立をするといふことになっております。その契約型と決定型の両者について配分的適用をやるといふことになりまして、これは準拠法の決め方が非常に複雑になるといふことがかねて指摘をされておりました。そこで、最近の立法例の多くは親の方の本国法主義をとるといふものが多いことにかんがみまして、改正法では養親の本国法主義をとることにしたわけでございます。

○猪熊重二君 この件に關して、先ほど干葉委員の質問に對して局長の方から御答弁もあつたんですが、養親の本国法を準拠法にするけれども、子の本国法について保護規定があればそれも考慮する、考慮するといふ要件を具備しなきやならぬといふことになつてゐる。そこまではわかつたんですが、養親の本国法自体で、養親の本国法で養親たる要件のほかに子に關しても要件を定めてゐる場合、「養親ノ本国法ニ依ル」といふのは、その養親の本国法における養親の要件だけ充足すればいいのか、養親の本国法における子に關する要件も充足しなきやならぬのか、いかがなんでしょうか。

か。

○政府委員(藤井正雄君) 養親の方の本国法で定めておる要件は、養親に關するものと養子に關するものとを問はず、すべて充足をする必要がございまして。

○猪熊重二君 次に二十一条についてお伺いたします。

二十一条でいっている「親子間ノ法律關係ハ」といふこの「親子間」の親子はどの範圍の親子を指しているわけでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) これは嫡出の親子関係と非嫡の親子関係すべてを含んでおります。

○猪熊重二君 もちろんその嫡出の中に養親子関係も入っていると、こういうことですね。

○政府委員(藤井正雄君) 申し落としました。養子も多くは嫡出子の身分を与えられるだろうと思ひますが、もちろんこれも含んでおります。

○猪熊重二君 それで、この「親子間ノ法律關係ハ」といふその「法律關係」といふのはどの範圍のことをこの条項では差しているわけでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) ここでは主として親権に關する事項だと考えたらよろしいかと思ひます。親権がだれに帰属するか、そしてまた親権はどういう内容のものであるかといふようなこととございまして。

○猪熊重二君 結局、親子關係といふけれども、今局長がおっしゃつたように、親権を考へてゐる法律關係といふことですね。氏とか扶養とかか相続とかはもちろん親子の法律關係といつても別に規定してあるから、この「法律關係」といふ中には入らないと、このように考へてゐてよろしいわけですね。

○政府委員(藤井正雄君) 相続につきましては改正法の二十六条によることになりました。また親子間の扶養に關しましては扶養義務の準拠法に關する法律によることになりました。子の氏につきましては、これまた子の属人法である本国法によるというふうな私どもは解釈をいたしてあります。

○猪熊重二君 次に、少し飛びまして二十三条に關連しましてちょっと私がわからないのでお伺いしたいんですが、要するに後見という規定が改正法の二十四条にあるわけですが、後見といふのは親族關係には入らないんでしょうか。なぜそういう疑問が出てくるかといふと、二十三条で親族關係といふことについて規定してある。その後二十四条に後見といふのが書いてあるものですか。後見といふのは通常親族法の中に入つてゐるんだけれども、親族關係とは別個な問題だと、こういうことで二十四条が後ろへ飛び出しているわけでしょうか。

○説明員(濱崎泰生君) 後見といふものがいわゆる親族關係といふ概念に入るかどうか、これはいろいろな考へ方があると思ひますけれども、今回、後見につきましては改正の対象といたしませんでした。

いろいろな考へ方がございましてけれども、一般的に考へ方は、後見、保佐といった問題は親族關係そのものではない。これは財産的な關係の性質も有しているわけでございますので、親族關係には入らないといふ考へ方が一般的でございまして。そういう考へ方に基づきまして二十四条の前に規定してゐるわけでございます。

なお、現行法におきまして、現行法では二十二条と二十三條の關係になりますけれども、そういう考へ方を前提にして二十二条で「親族關係」といつておられますが、後見は入らないといふ前提で規定してゐる、それを踏襲してゐるわけでございます。

○猪熊重二君 次に二十八条についてお伺いします。

二十八条のまず一項で、現行法では二十七條の一項といふことになるわけですが、「當事者ノ本国法ニ依ルヘキ場合ニ於テ」といふ文言があるわけですが、ところが、改正法の二十八条ではこの文言が削除されてゐますが、この削除された理由はどういうところにあるでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 現行法の二十七條に

う「当事者ノ本国法ニ依ルヘキ場合」というのは、当事者の本国法を準拠法とする場合ということでございます。改正後の二十八条一項は当事者の本国法を準拠法とする場合にこれが適用されることはもちろんでございますが、それ以外に、例えば婚姻の効力を定め第十四条で「夫婦ノ本国法が同一ナルトキハ」という、この「夫婦ノ本国法」の規定の適用に当たつてもやはりこの二十八条一項は適用される。これは直接に本国法が適用される場合じゃございませんで、共通本国法を見出す前提の作業でございますが、その場面でも二十八条一項が適用されるということになりますので、現行法のような「本国法ニ依ルヘキ場合」という表現を使わなかつたわけでございます。

○猪熊重二君 なるほど言われてみるといろいろあるもんだと、こう思いました。

それから同じ条文で、現行法は「最後ニ取得シタル国籍ニ依リテ其本国法ヲ定ム」という規定があるわけですが、これは、最後に取得した国がその人にとつて一番いい国だから、その国を本国法にしようということなんだろうと思ひますが、この最後に取得したる国籍による本国法の規定を削除した理由はどこにありますか。

○政府委員(藤井正雄君) 現行法は時を異にして別々の国籍を取得するという場合を前提にして規定をしているわけでありまして、最近の各国の国籍法改正によりまして、特に我が国もそうでございますけれども、父母両系主義をとつた。そこで父と母とが国籍を異にする場合には子供は生まれながらにして重国籍者になるわけでございまして、国籍を同時取得するということになりました。現在では、重国籍者というのは異時取得の場合よりも同時取得の場合の方が断然多くなつては現行法の規定は役に立たないわけでございます。そこで昭和五十九年に国籍法を改正していただきました直後から私どもの方で国際私法の改正に取り組んだ理由の一つはそこにもあるわけでござい

○猪熊重二君 同じ二十八条三項についてお伺いします。

「当事者が地方ニ依リ法律ヲ異ニスル国ノ国籍ヲ有スルトキハ」というこの問題なんです。この「地方ニ依リ」というのは例えば日本の場合だったら、日本の場合は地方により法律を異にすることが余りないのであれですが、この「地方に依リ」というのは何か地域的な広さとか、あるいは行政的な区画上の問題とか、何らかの区分けのメルクマールとなるようなものはあるんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) ただいま御指摘のような行政区画の広さとか地域とかというふうな、そういうメルクマールは何もございせんので、要するに一国の中に複数の法域があるという場合を考へているわけでありまして。

○猪熊重二君 「其国ノ規則ニ從ヒ指定セラルル法律」というのはどういうことでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 現行法の二十七条三項は、我が国の国際私法が直接に外国のどの地域の法律によるかを指定するかのとき規定になっておりますが、このような一国内に複数の法域があるような国では、その複数の法のうちのどれを適用するかという、一国内における抵触規則が必要となるわけでありまして、これを準国際私法というように呼び方と呼んでおりますが、要するに本国法において国内でどういう法律を指定するかという、そういう抵触規則があるはずである。その規則の定めるところによつていづれの地域の法律を適用するかを定めようというところで、間接指定方式というふうに呼ばれておるところであります。

○猪熊重二君 同じ条文で、「当事者ニ最も密接ナル関係アル地方ノ法律」ということは、これは当事者に最も密接なる関係ある地方の問題なんです。それともその地方の法律という問題なんではないか、いかがでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) これは当事者がどの地方と最も密接な関係をしているかということでありまして、つまり最も密接な関係ある地方という意

味であります。

○猪熊重二君 三十一條の「人的ニ法律ヲ異ニスル国」の問題についてお伺いします。

先ほど千葉委員の方からもこの件に対して質問がありましたけれども、「人的ニ法律ヲ異ニスル」というのは、先ほどの宗教的な区分けによる法の適用の区別というほかに、もう少しどんなものが考えられるでしょうか。

○説明員(南敬文君) インドにおきましてはヒンズー教徒がございまして、ヒンズー教徒の中にも各カーストというのがございまして、そのカーストいかんによりまして、さらに身分関係について適用すべき法律が違つております。そのような身分も含まれております。

○猪熊重二君 そうすると、先ほどの宗教による人的区別、そのほかに例へば、あるかないか知りませんが、民族や人種による法の適用区別、あるいは場合によれば男女の性的区別による法の適用の区別、要するにそんなようなものもこの「人的ニ法律ヲ異ニスル国」云々という概念の中に入るわけでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 世界各国の法制を全部つまびらかにしているわけではございませんので、どのような例があるか即座にはお答え申し上げかねますけれども、ただいま挙げられましたようなそういう区別によつて法が違つ場合にこの規定はやはり適用されると思ひます。適用の結果が公序に反するかどうかという別個の考慮は働く余地があるかと思ひますけれども、原則的にはそのように言えるかと思ひます。

○猪熊重二君 次に三十一條の二項についてお伺いします。

二項直接の問題ではないんですが、一項の「人的に法律を異にする国」に関する規定を二項において準用しております。ところが、準用しているのは常居所地法や最も密接関係ある地に準用しておりますが、この「人的に法律を異にする国」に関する一項の規定は住所地法だとかあるいは居所地法の場

合には準用しないのでしょうか。準用なんていうことは考えられないことなんでしょうか。

○説明員(南敬文君) 住所あるいは居所にもこれは類推適用がされるものと考えられます。例えば難民に関する条約第十二条第一項におきましては、難民についての属人法というのは住所地法によるということになっております。その場合、その住所がこのように人的に法律を異にするという場合にはこの第三十一條が類推適用されて、それぞれの法律を適用するということになるうかと考えます。

○猪熊重二君 次に三十二條のただし書きについて、この趣旨を概略御説明ください。

○政府委員(藤井正雄君) 現行法の二十九條が改正法の三十二條になつたわけでありまして、現行法では、属人法として当事者の本国法によるべき場合には相手方の国際私法の規定によりまして反致が可能であるという規定になっております。

改正法におきまして反致をどの範囲で認めるかというのが一つの議論の対象になつたわけでございまして、十四條、十五條、十六條という場面では段階的連結という手法を用いました。この段階的連結の場合には当事者双方に共通する法律を厳選して準拠法というふうにしてはいるわけでありまして、この場合には反致を認めないこと、こういう場合には反致は起らないんだという建前で立法をしたわけでございまして。

例えば、もし共通本国法によるべきところをその国の国際私法の規定によつて反致をすることとした場合に、その国の国際私法上共通常居所が日本にある、だから反致をするという場合が、まあそういう場合もあるわけでありまして、夫の住所が日本にある、だから反致をするという場合もあるわけでありまして、もし夫の住所を理由に反致するということを認めるといたしますと、そのときは共通の要素を欠く法律を適用することになるわけでありまして、何にも増して男女平等の見地からも適当でない、こういうことにもなるわけでございまして。そういうことで段階的連

結の場合には反致を認めないということにいたしました。ただし書きを置いたわけでありまして、
○猪熊重二君 次に三十四条についてお伺いします。

この三十四条についての質問は非常におかしな質問なんですけれども、どうしてかという、ただし書きが非常におもしろい規定だろと思うんです。というのは、本文で「本法ハ」云々の「扶養ノ義務ニ付テハ之ヲ適用セズ」というふうに書いてありますから、本法は扶養の義務については適用されないから、本法と扶養の義務は無関係だと書いてある。「但第三十条本文ノ規定ハ此限ニ在ラズ」というと、扶養の義務についてはこれを適用しないんだけれども三十三条本文の規定は適用するんだという、本法全体が適用しないんだろと思うんですけれども、何かないものについて三十三条本文の規定だけ適用する。こういうおもしろい規定のような気がするんですが、この辺はどういう説明になるんでしょうか。

○説明員(南郷文君) お答えします。
この三十四条の書き方は、実は遺言の方式の準拠法に関する法律、昭和三十三年に制定されたものをなぞらえたものであります。
この規定は、先生おっしゃるとおり非常に奇異な感じを与えるわけですが、三十四条第一項を見ますと、扶養義務につきましては特別に扶養義務の準拠法に関する法律というのがありまして、これについてはこの法律の規定は適用しないということになっております。ただし、三十三条本文の規定は、これは常居所についての補助準拠法の規定であります。これにつきましては扶養義務の準拠法に関する法律中には規定がございます。そこでこれを適用するというにいたしたいわけでございます。

その場合に、扶養義務の準拠法に関する法律に法例第三十条の規定を準用する、適用するという形で書けばよろしいんじゃないかという御指摘、御意見があるかも知れませんが、扶養義務の準拠法に関する法律はこの法例の特則になっている

わけでありまして、この本則、一般法たる法例の規定が何もなくても当然に適用になるということになるかと思ひます。その場合には、結局このように「此限ニ在ラズ」というのは、適用するということに白地に残したということだけでありまして、そうすれば本則、本則との関係でこの規定が適用されるということになっているわけでありまして。

○猪熊重二君 条文の一つ一つの細かい点についていろいろお教えをいただいて大変ありがとうございました。

質問を終わるに当たって、先ほど申し上げましたけれども、短い時間でいろいろおつくりいただいて、なかなか難しい法律をおつくりいただいて、大変御苦労さまでございました。

法務大臣に最後に一つだけお伺いしておきますが、お伺いというかお願いというか、先ほどから下宿委員も申されましたように、えらい難しい法律でございまして、用語も難しい、法律の自身自体もこれは難しいんです、難しいんですけれども、用語も難しい、書き方も難しい。法律で書き切らぬところが非常に多い法律ではあるわけですが、れども、もう少し国民にわかりやすいような形で今後は改正法を考えていくというふうなことに關して一言御意見を伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(谷川和穂君) ここに至るまでの経緯もこれあつたことかと存じますが、何せ作業としていささかこれを急いだ方がよろしいという判断も別途あつたわけでございます。しかしながら、ただいままでの御議論、そのとおりでございます。で、国際私法に関する部会においてもさらに作業を詰めてなさっておるようでもございまして、御指摘の点につきましては今後十分留意すべきであらう、こう考えております。

○猪熊重二君 終わります。
○橋本敦君 法例の一部の改正の問題から質問に入ります。
今回の改正につきましては私どもとしては国際

的な私法の統一の方向、そしてまた両性の平等、こういう原則のつとめて改正されるわけでありまして、その基本的な理念において私どもも賛成であり、法案としても賛成をしておる立場でございます。そういう立場ですが、若干二、三の点だけお尋ねをしておきたいと思ひます。

まず第一は、今度の改正が早くから議論をされながらようやく今日に至つた、こういうことですが、先進諸国の中でこういった今日の国際私法の動向に沿つて国内法の整備をまだしていない国があるのか、我が国はどれくらいこの順位になつておるのか、そういった点の判断はどうなんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 昭和四十七年に改正法案を作成いたしました後、法例改正作業を中断いたしました。幾つか理由はあつたわけでございますけれども、諸外国で改正作業を行われておりました、その内容との調和を図りたいという気持ちもあつたわけでございます。ごく最近ではオーストリアとかドイツとかスイスというような国が相次いでこの近年に改正を行つております。ヨーロッパの国の中では例えはフランスであるとかイタリアなどはまだ改正が未了であるというところがございます。決して自慢できるほど早いわけでもございませんけれども、まあ、それぐらいの位置にあるというふうに御理解をいただければと思つております。

○橋本敦君 今回の法例の改正に伴ひまして、実務的にもいろいろとこれからの具体化ということの問題になつていくわけですが、この法例の改正に伴つて、戸籍法とか国籍法とかそういった国内法の整備は全く必要がなかつたんでしょいか、あるいは今後の課題で幾つかの点をお考えでしうか。

○政府委員(藤井正雄君) 御指摘の戸籍法や国籍法それ自体を改正する必要はございませんでした。その手当てはいたしております。ただ、常居所という新しい概念、決して新しくはないので前の法律にもございますけれども、そう

いったものの適用基準などについて通達を発する必要があると思ひます。そういうものでもって対処してまいりたいと思つております。

○橋本敦君 今回の通達という検討の中に、例えば今後いろいろ密接関連法という関係が問題になつてまいりますが、それ自体わかりにくい概念ですが、その密接関連法の選択の基準といひますか、適用の基準といひますか、そういうものは通達で示すことができるのか、あるいはできないのか、個々の具体的判断に任されるのか、そこらはどうお考えですか。

○政府委員(藤井正雄君) 共通常居所地法もない。第三段階として密接関連法によるという場面になります。これはなかなか一義的にこうであるというふうに通達でもって基準を示すことは難しいのではないかと感じました。このようなものが裁判上あらわれてきた場合には裁判所において判断をするということになります。多くの場合には戸籍の窓口にあつてくるわけでございます。そういう場合には戸籍役場の方から管轄の法務局の方に受否伺ひをしてもらひまして、法務局の方で必要な事実の調査をして何らかの指示をするというふうな体制が考えられます。

○橋本敦君 そういったことを戸籍関係の窓口あるいは市町村段階で法務局に問い合わせることもできるし、またそれが妥当だという、そういうことはこれは通達になじむのではないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(藤井正雄君) 確かに御指摘のとおりでございます。私どもはこの法例の改正法案が成立をいたしましたならば、法務局はもとより、関係市町村に対しまして十分な指導を行わなければならないというふうに考えております。

○橋本敦君 そこで具体的な条文の二、三についてお尋ねすることにいたしますが、まず十三条の婚姻の成立の要件であります。十三条ではまず第一項で「婚姻成立ノ要件ハ各当事者ニ付キ其本国法ニ依リテ之ヲ定ム」この「各当事者ニ付キ」というのは夫婦の両方それぞれという意味なのか、

共通の場合という意味なのか。「各当事者二付き」というのはどういように解釈すればよろしいんですか。

○政府委員(藤井正雄君) この点は現行法を何らいじっているわけではございません。

現行法の解釈をいたしまして、婚姻の要件の中に一方の側だけの要件と考えられるものもございまして、両方に通じた要件でなければならぬというものも考えられるわけではございまして、このあたりは大体解釈上一定の見解が示されて落ちついていっているのではなからうかというふうに考えております。

○橋本教君 今度は第二項で婚姻の方式がいわゆる婚姻挙行地法、こういうことになってくるわけですが、これと第一項との関係は、全く当事者の選択のなかでどうなのか、その点はいかがですか。

○政府委員(藤井正雄君) この第二項は婚姻の方式について定めておるわけではございまして、一項は実質的成立要件について定めております。

○橋本教君 はい、わかりました。

それで、例えば日本に在日しているアメリカ人とドイツ人が結婚をしてアメリカ大使館に届け出をされる、そういうことに對して、これまでですと日本の法律としては一体どういう関係にあったということになるんですか。

○政府委員(藤井正雄君) 日本において外国人が婚姻をする場合には、婚姻挙行地は日本でございまして、あくまでも日本の法律で定めるところに従って婚姻をしなければならぬ、つまり日本の戸籍役場にそれを届け出なければならぬわけではございまして、いわゆる外交官、大使、公使、領事などに届け出るといふことでは効力が生じないわけではございまして。

○橋本教君 その点は、この法改正によっても変わりはないということですか。

○説明員(南嶺文彦) ただいま民事局長がお答え申し上げましたのは先生がお示しになった例のこととであります。すなわち、日本におきましても、現行法下におきましても、例えばアメリカ人同士が

婚姻をアメリカの大使館に届け出るといふ場合、この場合は有効と考えております。と申しますのは、この法例の現行法令第十三条の第二項で、外交婚姻について日本人についてはありますが定めておりまして、これを類推適用するといふ形にしております。しかしながら我が国では外交婚姻は同国人同士でしか認めておりませんので、先生の例であります。例えばドイツの大使館にドイツ人とアメリカ人が婚姻を届け出すという場合は、これは日本法上は無効になるといふように考えていたわけではございます。しかしながら今度の改正によりまして、それはドイツではそういう領事婚も有効といふこととしておりますので、当事者の一方の本国法においての方式といふことで有効になるということになります。

○橋本教君 それでよくわかりました。

その次に、第十四条の関係ですが婚姻の効力に関する規定、これは先ほどからも議論をされておりますので、もう出てはおるんですけれども重ねてお伺いしておきたいのは、一番最後に「夫婦ニ最も密接ナル関係アル地ノ法律ニ依ル」。ここで地といふのが一定の法の適用法域といいますが、行政的場所ではなくて、そういうものである。そのように先ほどの説明でも解しておるんですが、「夫婦ニ最も密接ナル関係アル地ノ法律」ですから、夫婦といふこと、それからその双方に最も密接な関係といふこと、そしてそれが特定の法領域であるといふこと、こういうことになるんですが、個々具体的に実際そういうものを選択するというのは、一見明白にわかるんでしょうか、どうでしょう、これ。

○政府委員(藤井正雄君) 十四条は、婚姻の効力の準拠法を定めているものでございまして、ここで想定されますのは婚姻が継続している場合のこととありますから、通常ならばどこかに一緒に生活をしているという場合が普通であると思ひますので、余り具体的には考えにくいかもしれせん。しかし、そうだといたしまして、別に破綻しているわけではないが国境を越えて別々のところに生

活をしているという場合もあり得るわけではございまして、そういう場合には一番考えられやすいのは、その直前にどこかで共通の常居所を持つていたのではないであらうか。もしそういうところがあるとする、そういうところが密接に関連する土地と言えらると思ひます。あるいは、夫婦のどちらかが子供と一緒に住んでいるというならば、そちらの方がその夫婦にとっては密接に関連するといふことも言えるかと思ひます。

○橋本教君 とうとうに思つたので、実はその前段に常居所地法といふことがありますので、結局はその常居所地法といふことで処理して事足りるのではないかな、それをわざわざこういふたわかりにくい密接関係地といふことまで規定しておく必要があるのかという気がしたものでからお尋ねをしたんです。

次に進みますけれども、十五条の夫婦財産制ですが、この関係で夫婦が署名した書面にして日付も入れて適用の法律を「一、二、三」と書いてございまして、そういうようにして、そのいずれかによればきことを定めたときは、その夫婦財産制はその定めた法律によると、こうなっているわけですが、こういう規定を置いたことの合理性といひますか、合理的理由はどこにあるんでしょうか。

つまり、私が聞きたいのは、裁判官の合意といふのは当事者でよくあるわけですが、夫婦財産制については法律の適用を夫婦で合意しておくといふのは、なるほど一定の合理性があるように思ひますが、しかし同時に、本当に夫婦が対等平等でそれが合意できればいいけれども、そうでない場合には一方に不利になる場合もないとは限らないという意味がありますので、だから両性の平等あるいは弱者と言われる婦人の立場の保護、妻の立場の保護といふことからいいますと、無原則的にこれによろしいという合理性が出てくるかどうか、どうだろうかといったことをちよつと問題意識としては私持っておるわけなんです。

○政府委員(藤井正雄君) 我が国の場合には、夫婦財産制というふうなことで、特に夫婦財産契約と

いったようなことはほとんど行われることが少ないわけでありまして、どの程度意味があるかといふことを言われまますと御指摘のようなことも考えられるかもしれないわけではあります。これは今回の私どもが法改正を行いました理由の一つとして国際的な統一、協調を図るというのを挙げておりますが、ハーグの国際司法条約で夫婦財産制の準拠法に関する条約といふのが作成されておりました、ここでまさに今回私どもが改正法に採用しましたような準拠法の選択制といふものがとられていっているわけではあります。一応、これは国際化の流れに沿ったものではなからうか。このようにことがなされる夫婦といふものを考えてみますと、そのような夫婦はまさに対等の立場に立つた夫婦であるからこそ、そういうものが行われるといふふうに出てよろしいんじゃないかと思つております。

○橋本教君 なるほど。もう一つの問題は、十五条の第一項と二項の関係ですが、二項で第三者の對抗要件といふことがありまして、一番最後に「第三者トノ間ノ関係ニ付テハ夫婦財産制ハ日本ノ法律ニ依ル」場合があると、こういうことを定めているわけですね。この「日本ノ法律ニ依ル」場合がこの場合あるといふこと、第十五条第一項の夫婦での準拠法の選択との関係は出てきませんか、出てきませんか。

○説明員(濱崎泰生君) 御質問の趣旨を必ずしも正しく理解しているかわかりませんが、正しくいへば、第十五条の第一項で定めておるのは専ら夫婦財産制に関する当該夫婦の間の法律関係がどういふふうになるかといふことを定めているわけではございまして、二項は日本で取引がされる、あるいは日本にある財産について取引がされるという場合におきますその取引の相手方たる第三者との関係については、その夫婦の間の法律関係の要件を適用するといふことは適当でないもので、第三者の立場も考慮しなければならぬといふ考え方で、この規定を設けているわけではございまして。そういう関係にあるわけではございまして。

○橋本教君 ちよつとわかりにくいんですけれども、私が言うのは日本国内における財産の処分に
関する問題について、言うならば第三者である
というのこれは日本国民になるわけ、その日本
国民との関係で言えば、善意の第三者である日本
国民との関係で言えば、夫婦財産制で一項でど
ういう選択が法準則なされようとも、第三者との関
係で言えば日本の法律が優先すると決めてあると
いうように言っていたら非常にわかりやすい
んです。そういう意味じゃないんですか。
○説明員(濱崎泰生君) 御指摘のとおりでござい
ます。質問の趣旨をちよつと取り違えたかもしれ
ません。

○橋本教君 その次に、二十六条です。この二十
六条は改正前は二十五条、こういうことになるわ
けですね。この点は「相続人・被相続人・本國法ニ
依ル」ということで、条は変わりましたが内容も
内容は変わっていないということになるわけ
です。「被相続人・本國法」と、こうなりますので、
その被相続人の本國法に基づいて相続がなされ
る。こういう場合に、被相続人の本國法が財産の
相続については妻には認めない、あるいは子供は
長子だけ、長子相続だ、こういって今の日本よ
りもはるかにおかれた、戦前の日本に近いとい
ましようか、そういう状況にある場合に、日本に
財産がある。そういう場合は日本の公序良俗から
すれば、もはやそれは公序良俗違反というよう
な状況の法律に近いんじゃないか。そういう場合
に日本で公序良俗違反だとかあるのは日本の憲法に
照らしてどうかという議論が起る可
能性はありませんか。
○政府委員(藤井正雄君) 御指摘のような場合は
被相続人の本國法の決め方によりまして起り得
ると思います。現に起っております。

それでは、そのような外国の法律を適用した結
果が果たして公序に反するかということになりま
す。これは最終的には裁判所の判断にならうか
と思えますけれども、これは内國法の立場で考え
られる法秩序をどこまで押し通すことができるか

ということになるかと思えます。それぞれの国
でのこういう身分法あるいは相続法というもの
は、それぞれの国の風俗習慣というものに根差
している、だからこそ属人法によって判断をするわ
けでございまして、これは私も断定的に申し上げ
るのとはばかりですけれども、そう簡単に公序
に反するといふふには言いかねるのではないか
というふうに思っております。

○橋本教君 言いかねるけれども、そういう議論
が出てくる条件や余地は社会的にあるわけであ
る。そういう意味で国際私法というのは非常に難
しい要素をいつぱい持っているというのを私も
よくわかっておりますが、今度の改正にもかか
らず、そういう問題も将来課題としてはあるな
というふうに私も思っております。

いずれにしても、先ほど局長がおっしゃったよ
うに、実務的にスムーズに運営されるようなし
かるべき通達その他の措置で運用にも適正な努力を
お払いいただきたいということを申し上げて、法
例関係の質問は終わります。

○政府委員(谷野作太郎君) お説のとおりでござ
います。

一般論として、政府のこの種の事案に対しま
す。処理方針というのをちよつと御説明いたした
と思えますが、我が国に亡命を希望いたします外
國人に対しましては、政治的な迫害の申し立てに
つきまして十分に根拠があるものであるかどうか
ということを検討いたしまして、根拠ありと認め
られる場合におきましては、人権の尊重として我
が国の利益とその辺の調和を考慮いたしました上
で、在留を認めることを適当というふうに判断す
るものにつきましては出入国管理及び難民認定法
の所定の手續によりまして、これが在留を許可す
るということになっております。

また、第三国向けに政治亡命をしたい、そうい
う希望を有します外国人に対しましては、当該国
において受け入れを認められる場合におきまして
は、本人の希望を尊重するという人道的な見地か
ら、その渡航の実現に精いっぱい好意的な考慮
を払う、これが政府の基本方針でございまして。
○橋本教君 今回の場合はアメリカに亡命を希望
されているそうですから、今おっしゃった後段の
見地に立って処理する、こういうことですね。
○政府委員(谷野作太郎君) 本人の希望がそう
いうことであれば、そのように処理すべきものと

大変不安を覚え、かつまた心配をなさっている状
況があります。こういう状況の中で人権を擁護す
るという、そういう立場に立つ法務大臣として、
事態をどうごらんになっていらっしゃるか、その
御所見は非常に注目されることかと思ふんです
が、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(谷川和穂君) 隣国でございまして、し
かも関係の非常に深い大事な隣国でございませ
ん。一日も早く平穏になりますように心がけます
わけでございまして。

それから、日本におられる留学生等のこのい
つた方々から、この状況のもとでいろいろ滞在期
間をさらに延長したいというような申請が出てく
るとかいうことも、これまたあるは次々とこれか
ら先、状況いかによっては考えられる事態が起
こってくるのかもしれないが、こういう問題に
つきましては今後の推移を十二分によく見なが
ら、もしそういう状態が起こってきたようなとき
には、これは個別の問題でございまして、まず
は個々にそれぞれの対応をさせていただきます。な
んと思えますが、もしそういうようないかなやな
んと思いたすには、これは弾力的にこれに
対応いたしたいと、こう考えておる次第でござ
います。

○橋本教君 今大臣がおっしゃった趣旨を私なり
に理解をすれば、具体的な状況に応じて人道的見
地あるいは人権擁護という見地も、これもきち
と踏まえて対処をするというようにお考えいた
だいておる、そのように伺っております。

○国務大臣(谷川和穂君) 申請者の申し立てがご
ざいました時点で、それぞれの諸条件を十分考
えながら弾力的に検討、対処いたしてまいります。
○橋本教君 今おっしゃった弾力的にという運用
については、私はそういうように理解をして進め
たいと思ふんです。

早速、中国大使館から亡命ということで保護を
求めて出られたという事実が一斉に報道されまし
た。外務省、この件について、現在の状況はどう
なっておりますか。

○政府委員(谷野作太郎君) お答え申し上げます。
新聞等で既に報道されておるところでございま
すけれども、中国大使館の一職員が亡命を申し出
るという事態が発生いたしました。ただいま状況
が進行中でございまして、今の中間的な段階でた
だいまの状況を公に申し上げることは差し控えた
と思ひますけれども、いずれにいたしまして、
外務省その他関係省庁協議のもとに、これが処理
に当たっております状況でございまして。

○橋本教君 その方針として、日本政府としては、
外務省首脳としては、人道的な立場を尊重して対
処するといふような報道もあるわけですが、そう
いふ人道的立場を貫いていくという点について、
これは間違いありませんか。

○政府委員(谷野作太郎君) お説のとおりでござ
います。

一般論として、政府のこの種の事案に対しま
す。処理方針というのをちよつと御説明いたした
と思えますが、我が国に亡命を希望いたします外
國人に対しましては、政治的な迫害の申し立てに
つきまして十分に根拠があるものであるかどうか
ということを検討いたしまして、根拠ありと認め
られる場合におきましては、人権の尊重として我
が国の利益とその辺の調和を考慮いたしました上
で、在留を認めることを適当というふうに判断す
るものにつきましては出入国管理及び難民認定法
の所定の手續によりまして、これが在留を許可す
るということになっております。

います。

○橋本敦君 そこで大臣にお伺いしたいのは、日本に在留している中国の学生諸君、留学生、これらの諸君が北京で起こったみずからの国の民主化の闘いに連帯の意思を表明したい、あるいは軍隊による発砲に抗議をしたいという自然な気持ちというのを含めて、当然あり得ることですから、皆さんが教会に集まったりあるいは街頭でデモをしたり、いろんな行動、当然ございまして、いずれも平穩な行動です。こういう行動そのものについては、我が国の憲法自体が言論、表現、結社の自由、表現の自由を明らかに宣言しておりまして、すべての在日外国人にもこうした憲法の規定は当然適用されるわけですから、日本に在留する中国の皆さん、学生諸君が、そういった北京の事態に対する集會をお持ちになったということ自体は、これは憲法上当然正当であるというのは問題ございせんね。

○政府委員(股野景親君) これは今、日本におります中国人の留学生等が日本でどういう活動をするかということにかかわってくる問題であるかと思ひますが、これはまず、日本におります中国人留学生等はそれぞれの在留資格というのを与えられておりまして、その在留資格に応じた活動をする、こういうことを入管法上認めているわけでございます。

そこで、ただいま先生の御指摘の、例えば意見を發表するというようなことがこの在留資格との関係でどうかという点でございしますが、今中国人の留学生等がそれぞれの政治的意見を發表するということ自体はこれは一般社会生活に伴う活動、この判断されますので、そういう意味では在留資格内の活動と判断できると存じます。

○橋本敦君 同時に、私が指摘した、日本の憲法でも当然保障している基本的人権の問題だということですね。

○政府委員(股野景親君) これは、その在留資格の中の活動というのについては、本来留学生なら留学が目的でございしますが、そういう点で、そ

の留学というところの中に一般社会生活ということが当然入ってまいります。そこで、それは日本でも通常認められている社会生活、これは人権ということもその中に含まれるわけでございますが、そういう点を踏まえた認定ということになると思ひます。

○橋本敦君 立場上、非常に懇切な解説をなさったけれども、結論的には問題がないわけです。

そこで私が問題にしたいのは、そういう在日中国留学生の皆さんの中に、中国政府の不当な弾圧ということが起こって以来、大変いろんな心配が起こっておるわけですね。

例えば、新聞によりまして、中国留学生にいろんな脅迫電話がかかってくる。そして、そういうことは反革命的行動だ、自首せよとか、あるいはビザの延長などはしてもらえないぞとか、それから直ちにやめよとか、身辺に危害を加えかねないような電話がかかったりして、ある人は警視庁に保護を求めるといふような事態も起こっている。報道されておりますが、一部にそういうような事態が実際あるのですか。警察庁、御認識はいかがですか。

○説明員(杉田和博君) お答えをいたします。

事柄の性質上、具体的なことを申し上げることは差し控えていただきますけれども、警察に保護を求めてきたという例はございます。

○橋本敦君 中国の皆さんが日本政府で許可された滞在要件に違反することなしに安心して勉学を続け、生活ができるように、今、最大限の配慮をしてあげる必要があるし、そのことは日本としても重大な責務だと思ふんですね。法務大臣、この点は当然ですね。

○国務大臣(谷川和穂君) 当然でございます。

○橋本敦君 だから、そういったことの中で学生諸君が滞在ビザの延長というようにことを要求してきた場合に、中国政府が延長するなということや言ってきたり、それはケース・バイ・ケースで、先ほどおっしゃったように、具体的なケースによって弾力的に状況をよく見て判断をするという

方針に変わりありませんか。

○国務大臣(谷川和穂君) 在留期間の延長あるいは更新というものの申請が行われた場合には、その申請に基づきまして、個々について審査をしながら弾力的にこれに対処したい、こう考えております。

○橋本敦君 今おっしゃった弾力的対応というのは、人道的な見地からも非常に大事です。

この間、私はテレビを見ておりました。痛感したんですが、中国が発給したビザを放棄して台湾のビザに切りかえるということも考える、そういう学生も一部心配な状況で出始めておる。実際、問い合わせや申請が出ておるのですね。そうなりますと、台湾の方にビザを切りかえれば、その人は中国の父母が待つ本土に永久に帰れないかもしれない。いつ帰れるかもわからない。極めて困難になる。ですから今大臣がおっしゃったような、事態をよく見きわめて人道的な弾力的な対応というものを正しくしていただかないと、そういう意味で新たな国際問題、人道問題というのが出てきかねない状況があるわけですね。

そこで、さらに進んで私は聞きたいんですが、そういう中国の留学生の諸君の不安を一層かき立ておる状況があるんです。それはどういうことかといいますと、一つは、中国の公安筋が来日を以て、そして学生諸君の動向あるいは集會をカメラで撮ったり調査をしたりするといふ状況が出てきた。例えば六月十三日のこれは産経新聞の夕刊ですけれども、「中国公安の来日急増」、こういうことで、学生の洗出しをやっていると状況が一つはある。

それからもう一つは、これは私が直接に当事者の学生から聴取した話であります。都合によって名前を出すことができないんですが、ある留學生のところへ中国大使館だということや電話があった。○さんですか、そうです。すぐ大使館に自首してもらいたい、自首しないと安全は保障できないということで、大使館へ出てこいという電話がかかってきた。

それに加えて、大臣もごらんになったかも知れませんが、ビデオを撮っておりまして、六月十二日のテレビ朝日の放映、夜のニュース・テーションでございまして、京都で留學生が集會をしている。そこでカメラでそれを写している、そのシーンがきつと撮られておりました。コメントとしては、締めつけは海外にいる留學生にまで及んできました、学生の顔を撮影する中国公安当局者の姿が目立ち始めました、こういうテレビの説明が放映されたわけですね。

もしこれが事実だとしますと、これは金大中事件でも、日本への韓国KCIAの潜入とその権限行使が主権侵害として大問題になったということは今も御記憶に新しいわけですが、もしこういう中国公安当局者が来日をする、あるいは大使館に依拠して学生に対する証拠資料や調査や呼び出しやという、まさに捜査権を発動しておると見られるようなことをやっておるならば、そのこと自体、これは明白に日本の主権侵害行為だということに言わざるを得ないわけでありまして、大臣の御認識、いかがですか。

○国務大臣(谷川和穂君) この時点で個々の実態について、私、つまびらかにしておりませんので、この点につきましては政府委員からあるいは現況を何か報告申し上げることがあるかもしれせん。お許しをいただきたいと思ひます。

○橋本敦君 大臣、個々の具体的な問題は今御存じないということですが、それでは、もし仮に中国公安当局者がそういうような日本国内での捜査活動を日本政府の了解なしにやるといふことについては、これは許されず、そういうことをやればそれは主権侵害になるというの、理論的にそれは当然でしょう。これは大臣としてお考え、間違いないですね。

○国務大臣(谷川和穂君) 中国政府の公安関係者といふようなお話がございまして、今のようなお話はいずれの国のこの政府の機関がどういふ目的でやるか、それは存じませんが、日本の国の中において行われることは、それはとてもではこ

さいませんが、我々として、しかるべき手続をとつてのこと以外、とても考えられないことだ、
こういふように考えております。

○橋本教君 つまり、いかなる国であれ、日本政府の了解なしに日本国内で捜査権発動と見られるような行為は主権侵害として許せぬ、こういうことでしょうか。

○国務大臣(谷川和穂君) さようでございます。

○橋本教君 ということなので、政府委員にお答えさすということもあるとおっしゃいましたが、ここまで公然と報道され、また、具体的に証言としても、学生の諸君が、ある学生は六月七日、東京山手教会で集会を開いていたら中国人四人が無縁で連絡をとり合つて写真撮影をしていた。そして、やめよと包囲すると逃げていったというようなことも実際起こつておるし、そしてテレビでも放映されて、これはビデオにも撮つておるわけですから、もし本当だとすれば重大な主権侵害ですから、大臣は具体的事実、今御存じないということばかりでしたが、これは政府委員に一遍調べさせる、調査を命ずる必要があることだと私は思うんです。調査を命じてくれますか。

○政府委員(設野景親君) ただいま御指摘の、これは一つの理論的な問題を御指摘いただいたわけでございますが、私も当局としては今その実態をまだ把握いたしておりませんし、また、関係省庁からも特にその点についての通報を受けていないという状況でございます。したがって、私も今としては今中国、例えば留学生等から何かそういう点についての申し出があるかどうか、こういう点は注意をして見守る必要があると存じております。

○橋本教君 注意をして見守るということは、それは大事です。しかし、警察庁もおっしゃったように実際、保護を求めて駆け込んだ学生もある。そしてまた、注意をして見守るのは当然ですが、主権侵害という事態を絶対に起こさないように私は事実を指摘して調べろとこう言つておるわけですから、そういう事態はテレビでも放映されたわけ

けですから、調べなきや主権を日本政府として擁護する立場を貫くという姿勢にならないです。そういう点については厳しく調査を含めて対処する。これは大臣、しっかり指示してください。

○国務大臣(谷川和穂君) 非常に事態が流動的な事態でもございますし、最初に申し上げさせていだきましたように、一日も早く隣国に国内で起こつております事態が平穏を取り戻すことを私は心から期待をいたしておりますが、ただいま御心配の向きにつきまして、私もいたしましては私どもの責任を果たしていかなきやならない、こ

う覚悟はいたしております。

○橋本教君 その責任を果たすという立場で、さっき入管局長もおっしゃつたそういう状況にも注意をして進めていくということでも厳しく調査をすることを要求して進みます。

もう一点、警察にお伺いしたいんですが、そういう留学生の安全、そしてそのために不法な行為は許さないということで目配りをしていただくと、これは当然ですけども、その警察自身が留学生のところにデモに行かない方がいいとか、あるいは帰化を申請したい人ならデモなどやらない方がいいとか、あるいは何人ぐらゐデモに行つたかとか、そういうことを警察自身が問い合わせをされておるという状況も私もちよつと二、三耳にす

るんですが、そういうことはあつてはならぬことなんです。どうですか。

○説明員(杉田和博君) お答えをいたします。

御指摘のような活動は行つておりません。

○橋本教君 私のこの問題についての質問の最大の主眼点は、日本の主権侵害を絶対に許さない。中国公安当局のあるいは大使館の不当な動きに対しては、毅然として日本政府として対処するということをお願いして、この問題は質問を終わります。

次に、リクルート関係であります。
だんだん時間がなくなつてきたのですが、刑事局長、お願いしたいと思つています。入管局長、警察の方、ありがとうございました。

まず第一に、刑事局長にお伺いしたいのは、最終報告を拝見いたしました。これを拝見いたしました、国会議員等にかかわる藤波、池田両氏を除く十万余、この記載がございますが、この記載の中で「安比高原の開発等、当時のリクルート社及びその関連企業の事業遂行上の懸案事項」ということとの関係で調査、捜査をされたということがわかります。つまり一口で言つて、いわゆる安比高原の問題も贈収賄ということとの関係で捜査の対象としてお調べになつた事実は、これは間違いないわけですね。

安比総合開発でやるということでございました。六十二年四月にお話のとおり地域施設計画を改めましてレクリエーションの森に指定し、同年八月、管理経営方針書を策定いたしました。ただいま冒頭申し上げましたような計画で事業を行うということを決めております。

○政府委員(根来泰周君) この点につきましては、国会でもいろいろ御議論がございます。そういう国会での御議論も念頭に置いて十分捜査をしたものと考えています。

○橋本教君 最終報告書に「安比高原の開発等」ということで出てきておりますから、安比高原にかかわる国会での議論も踏まえて捜査をしたというところで間違いないでしよう、これ名前がちゃんと出ていますから、安比高原と。

○政府委員(根来泰周君) そのとおりでございます。

○橋本教君 そこで、時間がないので簡単にいいますけれども、この安比高原の問題というのは、要するに岩手県の八幡平にある安比高原、これ以前森山のことですけども、これの北東斜面八百ヘクタールの観光開発をめぐりまして、そのうちの半分を岩手県の観光開発公社、残りを江副氏が社長である安比総合開発が行うということで出発をした。そして、そういうことで申請も出されて、具体的には昭和五十八年四月に地元岩手県がこれを開き、そして六十二年四月には青森の岩手県が施設計画書で前森山のスポーツ林、これの指定を行つて事実上これを承認して、具体的には六十二年の八月に岩手県が事業承認をするということ

を言つた。こういう経過は林野庁、間違いないですね。

○説明員(小林新一君) お答えをいたします。

お話をございましたとおり、当初は県公社及び

安比総合開発でやるということでございました。六十二年四月にお話のとおり地域施設計画を改めましてレクリエーションの森に指定し、同年八月、管理経営方針書を策定いたしました。ただいま冒頭申し上げましたような計画で事業を行うということを決めております。

○橋本教君 ところが、承認されたのだけれども、その前から動きがおかしくなつてきている。記録によりますと、昭和六十一年に入つてから動きがおかしくなつて、例えば六十一年の八月には、渡邊副知事それから安比の小倉支配人、これがその事業を公社でなくて安比総合開発が承継するという協議をやつておるといふ記録がある。その前に県自身が既にもうこれはやらないというふうなことの方針を決めまして、六十一年の九月十九日には県の政策会議で前森山スキー開発はもう公社はやめるといふことを方針に出しておるということもあつて、こうなつていくんですね。

そこで林野庁に聞きますけれども、具体的に岩手県にそういう話が届いたのは、私も私の記録では、六十一年の十一月二十九日に県の神田観光物産課長が岩手県へ来て、公社事業の中止を申し入れてきたという記録がはつきりしているんですが、これは御存じですか。

○説明員(小林新一君) お答えをいたします。

お話しのとおり、六十一年の十一月二十九日に公社の事業中止につきまして岩手県林野の方に打診があつたということがございます。

○橋本教君 青森岩手県が許可したのが八月、その直前からもうやめようという動きが出て、十一月にはせつかく許可してもらつたのにもうやめだといふようなことを言つてくる。だから岩手県としては、地元では勝手なことを言つちや困る、なぜそういうことになつたんだと非常に強い批判と意見があつて、県に対しても釈明することを求めると一連の動きがあつたのではありませんか。

○説明員(小林新一君) 突然のお話でございますが、岩手県またその直後に岩手県の方にも見えておるわけでございますが、戸惑ひまして、よくお

話を聞かなければならない、こういうことであったというふうに聞いております。

○橋本敦君 ですから、安比総合開発に全部やって果が手を引くという話は営林署としては納得できない話、それは当然であります。

そういうことが起こっている状況の中で、新聞報道は六十一年の八月ごろからもう県が撤退するという報道を始めています。これは新聞を見ても明らかになります。そこで六十一年の九月に江副から加藤農水大臣に株の譲渡ですよ。まさに動いている時期なんです。やめよう、安比にやらせよう、そして営林署はなかなかうんと言わない、そういうことで年を越して、六十二年二月に加藤農水相が現地を視察する、こうなるわけですね。

ですから、そういう意味でこの農水相の視察、その視察が終わって五月に変更が承認されるという事態。そしてこれについては保安林の用途変更等、農水大臣の抽象的権限がある事項であることは刑事局長、この前も国会でお話ししたとおりでありますけれども、そういう動きの中でこの株とそれからこの動き、農水相の視察とを考えると、これはまさに職務に関連をして株の譲渡がなされた当然見なきやならぬ重大な問題だと思っております。

しかも、このときに、大事なことは私どもの調査団に対して、今お話しした安比総合開発の当時支配人であり取締役をしていた小倉義昭氏が江副から直接に、いろいろ難航しているけれども中央政界に対する工作はおれに任せておいてくれ、こういう話があったということをお倉氏は我々調査団に言っているんですよ、まさに重大な発言ですね。

こういうことを考えてみますと、この安比総合開発とそれから加藤農水大臣周辺に持っていかけた株との関係というのは、これはまさに職務の関係において密接な関係があると見るのは当然じゃないですか。刑事局長、改めてはつきりしてください。

○政府委員(根来泰周君) ただいま御指摘のあり

ました外形的事実につきまして私もそれを別に否定するつもりはございませんが、いずれにせよ、いろいろの状況について証拠を収集して慎重に検討した結果、この報告書に記載した結果となったわけでございます。御承知のように取捨罪の成立というのにはいろいろの要件がございます。その要件について個々に十分慎重に検討した結果、こういう結果になったわけでございますので、御理解願いたいと思います。

○橋本敦君 慎重に検討したということですが、慎重に調べたというなら、安比総合開発の取締役の小倉義昭氏に今私が指摘したような事実の有無について聞いたんでしょうか、あるいは加藤農水相本人から事情を聞いたんでしょうか、どうですか。

○政府委員(根来泰周君) ちょっと今の元支配人の点については、私自身ただいま承ったわけでございますので、もちろん知識はないわけでございますが、一般的に申しまして、国会ではどなたに協力いただいたか、あるいはどなたを調べたかという点については、将来の検察運営の問題もございまして、お答えしないことになっておりますので、ひとつ御了解願いたいと思います。

○橋本敦君 刑事局長、法務大臣に聞きますが、調査はもう終わって、国会で何が出てきても、もう調べないという態度ですか。それとも、一応終わったけれども、国会の論議あるいは社会的に出てくる新たな事実、そういった問題で必要な調査は、これは当然そういうことが出てきたらやるということなんでしょうか。その点はどうですか。

○政府委員(根来泰周君) この最終報告書をつくる場合にも、あるいは検察庁がいわゆる終結宣言をする場合にもいろいろ難談のにお話がございます。一つは、時効が終わるまでそういうふうな言っているのかというふうなお話もございまして、たけれども、要するに限られた人員で限られた日数の中で、あるいは御承知のように刑事訴訟法では身柄についてもいろいろ厳しい制限がございます。そういう限られた中で調査をするものでござい

ら、それは理論的には時効になるまで捜査はできないわけでございますけれども、やはり焦点を合わせて捜査をしておいたのがこの間までということでございます。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○橋本敦君 焦点を合わせて陣容を整えてやったのがこの間までの仕事、そしてその焦点に合わせたその問題、あるいはそれに関連するリクルート疑惑について、新たな事実の指摘、あるいは重要な事実が新たに発見される、そういった問題が出てくれば捜査は起こして、おっしゃったように時効にはなっておらずのものですから、捜査を遂げるということがあり得るのは検察としても当然じゃないですか。そうでしょう。何が何でももうやらぬという意味ですか、終結宣言というのは。

○政府委員(根来泰周君) ただいまのお答えが若干誤解があるかもしれませんけれども、検察としては要するに全力を尽くして調べたという考え方で終わらせておきます。したがって、万が一にもほかの御指摘とかほかの証拠が出てくるとは思いませんけれども、もしそういう御指摘なり証拠が出た場合は、そのときに適切に対応するものと考えております。

○橋本敦君 当然ですよ。出てくると思わないけれども、というのが私はちょっと気に食わぬですね。出てくるかもわからぬですよ。出てきたらやるのは当たり前。

それで、この問題でも六十二年の五月二十七日について全面的に安比総合開発に事業が行ってしまふんですけれども、その直前の四月二十九日に、御存じのようにリクルートのビルの中にあるノヴァ企画という、これは私どもはベーパーカンパニーに近いと見ておりますが、ここに興水茂三という取締役が入っておりますが、これは加藤農水相の秘書をやっていた方です。これはもう有名で有名な、そこへファーストファイナンスの四十万株が行っているという事実はもう御存じでしょう。これは店頭公開はされなかったけれども、さ

時としては店頭公開する予定だった。だから六十二年九月の株といい、それから四月二十九日四十万株という、こういう重要な動きがあるわけですね。この四十万株が、これは未公開株の譲渡ですからそれ自体最高裁決定でもわるい性があると思われるわけですが、もしもこれが第三者に利益を得させるといふ意味で、これがもしわいろだつたら第三者取捨罪が職務権限があれば成立しないとは限らない重大な事項の一つであると私は思いますが、刑事局長、理論的にどうですか。

○政府委員(根来泰周君) 具体的事実を挙げられてこれだと言われた場合に、私どもは答えに窮するわけでございますが、刑法の構成要件に当たるとは犯罪が成立するということは理論的に承認されているところでございます。

○橋本敦君 ですから、これもやっぱりそういう意味では重大な問題ですよ。私は、何でもこれが藤波、池田阿氏だけで、この安比問題が起訴されなかったのかいまだに不思議でなりません。もしこれが告発ということをやっておいたら、検察審査会ということも議論をやり直したら、という点にも値すると思うんです。関西のオンブズマングループの皆さんが、中曽根元首相を含めてリクルート事件で贈賄罪で告発状を出して正式に受理されておりますが、これは今捜査中ですか。どうなっていますか。

○政府委員(根来泰周君) 御指摘のような告発状が提出されて、東京地検で受理していることは事実でございます。告発状が出されて受理した段階では既に事件について捜査が終了しておいたわけでございます。それで実質的には、この最終報告書に書いてありますように、その事件は犯罪と認める証拠はないということに帰着しているわけでございますが、形式的にはまだその告発状は帳面上処理されております。いずれにせよ、帳面上と処理するということが手続は近々進められるものと考えております。

○橋本敦君 帳面上処理を急ぐんじゃなくて、国民から告発もされておるんですから調べなさい

よ。

刑事局長に次に伺いますが、藤波さんが起訴されたということで、御報告によりますと一万株ですね。しかし、藤波さんのところへ行つたのは徳田秘書名義で一万株だけじゃなくて二千株もありました。秘書名義の一万二千株のうち一万株だけ起訴されたのは、これはどういう趣旨ですか。

○政府委員(根来泰周君) これは将来公判で立証することになるとありますが、証拠上そういうふうな認定になったものと考えております。

○橋本敦君 つまり、わかりやすくいえば、証拠上秘書名義で一万株と二千株、合計一万二千株だが、政治家への分は藤波さんの場合一万株、あと二千株は藤波さんではなくて秘書だというように証拠上判断された、こういうふうに思います。

私もこのリクルート事件が起つてから、五千株とか万のつく株は政治家向けだ、端数はこれは秘書名義であり、秘書あてということも十分あり得ると、こう見てきました。例えば中曽根元総理の場合は二万九千株ですが、九千株は二人の秘書と太田さんという女性、ですから政治家は二万株だと、そういうふうに計算しますと話が合うんです。中曽根さん二万株でしよう、渡辺さん五千株、渡辺元官房副長官一万株、安倍さん一万五千株、秘書名義は二千株ありますが、この端数は秘書です。本人は二万五千株、加藤さん一万株、宮澤さん一万二千株ですが、二千株はこれは秘書です。加藤さん五千株、竹下前首相は一万二千株ですが、二千株は青木さんのものとして一万株、上田卓三さん五千株、塚本三郎さん五千株、田中慶秋さん五千株、これ足しますとちょうど十万株になる。

そこで、いいですか、この最終報告書にお書きになつていらっしゃるリクルートコスモス株の未公開株式の譲渡、藤波、池田議員を除く十一名の国会議員に係る合計十万株の譲渡とお書きになつて、この十万株というのは、今言ったように端数は秘書で、政治家のものと証拠上認められる

というやつを合わせればちょうど十万株になる、こう当然解せられるんですが、間違いないですね。

○政府委員(根来泰周君) 今のお話は、証拠の中身といえますが、捜査の中身になるものですか、私もそれを肯定するというわけにはまいりません。若干計算も私とも違うということには前に予算委員会で申し上げたとおりでございます。

○橋本敦君 それじゃ、どういう計算で証拠上どうかが、十万株と書いているんだからこの説明をするのは当たり前じゃないですか。説明をなぜやらぬのですか。

○政府委員(根来泰周君) けさほど千葉委員から御質問がございましたように、この最終報告というものは収集した証拠を総合的に見まして、その結論を報告したわけでございます。その内容については従来から公開すべきものではないということでも申し上げていないわけでございますので、その辺御理解を賜りたいと思います。

○橋本敦君 これはこれ以上言つても、いずれ藤波さんの地検の冒険で、あるいはまたこれからの審議の中でいろいろ出てくると思うんですけれども、私が今指摘したのは非常に合理性がある。中曽根さんはこれは全部秘書が益算に使ったんだと言つてくれども、今言つたように藤波さん名義で一万二千株で、証拠上政治家と見られるのは一万株である。じや中曽根さんの場合も秘書は三人で九千株で、二万株は中曽根さんだと、こうなると、もしこれが事実だったら偽証ばっかりですな、偽証ばっかり。中曽根さんの分は政治家で二万株、竹下さんの場合でも一万二千株で、福田さんが一万株と、こういうけれどもそれは証拠上竹下さんと我々にはらんでおりますけれども、そうだとしたらこれもはつきりしなきゃならぬ。

そこで、中曽根さんの問題も含めてこれから捜査はまだまだ、今、安比の問題を指摘しましたが、偽証も含めてまだ私はリクルート事件の徹底究明としてはやっていかなくちゃならぬのは当然だと思ひますよ。これで捜査一応終結宣言したと

いうけれども、我々国会が、中曽根さんの証言は偽証の疑いが今言つた使途の問題、スパーコンビューターの問題その他あると考えておりますが、国会が偽証告発、これをやつたならば検察庁は調べるのは当たり前ですわね。捜査終結宣言したからおしまいだというわけにいかぬでしょう。

○政府委員(根来泰周君) これも従来から申し上げておりますように、国会における証言の偽証問題については国会が御判断なさることでございます。その上で法定の決議をされて私どもの方に告発があれば当然私の方で取り調べるといいますか、捜査をすることになると思ひます。

○橋本敦君 そういう問題はまだまだ残つておるんです。国会としてもリクルート事件としても、それで、刑事局長、なるほど議院証言法による院の議決、つまり告発の議決、これは起訴の条件としてあるわけですが、捜査自体は告発がなくても検察庁がやろうと思へばできる。ロッキード事件のときは大久保の偽証問題等これは進んで捜査をされたという経緯もあった。だから理論的には国会の告発を待たずに偽証の疑いがあれば検察庁は独自の判断で捜査することもこれは捜査権として可能でしょう。

○政府委員(根来泰周君) ロッキード事件のときもいろいろいきさつがございまして、大久保の問題も、これは国会筋といろいろ意見の調整が行われたわけでございます。私どもは、基本的にはやはり国会の御判断が先行いたしまして、その御判断に従つて捜査を進めるといふ立場を原則的にはとっているわけでございます。

○橋本敦君 原則的にはさうだ。しかし刑事局長、我々国会もいろいろ苦労をしておりますけれども、あなたが報告されたように、膨大な証拠資料を国家権力という捜査権で集めて、そして膨大な数の人数から事情聴取をされて、まさに一番よく知っているのは証言を集められた検察庁ですよ。だから中曽根証言を聞いて、これは偽証の疑いがあるということは、証拠に照らして一番わかるのは検

察庁なんです。いいですか。

だから、なるほど起訴条件として国会の告発は議院証言法上あるけれども、しかし偽証そのものの疑いについて具体的な証拠に基づいて捜査をやるということに踏み切る、検察庁がその気になれば理論的にはやれる。まさにそういうことが検察庁としてやれるんですからね。これはまさに、国民のリクルート徹底解明せよという要求にこたえて検察が公の代表者であるならばおやりになるべきだし、そのことが同時に国政に反映されて、国会での偽証告発という動きに関連をしていく。

ロッキードのとき、さうですよ。ロッキードのときも両方相まってそういう動きになつていったことを私も覚えております。まさに中曽根証言の問題について一番よく知つている検察庁が偽証の疑いがあるということであるならば必ずから捜査を遂げる、そしてさういった関係について国会とも緊密な連携をするという、そういう姿勢に立つのが当たり前じゃないですか。日本の検察として、この戦後最大の疑獄事件に対処する検察として、私はさうあつてしかるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(根来泰周君) 今先生がおっしゃいましたように、膨大な証拠を集めて綿密に計算した結果がこの最終報告書でございます。そして、一昨日もたしか衆議院の法務委員会で申し上げたと思ひますけれども、現在東京地検で中曽根証言につきまして偽証の疑いはない、偽証の疑いというものを持っていないという報告を受けているわけでございます。そういう状況でございますから、もし国会で偽証ということが判明して、国会の方からお話があれば十分捜査するものと考えております。

○橋本敦君 納得できませんね。もう時間ありませんから、中曽根さんの関係について、江副を税調特別委員に任命したという問題について、これは専決事項として藤波当時の官房長官、彼が処理した、こういうことですが、藤波氏の公訴事実では税調特別委員の関係は出てき

ておりません。

○政府委員(根来泰周君) 公訴事実にはその記載しております。

○橋本敦君 しかし、税調特別委員の任命については法律上、任命権限が総理にあるということ、これはだれも疑いのない事実ですね。

○政府委員(根来泰周君) ちよつと私、それ、総理大臣が任命するの内閣が任命するの、ちよつと失念しておりますけれども、いずれにせよ内閣がかかわっていることは間違いありません。

○橋本敦君 ということになれば、よく刑事局長がおっしゃる、抽象的には総理大臣の職務権限にかかわるといふことも間違いではないでしょう。

○政府委員(根来泰周君) 内閣総理大臣が税制調査会令三条一項で任命権者となっているようです。ですから、権限があることは間違いありません。

○橋本敦君 ですから、この問題について、中曾根氏は専断事項で藤波氏に任せたとすることを証言しておりますが、みずから法律上も権限がある問題、職務権限がある問題であることは明白であります。これについて、藤波氏の方に公訴事実では一切出てこないけれども、藤波氏を入れたと言ったのが中曾根首相自身であること、本人自身が法律上任命権限を持っていたことであること、実務的に官房長官の専断事項としたけれども、職務権限としてはあることは否定できないこと、こういった点を考えれば、この点について中曾根首相の職務権限があり、これについて調べをしなきゃならぬというのは当然だと思うんですね。その点について調査は、税調特別委員の任命問題について調査をやったんですか、やらぬのですか。

○政府委員(根来泰周君) 当時、リクルート社の懸案事項というのは、この報告書に書いてありますように、四点が主題としてあるわけでございします。しかし、この税調委員の話は国会でも議論になりましたから、それは十分検察庁もよく承知しておりますから、それはよく念頭に置いて調査

したものと考えております。

○橋本敦君 だから、そういうことになりますとよく念頭に置いて調査したならば、この懸案事項について総理として、スーパーコンピュータも含め、あるいは就職情報誌の発行、あるいは就職協定の問題、政府の所管関係について一般的に総理に職務権限がある、税調特別委員任命は具体的に法律上権限がある、こうなりますと、慎重に調べた、こう言うけれども、当の中曾根元総理自身から直接事情を聞くということに捜査を最終させるなどというところは、慎重の検討どころか捜査未了だ、まだ捜査は遂げていないと言わざるを得ません。中曾根元首相から調査をしたのですか、事情を聞いたのですか。聞かなかったとしたら、それで捜査終結宣言とはこれはまさに許されないことではないですか。法務大臣、どうですか。

○国務大臣(谷川和穂君) 捜査の中身、事実に関することでございしますので、ここでのことについて触れることはできませんので御容赦いただきたいと存じます。

○橋本敦君 刑事局長、いかがですか。

○政府委員(根来泰周君) だれを調べたかということについては、繰り返してお尋ねしますが、これは公開の席で申し上げる事柄でないと思ひますので、ひとつお許しくださいたいと思ひます。

○橋本敦君 検察庁は必要範囲内で十分調べたわけですか。その辺を十分御理解いただきたいと思ひます。

○橋本敦君 いや、それは納得できませんね。まだだ、そういう態度であるならば、これから捜査が必要だということについて、機会を得て、また事実をよく調べて質問をし、国会でも議論をしていきたい、こう思っております。捜査終結宣言などというのは撤回をして、徹底的に調べ直してもらいたいというのが私の立場です。

最後に刑事局長にお伺いしたいのは、宇野首相に関連をして、七千五百万円の政治資金収支報告書の記載漏れが公にされました。これは略式命令

で起訴された服部恒雄秘書の関係、また安倍晋太郎氏の私設秘書である清水秘書の関係、こういったことから見ましてもこれは政治資金規正法で明白に違反をする。具体的に言えば、第十二条、報告書の提出でこれは記載をしないというところで五年以下の禁錮に当たる罰則があるわけですが、安倍さんあるいは宮澤さんの場合は秘書が略式起訴されている。同じケースですよ。だから、したがってこの問題が公にこういうふうになり明らかなった以上は、法の公正な適用からいっても政治資金規正法、まさに首相になられた人の重大な問題ですから、早速関係者を呼んで事情を厳しく調べて、必要ならば前と同じように起訴の手続もとるといふような方針で対処するのが当たり前じやありませんか。私は漫然と新聞報道だけでうっておいて済む問題ではないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(根来泰周君) 具体的事件につきまして検察庁が捜査すべきかどうかということについては、従来から指揮権の問題もございしますし、私どもの口から捜査すべきであるとか捜査すべきでないとかいうことは申し上げられない問題と思ひます。

ただ、一般論といたしまして、そういう問題がございしましたら、関係省庁がまずよく知っておるわけにございします。もし関係省庁がそういうことで犯罪になるといふならば、検察庁へ告発する、あるいは捜査当局に告発するということもあり得ると思ひますが、これはあくまでも一般論でございまして、ただいまの御質問に対しては私ども何とも申し上げかねるところでございします。

○橋本敦君 時間が来ましたので終わります。

○西川潔君 法例の一部を改正する法律案については皆さん方が詳しくお尋ねなさいましたので、私は大臣所信に関連いたしましたお伺いいたします。

まず、民事局長にお伺いしたいのですが、今国会に提出された法案及び今後国会に提出される法案についてお伺いいたします。

○政府委員(藤井正雄君) 今度の国会には、ただいま御審議をいただいております法律の一部を改正する法律案のほか、仮差し押さえ、仮処分の制度の改正を行うための民事保全法案がございします。これは衆議院法務委員会に係属いたしましたまゝになっております。裁判所の方からも早期の成立を強く要望されておるところでございします。

それから、現在改正の準備作業を行っているものといたしまして商法と借地法、借家法がございします。商法につきましては、中小会社にあつた法規制の整備を図るということと社債に関する制度の改善を図るという二つを目標としておりまして、早い時期に法制審議会等で答申をいただきたい、そして来年の通常国会には提出をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、借地法、借家法の改正につきましまして、昭和六十年から法制審議会民法部会で審議が行われておりました、ことしの三月にこれまでの検討結果に基づきまして民事局参事官室の名前で改正要綱草案を公表いたしました。現在関係各界から御意見をちょうだいしている段階でございします。これがまとまりましたならば改めて改正要綱確定のための審議が行われる予定と、こういうことになっております。

○西川潔君 まだ準備検討中ということでございますので、前もって二、三の要望も含めて、特に僕はお年寄りのことをやらしていただいておりますのでお伺いしたいんですが、最近における都市部の地価は異常なものがあるんですけれども、こういうことで本年にお年寄りの方々の生活、特に弱者、年金生活、生活保護を受けておられる方は悲惨な打撃を受けているわけですが、例えば家賃の値上がりによりまして家賃を払えないとかいう人たちが立ち退きを追われていることが新聞などにも大変報道されておるんです。こういうお年寄りを救済する手段は、今検討していただいている現行法などで何かそういう手段がございしたらいかがいでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 借地あるいは借家とい

う関係は民法という貸借でございまして、地代とか家賃を支払うというのは借りている方の基本的な義務というところになっております。

〔委員長退席、理事猪熊重二君着席〕

借地法、借家法は、借地借家関係について民法の規定の特別法としまして一般的な適用がなされるような形で規定がなされるものでございまして、当事者の具体的な経済的、社会的立場のいかんによつて何か法の中で区別をするということは、法律の性質上なかなか困難なことであらうかと思ひます。

ただ、借り主の中に経済的に困窮している方がいるということは現実の問題として事実でございまして、そういう社会一般の事情があるということ踏まえまして、借地借家法の見直しに当たりましては一般的な形で当事者の間の適切な法律関係が成立するように配慮してまいりたいと思ひますし、そういうふうな形で審議がなされるものと思つております。

○西川潔君 例えは供託制度、大変いい制度であると思ふんですけれども、大多数のお年寄りの方々はこの制度を知らないと思ふんです。

そこで家主の方から例えはお年寄りに対して、家賃の値上げが不服であるならば法務局に供託して訴訟で争える旨を告知するとか、そういうことの義務づけみたいなことはしていただけないものでしょうか。今だつたら検討していただいている中にこういうものを入れていただけないのですか、また賃貸契約を結ぶときに供託できる旨の条項を入れていただけないか、それを必要事項として義務づけに入れていただけないか、何を何とか民事局長に配慮していただけないのか。僕なんかもしや朝からずつと勉強させてください、法律は本当に難しいことばかりでございまして、どうぞ特にこういうお年寄り、弱者の人たちにひとつ有利になるように今からお願ひできないものでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 地主なり家主なりから増額の請求があった場合に、借り主の方はその増額には不服であると思ひますと、その増額請求にかかわらず、自分がこれだけが相当だと思ふ額を支払ふべきということになっております。これは現行の借地法、借家法にもう既にそういう規定がございまして、ですから、それだけの額では受け取れないと貸主の方が言つた場合には供託ができるというのも、これもやはり法律に書いてあることでございまして、したがひましてこれは契約書にそういうことを書いてあらうか書いてなからうか、そういう法律上の仕組みになつておりますので、とにかく裁判で争ひたい、それまでは今までもどおりなら今までもどおりを払う、受け取らぬなら供託する、こういうことができる。そういう法律の建前になつております。

〔理事猪熊重二君退席、委員長着席〕

あとはそういうことを当事者の人に知つていただくという、我々の方からいいますと国民一般に対してその制度の周知徹底を図るという、それらの問題になるかと思ふのであります。

契約書の中に書けというのを法律の中に規定するというのは、今の法律の仕組みではおかしいと思ひますし、逆に書かなかつたらどうなるのだという問題がございまして、今の仕組みは、たとえ書いてなくても、法律の建前はもとの額が相当だと思へばそれを持つていつて供託すればいいという仕組みになつておりますので、今後、国民一般に対する周知徹底が図られるようなことを考えていくべきものであらうかというふうに思つております。

○西川潔君 今お伺ひいたしました、僕の場合などまだ納得をさせていただけの部分でございまして、例えは六十年、三十年が二十年になつたり十年になつたり、新しい法改正になるかも知れない。ああいう部分がお年寄りの方々というのとはわかんないと思ふんです。そしてまた今、書いた場合、書かなかつた場合とおつしやいますけれども、それを義務づけいただくことによつて、例えはお年寄りが耳が遠くなつたり目が見えなくなつたり、昔の方々は少数の方ですけれども字も

書けないという人たちが現実にはいらっしゃる。そしてまた、そういう人たちに半ば強制的に出していけということで随分周囲から地上げの方々が、怖いお兄さん方が来られて、お年寄りが強制的に立ち退きを強要されてゐるわけですね。そういう人たちが大阪でもたくさんニュースでも報道されたんですけれども、これは東京は、また全国的に地域によつてはお金を補助してくれるようなところもあるんですけれども、そういうことで、ちよつと法律に書き込んでいただけたらいいなことを今御検討中でしたらお願いできないかなと、こう思ふんですけれども、いかがなものでしょう。

○政府委員(藤井正雄君) 先生の御趣意は大変よくわかるわけでございまして、これは法律に書いてからそれが万能を振るうという性質のものでもないように思ふわけでございまして、確かに現実には弱者と言われるような方々が地上げその他で集中的にねらい撃ちをされるという現象があるようにお聞きをしております。

こういう方々に対しては、法律の正しい保護が与えられるように努める必要があるわけでございまして、これは法律にどういう規定をするかというよりも、むしろ、例えは弁護士会における法律相談であるとか、あるいは私どもの所管いたしております法務局では人権擁護相談をいたしておる人権擁護委員も各地に配置されているわけでごさいます、そういう社会全般の組織がフルに活用されるということがむしろ実効を上げるんじゃないかと思ひます。先生の御提案はよく考えさせていたしたいと思います。

○西川潔君 そういう専門家のところまで、例えは本当に体の調子が悪いような方々は窓口までもなかなかお出かけすることができない。隣近所向かいの方々、本当に向こう三軒両隣、それぐらいの人しか、例えは民生委員の人とか社会福祉事業所の方とかという方にしか頼ることができないようなお年寄りの方々がたくさんいらっしゃるものですか、どうぞひとつそのあたりをよろしくお願ひいたします。

そしてもう一点、地代そしてまた家賃の値上げが正當かどうかという判断基準も示していただければ、そう思ふんですが、その基準の中には例えば物価の動向とか近隣の土地の価格とか家賃などがあると思ふんですけれども、もう一つ御本人の、お年寄りの経済状態も少し明示していただくと、そういう御配慮もできればお願ひしたいと思ふんですが、いかがなものでしょう。

○政府委員(藤井正雄君) 地代とか借り賃の増減の請求につきましては、現行法にも規定があるわけでありまして、今度の改正要綱草案では、所得水準とか近隣の地代などの高低であるとかというふうないろいろな事情のほか、借地権が設定されたかとか、あるいはこれまたどういう財産的給付がなされたかとか、あるいはこれまた、従前の経過なども考慮して定めるんだと、こういうふうな基準を書いているわけでございまして。

この種の一般的な法律の中にどのような特殊な事情が書けるか、その人の社会的立場とか経済的立場を考慮したような規定が書けるかというの、これはなかなか法律の約束事もあるようでごさいます、そう簡単にお答え申し上げることができない問題があらうかと思ひます。何か考えさせていただければと思つております。

○西川潔君 申しわけございません。かえつて僕らのような素人の質問の方が局長はお困りじやないかと思ふんですけれども、どうぞ一番大切にしたいと思ふ部分、お年寄りの百五十万人ぐらゐの人たちが一人で生活していらっしゃる、また老夫婦が生活をしていらっしゃるような現状でございまして、どうぞお願ひしたいのは、経済状態などを配慮していただければ僕個人としては大変うれしくございまして。

大臣、これまで局長にいろいろ質問をさせていただいたんですけれども、借地借家法の改正の際には、ぜひこういうことを考慮していただいて立法がなされるようにお願ひしたいんですけれども、一言お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(谷川和穂君) ただいままで局長の答

弁もさせていただきますように、家賃の決定基準とか、あるいは家賃の支払いができないというこの救済措置とか、そういうものを法律にそのまま書き込むというのはなかなか立法技術上からも難しいことがあるかもしれません。それは私よくわかりませんが、かもしれません。

しかし、借り主に経済的に困窮する人がおられることは、これもまた事実であると思っております。ですから、その方々もやはり社会を構成しておられて生活しておられるといえますが、その家の中で住んでおいてはならないわけですから、今後この借地借家法の見直しに当たって、そういうふうな現状を踏まえて適切な当事者関係が成立するように配慮をしていかなきゃならないんじゃないかなという感じもします。したがって、今後作業の中でそういう配慮を取り上げられることを念じていきたいと、こう考えます。

○西川潔君 よろしくお願ひします。
次は、法例について、もう諸先輩方がたくさんお伺ひいたしました。僕なりに感じたことをお伺ひしたいと思ひます。
例えば法例というのは、こういう名称ではどうも僕ら素人はぴんときませんし、例えば単行法として国際親族法というふうな、こういう名称に今から民事局長、間に合わないものでしょうか。
○政府委員(藤井正雄君) 確かに法例という名前は大変古い名前でございますが、何だかよくわからないという御意見をよく伺うわけでございまして、法律の適用に関する通則という意味を持っている言葉だと承知をいたしているわけでござい

ます。
そこで、これは本来私ども、法例のできることなら全部を改正して国際私法という名前の平仮名の法律にできればそれはもう最も理想的であったかと思ひますけれども、それを持つていたのではあと何年かかるかわからないということがございまして、それではただいま御提案の国際親族法というふうな名前のものにしてはどうかということになりますと、法例の中の親族法に関する部分を

全部取り出してその中におさめないと国際親族法として一つの完結した法律にならないわけでございまして、かなりの部分は今回手を入れたわけですから、特に後見の問題、これは未成年者に親権者がいない場合の後見の問題、それから人の能力、これは行為能力の問題などについてまだ全く検討がなされていないために、それらを全部あわせて国際親族法というふうな形にもできなかった。法律の成立を急いだためにこういうことになりました。大変申しわけないと思つております。

○西川潔君 次に、国際結婚、国際養子縁組がふえているということを我々もお伺ひいたしておりますが、今回の改正に当たって国際結婚や国際養子縁組をした人たちに、例えば僕ら、どのような形でどれぐらいの人たちにお伺ひしていただいたのかなということがすごく疑問に思ふんですけれども、お伺ひいたします。
○政府委員(藤井正雄君) この法例の改正に当たっては、法制審議会の国際私法部会で審議を行ったわけでありまして、その審議の過程におきまして、昭和六十一年に法例改正についての中間報告という題で審議結果をまとめたものを公表いたしました。これを広く関係の方面にお示しして意見を寄せていただいたわけであります。

その際に、裁判所の相当数から意見が来たほか、六つの団体から意見が寄せられました。その中に国際結婚を考へる会という団体がございます。それから意見が寄せられたわけであります。この会が国際結婚をした女性の集まりで、いわば直接にこの法律の対象になる立場にあるものでございまして、そういう立場からの御意見が寄せられております。

その後、昭和六十三年二月に改正要綱草案という形でもう少し純化したものを公表いたしましたわけでありまして、これもやはり関係方面から意見をちょうだいしたわけであります。ただいま申し上げました国際結婚を考へる会からも意見が出されております。

十八条第一項のところ、重国籍者の本国法の決定を一つに絞り込むこととして、その後絞り込まれた本国法同士でもって離婚などの場合の共通本国法を決定する、こういう考え方の中にたゞいま申し上げました団体の強い御意見が反映をされております。

○西川潔君 ほとんど諸先輩がお伺ひいたしましたので、次に移ります。

国際養子縁組がふえているということで、今回の改正によつて、日本人が外国人の子供と養子縁組するにはどのようにすればいいんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 養子縁組につきましては改正法の二十条の規定が適用されます。

改正法によりますと、親の方、養親の本国法によつて養子縁組の要件、効果が判断されるということになります。でありますから、ただいまの設問が日本人の親が養子をするということとござい

ますと、日本の法律、つまり日本の民法によつて養子縁組ができるかどうか、どういふ場合でできるかということが判断されることとなります。

ただ、養子となる外国の子供の本国法の上で、例えば裁判所の決定が要とかいうような定めがしてございまして、それはやはり必要になってくるわけでありまして、しかし、基本的な要件は日本の法律によつて養子縁組ができる、こういうこととなります。

○西川潔君 次に、外国人の子供の本国法に特別養子の制度、規定がない場合、その子供を日本人が特別養子にするということはどうなるんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) ただいま申し上げましたように、養子縁組の準拠法は養親の本国法でございまして、日本の民法に特別養子の制度がございましたから、子供の方の本国法に制度があるかないかにかかわらず、専ら日本の法律によりまして特別養子をする事ができます。

○西川潔君 今回の改正で、親子間の法律関係を「子ノ本国法」としてありますが、それはどうしてでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 改正前の二十条の規定は「父ノ本国法ニ依ル」といたしておりました。これは今回の改正の主眼の一つであります。男系中心の規定の一つでございまして、そこで、これを改める必要があるわけがありますけれども、親子間の法律関係においては、子供の福祉という観点で最大限尊重しなければならぬ。そこでこの際、親の方、父親の方の本国法ということからひっくり返しまして、子供の福祉の観点から子供の本国法によらせるといふことが適当である。こういったしますと子の福祉という要請を満たすことができるというふうに考えまして、こういう定め方をしたわけでありまして。

○西川潔君 どうもありがとうございました。大変な法律を本当に……。
僕はこれで終わります。

○委員長(塩出啓典君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査につきましてはこの程度とし、法例の一部を改正する法律案につきましては、他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(塩出啓典君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、工藤万砂美君、林道君及び関嘉彦君が委員を辞任され、その補欠として宮崎秀樹君、石井道子君及び田淵哲也君がそれぞれ選任されました。

○委員長(塩出啓典君) これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

法例の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(塩出啓典君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塩出啓典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後四時五十分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、民事保全法案
一、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

民事保全法案

民事保全法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 保全命令に関する手続

第一節 総則(第九条―第十一條)

第二節 保全命令

第一款 通則(第十二条―第十九条)

第二款 仮差押命令(第二十條―第二十二條)

第三款 仮処分命令(第二十三條―第二十五條)

第三節 保全異議(第二十六條―第三十六條)

第四節 保全取消し(第三十七條―第四十條)

第五節 保全抗告(第四十一條―第四十二條)

第三章 保全執行に関する手続

第一節 総則(第四十三條―第四十六條)

第二節 仮差押えの執行(第四十七條―第五十一條)

第三節 仮処分の執行(第五十二條―第五十七條)

第四章 仮処分の効力(第五十八條―第六十五條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分(以下「民事保全」と総称する。)については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(民事保全の機関及び保全執行裁判所)

第二条 民事保全の命令(以下「保全命令」という。)は、申立てにより、裁判所が行う。

2 民事保全の執行(以下「保全執行」という。)は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

3 裁判所が行う保全執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもって、執行官が行う保全執行の執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもって保全執行裁判所とする。

(任意的口頭弁論)

第三条 民事保全の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができ。

(担保の提供)

第四条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百十三條、第百十五條及び第百十六條の規定は、前項の担保について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第五条 保全命令に関する手続又は保全執行に関する裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者及び債権者の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

2 前項の規定は、鑑定人又は当事者本人を尋問する場合について準用する。

第二節 保全命令

第一款 通則

(管轄裁判所)

第十二条 保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 本案の管轄裁判所は、第一審裁判所とする。ただし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。

3 仮に差し押さえるべき物又は係争物が債権(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第百四十三條に規定する債権をいう。以下この条において同じ。)であるときは、その債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判所の所在地にあるものとする。ただし、船舶(同法第百二十二條に規定する船舶をいう。以下同じ。)又は動産(同法第百二十二條に規定する動産をいう。以下同じ。)の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

4 前項本文の規定は、仮に差し押さえるべき物又は係争物が民事執行法第百六十七條第一項に規定する財産権(以下「その他の財産権」という。)で第三債務者又はこれに準ずる者があるものである場合(次項に規定する場合を除く。)について準用する。

5 仮に差し押さえるべき物又は係争物がその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものであるときは、その財産権は、その登記又は登録の地にあるものとする。

(申立て及び疎明)

第十三条 保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならぬ。

2 保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならぬ。

3 前項の規定による疎明は、保証金の供託又は

主張が真実である旨の宣誓をもって、これに代えることができない。

(保全命令の担保)

第十四条 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができ。

2 前項の担保を立てる場合において、遅滞なく

第四條第一項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができ。

(裁判長の権限)

第十五条 保全命令は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が発することができ。

(決定の理由)

第十六条 保全命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

(送達)

第十七条 保全命令は、当事者に送達しなければならない。

(保全命令の申立ての取下げ)

第十八条 保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てがあった後において、債務者の同意を得ることを要しない。

(却下の裁判に対する即時抗告)

第十九条 保全命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができ。

2 前項の即時抗告を却下する裁判に対しては、更に抗告をすることができない。

3 第十六条本文の規定は、第一項の即時抗告についての決定について準用する。

第二款 仮差押命令

(仮差押命令の必要性)

第二十条 仮差押命令は、金銭の支払を目的とす

る債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができ。

2 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができ。

(仮差押命令の対象)

第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しなければならない。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができ。

(仮差押解放金)

第二十二条 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。

2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

第三款 仮処分命令

(仮処分命令の必要性)

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を行使することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を行使するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができ。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができ。

3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

(仮処分の方法)

第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要

な処分をすることができ。

(仮処分解放金)

第二十五条 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができなくなるおそれがあるとき、債権者の意見を聴いて、仮処分の執行の停止を得るため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分命令において定めることができる。

2 第二十条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。

第三節 保全異議

(保全異議の申立て)

第二十六条 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができ。

(保全執行の停止の裁判等)

第二十七条 保全異議の申立てがあった場合において、保全命令の取消しの原因となるべき事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができ。

2 抗告裁判所が保全命令を発した場合において、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、前項の規定による裁判をすることができ。

3 裁判所は、保全異議の申立てについての決定において、既にした第一項の規定による裁判を取り消し、変更し、又は認可しなければならない。

4 第一項及び前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第十三条第三項の規定は第一項の疎明について、第十五条の規定は第一項の規定による裁判

について準用する。

(事件の移送)

第二十八条 裁判所は、保全異議事件につき著しい損害又は遅滞を避けるために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができ。

(保全異議の審理)

第二十九条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

(参考人等の審尋)

第三十条 裁判所は、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日において参考人又は当事者本人を審尋することができ。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

(審理の終結)

第三十一条 裁判所は、審理を終結するには、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を決しなければならない。ただし、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができ。

(保全異議の申立てについての決定)

第三十二条 裁判所は、保全異議の申立てについての決定においては、保全命令を認可し、変更し、又は取り消さなければならない。

2 裁判所は、前項の決定において、相当と認め一定の期間内に債権者が担保を立てること又は第十四条第一項の規定による担保の額を増加した上、相当と認める一定の期間内に債権者がその増加額につき担保を立てることを保全執行の実施又は続行の条件とする旨を定めることができる。

3 裁判所は、第一項の規定による保全命令を取り消す決定について、債務者が担保を立てることを条件とすることができ。

4 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項

3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判

取り消すことができる。

含む。）に対しては、その送達を受けた日から二

第四十三条 保全執行は、保全命令の正本に基づ

いて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

2 保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これをしてはならない。

3 保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これを行うことができる。
(追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し)

第四十四条 第三十二条第二項(第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により担保を立てることを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があったときは、債権者は、第三十二条第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

2 債権者が前項の規定による書面の提出をしないうちにおいて、債務者が同項の裁判の正本を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならない。

3 民事執行法第四十条第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。

(第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例)

第四十五条 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

(民事執行法の準用)

第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十

六条から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

第二節 仮差押えの執行

(不動産に対する仮差押えの執行)

第四十七条 民事執行法第四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。)に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を發した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が囑託する。強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第七十七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。

5 民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四項本文及び第五項、第四十八条、第五十三條、第五十四條、第九十三條から第九十四條まで、第六六條並びに第六七條第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

(船舶に対する仮差押えの執行)

第四十八条 船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下この条において「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は仮差押命令を發した裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 前条第三項並びに民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三條及び第五十四條の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十五条第三項、第四十七條第一項、第五十三條、第六十六條及び第六十八條の規定は船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

(動産に対する仮差押えの執行)

第四十九条 動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券その他の権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものについて執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価値の減少を生ずるおそれがあるときは、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

4 民事執行法第二百三十三條から第二百二十九條まで、第三百一十一條、第三百二十二條及び第三百二十六條の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第五十条 民事執行法第四十三條に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を發する方法により行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を發した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合には、債務者が第二十二條第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

5 民事執行法第四十五條第二項から第五項まで、第六十六條から第六十三條まで、第六十五條、第六十六條第四項及び第五項並びに第六十七條の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

(仮差押解放金の供託による仮差押えの執行の取消し)

第五十一条 債務者が第二十二條第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。

2 前項の規定による決定は、第四十六條において準用する民事執行法第十二條第二項の規定にかかわらず、即時にその効力を生ずる。

第三節 仮差押えの執行

(仮差押えの執行)

第五十二条 仮差押えの執行については、この節に定めるもののほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

2 物の給付その他の行為又は不作為を命ずる仮差押えの執行については、仮差押命令を債務名義とみなす。

(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮差押えの執行)

第五十三条 不動産に関する権利についての登記(仮登記を除く。)を請求する権利(以下「登記請求権」という。)を保全するための処分禁止の

仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。

2 不動産に関する所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、前項の処分禁止の登記とともに、仮処分による仮登記（以下「保全仮登記」という。）をする方法により行う。

3 第四十七条第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前二項の処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）

第五十四条 前条の規定は、不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについての登記（仮登記を除く。）又は登録（仮登録を除く。）を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（建物取去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の執行）

第五十五条 建物の取去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するため、その建物の処分禁止の仮処分命令が発せられたときは、その仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。

2 第四十七条第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前項の処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の属託）

第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に

その登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

（仮処分解放金の供託による仮処分の執行の取消し）

第五十七条 債務者が第二十五条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮処分の執行を取り消さなければならない。

2 第五十一条第二項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第四章 仮処分の効力

（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力）

第五十八条 第五十三条第一項の処分禁止の登記の後になされた登記に係る権利の取得又は処分の制限は、同項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をする場合には、その登記に係る権利の取得又は消滅と抵触する限度において、その債権者に対抗することができない。

2 前項の場合においては、第五十三条第一項の仮処分の債権者（同条第二項の仮処分の債権者を除く。）は、同条第一項の処分禁止の登記に後れる登記を抹消することができる。

3 第五十三条第二項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするには、保全仮登記に基づく本登記をする方法による。

4 第五十三条第二項の仮処分の債権者は、前項の規定により登記をする場合において、その仮処分により保全すべき登記請求権に係る権利が不動産の使用又は収益をするものであるときは、不動産の使用若しくは収益をする権利（所有権を除く。）又はその権利を目的とする権利の取得に関する登記で、同条第一項の処分禁止の登記に後れるものを抹消することができる。

（登記の抹消の通知）

第五十九条 仮処分の債権者が前条第二項又は第四項の規定により登記を抹消するには、あらかじめ、その登記の権利者に対し、その旨を通知

しなければならない。

2 前項の規定による通知は、これを発する時の同項の権利者の登記簿上の住所又は事務所において発することができ、この場合には、その通知は、遅くとも、これを発した日から一週間を経過した時に到達したものとみなす。

（仮処分命令の更正等）

第六十条 保全仮登記に係る権利の表示がその保全仮登記に基づく本登記をすべき旨の本案の債務名義における権利の表示と符合しないときは、第五十三条第二項の処分禁止の仮処分の命令を発した裁判所は、債権者の申立てにより、その命令を更正しなければならない。

2 前項の規定による更正決定に対しては、即時抗告をすることができ、

3 第一項の規定による更正決定が確定したときは、裁判所書記官は、保全仮登記の更正を嘱託しなければならない。

（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力）

第六十一条 前三条の規定は、第五十四条に規定する処分禁止の仮処分の効力について準用する。

（占有移転禁止の仮処分の効力）

第六十二条 物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するため、債務者に対し、その物の占有の移転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずるとともに、執行官にその物の保管をさせ、かつ、債務者がその物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官がその物を保管している旨を執行官に公示させることを内容とする仮処分の執行がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、その執行がされたことを知ってその物を占有した者に対し、その物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができ、仮処分の執行後にその執行がされたことを知らないで債務者の占有を承継した者に対しても、同様とする。

2 前項の仮処分の執行後に当該物を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定する。

（執行文の付与に対する異議の申立ての理由）

第六十三条 前条第一項の本案の債務名義につき同項の債務者以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、債権者に対抗することができ、又はその仮処分の執行がされたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができ、

（建物取去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の効力）

第六十四条 第五十五条第一項の処分禁止の登記がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、その登記がされた後に建物を譲り受けたる者に対し、建物の取去及びその敷地の明渡しの強制執行をすることができ、

（詐害行為取消権を保全するための仮処分における解放金に対する権利の行使）

第六十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第一項の規定による詐害行為取消権を保全するための仮処分命令において定められた第二十五条第一項の金銭の額に相当する金銭が供託されたときは、同法第四百二十四条第一項の債務者は、供託金の還付を請求する権利（以下「還付請求権」という。）を取得する。

この場合において、その還付請求権は、その仮処分の執行が第五十七条第一項の規定により取り消され、かつ、保全すべき権利についての本案の判決が確定した後に、その仮処分の債権者が同法第四百二十四条第一項の債務者に対する債務名義によりその還付請求権に対し強制執行をするときに限り、これを行使することができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟法の一部改正）

第二条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

民事訴訟法目録中「第五編ノ三 判決ノ確定

及ビ執行停止」を「第六編 判決ノ確定及ビ執行停止」に改める。

第三百九十三条第三項及び第四百九条ノ二第二項を削る。

第四百九条ノ三ただし書中「前条第一項」を「同条」に改める。

「第二章 強制執行（第二百一一条―第二百七十三）
第三章 仮差押え及ビ仮処分ノ執行（第二百七十四―第二百八十一）
第四章 担保権ノ実行としての競売等（第二百八十二―第二百九十八）
第五章 罰則（第二百九十九―第三百〇六）」

執行（第二百一一条―第二百八十一）
梅の実行としての競売等（第二百八十二―第二百九十八）
（第二百九十九―第三百〇六）」

第一条中、「仮差押え及ビ仮処分ノ執行」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

三十条第二項中「公文書により証明した」を「証する文書を提出した」に改める。

第八十七条第一項第四号中「登記された」を「登記（民事保全法（平成元年法律第 号）

第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記を含む。）がされた」に改める。

第九十一条第一項第三号中「第三十九条第一項第七号」の下に「又は第八十三条第一項第六号を加え、同項第五号中「先取特権等が仮登記された」を「先取特権等につき仮登記又は民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記がされた」に改める。

第四百四十一条第一項第三号中「第三十九条第一項第七号」の下に「又は第八十三条第一項第六号」を加えて準用する第八十三条第一項第六号」を加える。

（民事訴訟法及び民事執行法の一部改正に伴う

第四百九条ノ三中「第四百九条ノ二第一項」を「第四百九条ノ二」に改める。

第五百十三条第一項中「及ビ次編」を削り、「負ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコトヲ許シタル場合」を「負ハシメタル場合」に改める。

第六編の編名を削り、第五百十四条から第七百六十三条までを次のように改める。

第五百十四条乃至第七百六十三条 削除

第七百六十三条ノ二を削る。

第五編ノ三を第六編とする。

（民事執行法の一部改正）

第三条 民事執行法の一部を次のように改正する。

「第二章 強制執行（第二百一一条―第二百七十三）
第三章 仮差押え及ビ仮処分ノ執行（第二百七十四―第二百八十一）
第四章 担保権ノ実行としての競売等（第二百八十二―第二百九十八）
第五章 罰則（第二百九十九―第三百〇六）」

第二百六十二条の見出し中「引渡請求権」の下に「の差押命令」を加える。

第三章の章名を削り、第二百七十四条から第八十条までを次のように改める。

第二百七十四条から第八十条まで 削除

第二百八十三条第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 不動産競売の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本

六 不動産競売の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本

第二百八十三条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第二百九十三条第二項中「担保権の実行及び行使について」の下に「第二百六十六条第二項」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

（経過措置）

第四条 この法律の施行前にした仮差押え又は仮処分ノ命令の申請に係る仮差押え又は仮処分の事件については、なお従前の例による。

（人事訴訟手続法の一部改正）

第五条 人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「民事訴訟法第七百五十六条乃至第七百六十三条」を「仮ノ地位ヲ定ムル仮処分ニ関スル民事保全法（平成元年法律第 号）」に改める。

（人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行前にした人事訴訟手続法第十六条に規定する仮処分の命令の申請に係る仮処分の事件については、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正）

第七条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三百三十五条の次に次の一条を加える。

第三百三十五条ノ二 第七条第二項、第五十四条及び第五十五条ノ規定ハ民事保全法（平成元年法律第 号）第五十三条第二項ノ仮処分ニ因ル仮登記（以下保全仮登記ト称ス）ニ之ヲ準用ス

第四百四十六条の次に次の四条を加える。

第四百四十六条ノ二 所有権ニ付キ民事保全法第五十三条第一項ノ仮処分ノ登記（保全仮登記ト共ニ為シタルモノヲ除ク本条及ビ次条ニ於テ之ニ同ジ）ヲ為シタル後其仮処分ノ債権者ガ其仮処分ノ債務者ヲ登記義務者トシテ所有権ノ登記（仮登記ヲ除ク）ヲ申請スル場合ニ於テハ其債権者ノミニテ其仮処分ノ登記ニ後レル登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ登記ノ抹消ヲ申請スルニハ申請書ニ民事保全法第五十九条第一項ノ通知ヲ為シタルコトヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ仮処分ノ登記ニ後レル登記ヲ抹消シタルトキハ其仮処分ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

スルコトヲ要ス

第四百四十六条ノ三 前条第一項及ビ第二項ノ規定ハ所有権以外ノ権利ニ付キ民事保全法第五十三條第一項ノ仮処分ノ登記ヲ為シタル後其仮処分ノ債権者ガ其仮処分ノ債務者ヲ登記義務者トシテ其権利ノ移転又ハ消滅ニ付キ登記（仮登記ヲ除ク）ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

前条第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル同条第一項ノ規定ニ依リ仮処分ノ登記ニ後レル登記ヲ抹消シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百四十六条ノ四 不動産ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ニ付キ保全仮登記ヲ為シタル後本登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其保全仮登記ニ係ル仮処分ノ債権者ノミニテ所有権以外ノ不動産ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利又ハ其権利ヲ目的トスル権利ノ登記ニシテ其仮処分ノ登記ニ後レルモノノ抹消ヲ申請スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百四十六条ノ二第二項ノ規定ヲ準用ス

第四百四十六条ノ五 保全仮登記ヲ為シタル後本登記ヲ為シタルトキハ其保全仮登記ト共ニ為シタル処分禁止ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正後の不動産登記法第四百四十六条ノ二第三項の規定は、この法律の施行前にした仮処分の命令の申請に基づき発せられた不動産に関する権利についての登記を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分（家事審判法第十五条の三第一項の仮処分にあつては、附則第十二条に規定する審判前の保全処分であるものに限る。）の債権者がする申請に基づき、その仮処分の登記に後れる登記を抹消する場合について準用する。

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

第九条 法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律（明治三十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

（法人において租税及び業煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正）

第三條第一項中「民事訴訟法第六編」を「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）其ノ他強制執行ノ手続ニ関スル法令」に改める。

（信託法の一部改正）

第十條 信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「第三十八條」の下に「及民事保全法（平成元年法律第 号）第四十五條」を加える。

（家事審判法の一部改正）

第十一條 家事審判法の一部を次のように改正する。

第十五條の二中「審判又は」を「審判で最高裁判所の定めるものが効力を生じた場合又は」に改め、「若しくは第二項」及び「若しくはこれを取り消す裁判」を削り、「生じた」を「生じ、若しくは効力を失つた」に改める。

第十五條の三第六項及び第七項を次のように改める。

審判前の保全処分（前項の裁判を含む。次項において同じ。）の執行及び効力は、民事保全法（平成元年法律第 号）その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。この場合において、同法第四十五條中「仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本案の審判事件が係属している家庭裁判所（その審判事件が高等裁判所に係属しているときは、原裁判所）」とする。

民事保全法第四條、第十四條及び第二十條から第二十四條までの規定は審判前の保全処分について、同法第三十三條及び第三十四條の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。

第二十九條第二項中「民事執行法」の下に「（昭和五十四年法律第四号）」を加える。

（家事審判法の一部改正に伴う経過措置）

第十二條 この法律の施行前にした家事審判法第十五條の三第一項の規定による審判（同条第五

項の裁判を含む。）に係る審判前の保全処分の事件については、なお従前の例による。

（道路運送車両法等の一部改正）

第十三條 次に掲げる法律の規定中「地方裁判所が執行裁判所」の下に「又は保全執行裁判所」を加え、「地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所」を「地方裁判所以外の裁判所が保全執行裁判所」に改める。

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十七條第一項
二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八條の四第一項
三 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二十六條第一項

七号）第二十六條第一項

二 次に掲げる法律の規定中「処分を禁止する仮処分の執行又は」を削る。

一 道路運送車両法第九十七條第三項

二 航空法第八條の四第三項

三 建設機械抵当法第二十六條第三項

（土地収用法の一部改正）

第十四條 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六條第七項中「民事執行法」の下に「又は民事保全法（平成元年法律第 号）」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十五條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五條中「執行裁判所」の下に「又は保全執行裁判所」を加える。

（企業担保法の一部改正）

第十六條 企業担保法（昭和三十三年法律第百六

号）の一部を次のように改正する。

第五十二條中「前条」を「第五十一條」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十七條 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第三号中「執行裁判所」を「保全執行裁判所」に改める。

第百三十三條第三項中「仮登記」の下に「（民事保全法（平成元年法律第 号）第五十三條第二項（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行（同法第五十四條（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）において準用する場合を含む。）の規定による仮処分による仮登記を含む。）」を加える。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第十八條 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四條中「民事訴訟法」を「民事保全法（平成元年法律第 号）」に改める。

（執行官法の一部改正）

第十九條 執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「（昭和五十四年法律第四号）」の下に「民事保全法（平成元年法律第 号）」を加え、同條第二号中「規定による民事執行」の下に「民事保全法の規定による保全執行」を加える。

第五條中「民事執行法」の下に「（これを準用

する場合を含む。）」を加える。

第十條第一項第三号中「第七條」の下に「（これを準用する場合を含む。）」を加える。

（都市再開発法の一部改正）

第二十條 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九十四條第八項中「（昭和五十四年法律第四号）」の下に「又は民事保全法（平成元年法律第 号）」を加える。

（公害紛争処理法の一部改正）

第二十一條 公害紛争処理法の一部を次のように改正する。

第四十二條の二十二（見出しを含む。）中「保証」を「担保」に改める。

第四十二條の二十三を次のように改める。

第四十二條の二十三 削除

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第二十二條 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「民事執行手続」の下に「民事保全手続」を加える。

第十九條中「説明者」の下に「民事保全法（平成元年法律第 号）第三十條（同法第四十條第一項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による審判をした参考人」を加える。

別表第一の一の二の項の上欄口を次のように改める。

ロ 民事保全法の規定による保全命令の申立て

別表第一の一の七の項の上欄口中「同法の規定による強制執行」を「又は同法の規定による強制執行」に改め、「同法の規定による仮差押決定若しくは仮処分決定に対する異議の申立て又は仮差押え若しくは仮処分の取消しの申立て」を削り、同欄中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七條第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求め申立て、同法第四十二條第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

六百円
を

(4)	(3) 民事保全法の規定による保全抗告	一の二の項に掲げる申立手数料の額の五倍の額	に改める。
	(1) から (3) まで以外のもの	六百円	

第二百七十五條ノ第二項中「保証」を「担保」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)
第二十七条 農業協同組合法(昭和二十二年法律

第百三十二号)の一部を次のように改正する。
第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 組合の理事、農事組合法人の理事、中央会の会長若しくは中央会を代表す

る副会長若しくは理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任す

る仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる

事務所の所在地において、その登記をしなければならぬ。

(農業災害補償法の一部改正)
第二十八条 農業災害補償法(昭和二十二年法律

第百八十五号)の一部を次のように改正する。
第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 理事の職務の執行を停止し若しくはその職務を代行する者を選任する仮

処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所

所の所在地において、その登記をしなければならない。

(証券取引法の一部改正)
第二十九条 証券取引法（昭和二十三年法律第二

十五号)の一部を次のように改正する。
第百四十一条の次に次の一条を加える。

第百四十一条の二 理事長若しくは証券取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若

しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがある

第三十三条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正

第八十六条の次に次の一条を加える。

(組合の代表理事又は中央会の会長の職務執行停止等の登記)

第八十六条の二 組合を代表する理事若しくは中央会の会長の職務の執行を停止し、若しくは

はその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつた

ときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならぬ。

い。
(商品取引所法の一部改正)

第三十四条 商品取引所法（昭和二十五年法律第
二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一百五條の次に次の一條を加える。
(理事長の職務執行停止等の登記)

第二百五条の二 理事長若しくは取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはそ

の職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたとき

は、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第三十五条 宗教法人法（昭和二十六年法律第百

二十六号)の一部を次のように改正する。
第五十六条を次のように改める。

(代表役員の職務執行停止等の登記)

第五十六条 代表役員若しくはその代務者の職

務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更

更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、そ

の登記をしなければならない。
(信用金庫法の一部改正)

第三十六条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八條の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第六十八條の二 金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならぬ。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十七條 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第六十六條の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならぬ。

第六百三十八條第六項中「第六十六條」を「第六十六條の二」に改める。

(輸出入取引法等の一部改正)

第三十八條 次に掲げる法律の規定中「第八十七條」を「第八十六條の二」に改める。

一 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十九條第一項

二 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)第五十四條

三 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第十六條

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第三十九條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六十三條の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第六十三條の二 酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代

行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならぬ。

(労働金庫法の一部改正)

第四十條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第七十二條の二 金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならぬ。

(登録免許税法の一部改正)

第四十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号(「ワ」中「喪失」の下に「業務執行の停止若しくは業務代行者の選任」を加える。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条の二」に、「仮上陸(第十三条)」を「仮上陸等(第十三条・第十三条の二)」に改める。

第一章中第十三条の次に次の一条を加える。

(在留資格及び在留期間)

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に依り、それぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に依り、それぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができ、地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間(以下「在留期間」という。)は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を超えないことができる。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条第一項ただし書中「日本人の旅券に当該国官憲の査証を必要としない国の国籍若しくは市民権を有する」を「国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている」に、「必要としない」を「要しない」に改める。

第七条第一項中「左に」を「次の各号(第二十六

条第一項の規定により再入国の許可を受け又は第六十一條の二の六第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して上陸する外国人については、第一号及び第四号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動(五の表の下欄に掲げる活動)について、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。又は別表第一の下欄に掲げる身分若しくは地位(永住者の項及び平和条約関連国難民者の子の項の下欄に掲げる身分若しくは地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。)を有する

者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

第七條第一項第三号中「第四条第二項の規定に基く」を「第二条の二第三項の規定に基く」に改め、同条第二項中「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第七條の次に次の一条を加える。

(在留資格認定証明書)

第七條の二 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人(本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く)から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。

2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをすることができ、

第九條第一項中「第七條第一項各号」を「第七條第一項」に改め、同条第四項中「除く外」を「除き」に、「第十條」を「次条」に改め、同条第五項中「旅券に第一項」を「第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、次条第六項又は第十一條第四項」に改める。

第十條第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第七條第一項各号」を「第七條第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「第十一條」を「次条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第七條第一項各号」を「第七條第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

7 前条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

第十一条第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

第十二条第一項中「当つて」を「当たつて」に、「左の各号の一に該当するときは」を「再入国の許可を受けているときその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは」に改め、同項各号を削る。

第十三条第四項中「第十条第八項」を「第十条第九項」に、「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

第三章第三節第十三条の次に次の一条を加える。
(退去命令を受けた者がとどまることができない場所)

第十三条の二 特別審査官又は主任審査官は、それぞれ第十条第九項又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にとどまることを許すことができる。

2 特別審査官又は主任審査官は、前項の指定をしたときは、当該外国人及びその者が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者に対しその旨を通知しなければならない。
第十六条第四項中「第一項の場合」を「第一項及び第二項の場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、次の各号の一に該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることが出来る。

一 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻りに本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者から申請があつたとき。

二 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期に航空機を就航させている運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国することを条件として休養、買物その他これらに類似する目的をもつて本邦に到着した日から十五日を超えない範囲内で上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。

6 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が、当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該乗員が第五条第一項各号の一に該当することを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。

7 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと思へる場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、その乗員が本邦にあるときは、当該乗員が帰船又は出国するために必要な期間を指定するものとす。

第十九条第一項及び第二項を次のように改める。

別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に依りこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬(業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。)を受ける活動

二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

2 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に依り同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

第十九条の次に次の一条を加える。
(就労資格証明書)
第十九条の二 法務大臣は、本邦に在留する外国人から申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を証明する文書を交付することが出来る。

第二十条第一項中「変更」の下に「(特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。)」を加え、同条第二項中「但し、第四条第一項第十四号に該当する者としての」を「ただし、居住者の」に改め、同条第三項中「理由があり、かつ、」

第四条第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての在留資格への変更の申請については、当該在留資格に属する者の行うべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、当該外国人がその在留資格に該当すると認めたときを「理由があるとき」に、「第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格を有する者」を「短期滞在の在留資格をもつて在留する者」に改める。

第二十二條第一項中「第四条第一項第十四号に該当する者としての」を「永住者の」に改め、同条第二項中「昭和二十七年法律第二百六十六号」の下に「(以下「昭和二十七年法律第二百六十六号」という。)」を加える。

第二十二條の二第一項中「因り第三章」を「より前章」に、「第十九条第一項」を「第二条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四条第一項第十四号に該当する者としての」を「永住者の」に改め、「在留資格への変更」とあり、及び「を削り、同条第四項中「第四条第一項第十四号に該当する者としての」を「永住者の」に改める。

第二十二條の三「第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格」を「別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれか」に改める。
第二十四條中「第五章」を「次章」に改め、同条第四号イ中「旅券又は在留資格証明書に記載された在留資格の変更を受けないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行うべき活動」を「第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に改め、同号ロ中「旅券又は在留資格証明書に記載された」を「在留期間の更新又は変更を受けないで」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第十条第九項又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの
第二十四條第六号の次に次の一号を加える。
六の二 第十六条第七項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの

第五十七條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の出入国審査官に報告しなければならない。

第五十九條第一項中「左の」を「次の」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第二号中「又は第六号」を「から第六号の二までのいずれかに」に改め、同項第三号中「除く外」を「除き」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主任審査官は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、第十三条の二第二項の規定によりとどまることができる場所として法務省令で定める施設の指定を受けている第一項第一号に該当する外国人を当該指定に係る施設にとどめておくことに伴うものについては、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する外国人に係るものに限り、その全部又は一部を免除することができる。

第六十一條の八第一項中「税関」の下に「、公共職業安定所」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(出入国管理基本計画)

第六十一條の九 法務大臣は、出入国の公正な管理を図るため、外国人の出入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画（以下「出入国管理基本計画」という。）を定めるものとする。

2 出入国管理基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 本邦に出入し、在留する外国人の状況に関する事項
- 二 外国人の出入国及び在留の管理の指針となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の出入国及び在留の管理に関する施策に関し必要な事項

3 法務大臣は、出入国管理基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 法務大臣は、出入国管理基本計画を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

5 前二項の規定は、出入国管理基本計画の変更について準用する。

第六十一條の十 法務大臣は、出入国管理基本計画に基づいて、外国人の出入国を公正に管理するよう努めなければならない。

第六十七條の次に次の一条を加える。

第六十七條の二 外国人は、第十九條の二の規定により就労資格証明書の交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第七十條第四号中「旅券又は在留資格証明書に記載された在留資格の変更を受けないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行うべき活動」を「第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に改め、同条第五号中「旅券又は在留資格証明書に記載された」を「在留期間の更新又は変更を受けないで」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第十六條第七項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に帰船し又は出国しないもの

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 第七十條第四号に該当する場合を除き、第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第七十三條の次に次の一条を加える。

第七十三條の二 次の各号の一に該当する者は、

三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

2 前項第二号及び第三号の罪は、刑法第二條の例に従う。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第一項の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

4 第一項において、不法就労活動とは、第十九條第一項の規定に違反する活動又は第七十條第一号から第三号まで、第五号、第七号若しくは第七十條の二に掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。

第七十七條第二号中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第七項中「第四條第一項第十四号に該当する者としての」を「永住者の」に改め、同項第一号中「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号）」を「昭和二十七年法律第百二十六号」に改め、「（以下「法律第百二十六号第二條第六項該当者」という。）」を削り、同項第二号中「法律第百二十六号第二條第六項該当者」を「昭和二十七年法律第百二十六号第二條第六項に規定する者」に改める。

附則第九項中「法律第百二十六号第二條第六項該当者」を「昭和二十七年法律第百二十六号第二條第六項に規定する者」に、「第四條第一項第十四号に該当する者としての」を「永住者の」に改める。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二條の二、第十九條関係）

在留資格		本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

三

在留資格	本邦において行うことができる活動
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技術について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動
四	在留資格
留学	本邦において行うことができる活動 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
就学	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動
五	在留資格
特定活動	本邦において行うことができる活動 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動
別表第二（第二条の二、第十九条関係）	
在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者、平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者若しくは日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第四十六号）に基づく永住の許可を受けている者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者若しくは永住者等の子として本邦で出生しその

平和条約関連 国籍離脱者の子 定 住 者	後引き続き本邦に在留している者又は昭和二十七年法律第二百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の配偶者 昭和二十七年法律第二百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の子として同法施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者 法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者
----------------------------	---

附 則
(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)
- この法律の施行の際に、次の表の上欄に掲げる改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格（以下「旧法の在留資格」という。）に該当する者として、旧法の在留資格

旧 法 の 在 留 資 格	新 法 の 在 留 資 格
第四条第一項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第二項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第三項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第四項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第五項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第六項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第七項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第八項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第九項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第十項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第十一項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第十二項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第十三項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第十四項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第十五項第一号に該当する者としての在留資格 第四条第十六項第一号に該当する者としての在留資格	外交 公用 短期滞在 投資・経営 留学 研修 教授 芸術 興行 宗教 報道 技術 技能 永住者 家族滞在 別表第一又は別表第二の上欄の在留資格で法務省令で定めるもの

- この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもつて在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受け
- た新法第十九条第二項の許可とみなす。
4 附則第二項の規定により留学の在留資格をもつて在留するとみなされる者は、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法

- 別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動、新法別表第一の三の表の文化活動の項の下欄に掲げる活動並びにこれらの活動の遂行を阻害しない範囲内の収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を行うことができる。
- 附則第二項の規定により教授の在留資格をもつて在留するとみなされる者は、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項及び教育の項の下欄に掲げる活動を行うことができる。
- 附則第二項の規定により芸術の在留資格をもつて在留するとみなされる者は、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の一の表の芸術の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動及び新法別表第一の三の表の文化活動の項の下欄に掲げる活動を行うことができる。
- この法律の施行前にした旧法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請は、それぞれ、当該在留資格に応ずる附則第二項の表の下欄に掲げる新法の在留資格に係る新法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請とみなす。
- この法律の施行前にした旧法の在留資格に伴う在留期間に係る旧法第二十一条第二項の規定による申請は、附則第二項の規定によりみなされる新法の在留資格に伴う在留期間に係る新法第二十一条第二項の規定による申請とみなす。
- この法律の施行前にした旧法第二十一条第二項又は旧法附則第九項の規定による申請は、それぞれ新法第二十一条第二項又は新法附則第九項の規定による申請とみなす。
- この法律の施行前にした旧法第二十四条第四号イ又はロに該当した者は、新法第二十四条の規定
- 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。
第五十三条の次に次の一条を加える。
（法務大臣の連絡又は協力）
第五十三条の二 労働大臣は、国民の労働力の需要供給の適正な調整等を図るため、法務大臣に対し、労働に従事することを目的として在留する外国人の出入国に関する必要な連絡又は協力を求めることができる。
2 法務大臣は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。
- （地方税法の一部改正）
14 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十三条の二十七の八第一項中「第四条第一項第六号に該当する者としての」を「別表第一の四の表の留学の」に改める。
附則第三十七条第六項中「第四条第一項各号（第十四号を除く。）に掲げる者のいずれか一に該当する者（同項第十六号に該当する者について、自治省令で定める者を除く。）としての在留資格を」別表第一又は別表第二の在留資格（永住者及び平和条約関連国籍離脱者の子を除く。）

- この法律の適用については、それぞれ同条第四号イ又はロに該当する者とみなす。
- 新法第七十三条の二第二項の罪については、同項各号の一に該当する者の当該行為がこの法律の施行の際本邦に在留しその施行後引き続き本邦に在留する外国人に係るものであるときは、これを罰しない。同条第一項各号の一に該当する者において、当該行為に係る外国人がこの法律の施行の際本邦に在留しその施行後引き続き本邦に在留するものであると信じ、かつ、それについて過失がないときも、同様である。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 職業安定法の一部改正

に改める。

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方裁判所及び家庭裁判所の支部配置見直し反対に関する請願(第一五六号)

第一五六号 平成元年三月二十八日受理

地方裁判所及び家庭裁判所の支部配置見直し反対に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 中川秀平

紹介議員 長谷川 信君

最高裁判所は、現在、地方裁判所及び家庭裁判所の支部の配置について見直しを検討しており、昭和六十二年十二月、法務省及び日本弁護士連合会との三者で構成する法曹三者協議会において、全国五十八支部を見直しの対象として選定する旨提示した。地方裁判所及び家庭裁判所の支部は、地域にあつて住民の権利を擁護し、裁判を受ける権利を保障する場として、また最も身近な紛争解決の場として、国民や当事者の利便性を最優先に考慮して設置されているものであり、専ら効率性のみを重視した見直しは、断じて行ふべきではない。ついては、これらの機関が地域社会に果たしている役割・重要性を認識し、新潟県の村上、柏崎、六日町及び糸魚川の四支部を始めとする全国の裁判所支部の配置見直しについては、これを行わないようにされたい。

四月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第二八七号)

第二八七号 平成元年四月十三日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 広島県三次市日下町二五三 大住正明 外十四名

紹介議員 藤田 正明君

刑事施設法案を一日も早く成立させ、施行されたい。

理由

監獄法は、明治四十一年に制定され、その後実質的な改正がなされていない法律であつて、現下の我が国の社会事情、国民意識、刑事政策思想から著しく隔たつてゐる。この監獄法を全面的に改正しようとする刑事施設法案は、被収容者に保障される権利を明示するとともに、その制限の根拠、限界を明らかにし、被収容者の生活水準の保障と受刑者の改善更生を図るための制度を整備するなど、真に我が国行刑の近代化、国際化、法律化を目的としたものであり、本法案を一日も早く成立させ、施行すべきである。

四月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第二九三三号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第二九四号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第二九六号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第三一八号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第三九二号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第四〇九号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第四二三号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第四二七号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第四三〇号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のため

の法制定に関する請願(第四三二号)(第四三三三号)(第四三四四号)(第四三八号)(第四四一四号)(第四四二二号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第四五一号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第四五五号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第四六二号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第四六七号)

第二九三三号 平成元年四月十四日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 茨城県つくば市竹園一ノ八〇一ノ三〇一 関口礼子 外一名

紹介議員 広中和歌子君

民法第七百五十条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称すると定め、また、戸籍はそれに連動して編製されるため、婚姻する男女のうちいずれか一人は、婚姻に際して戸籍上の氏を強制的に変更を余儀なくされている。ところで、近年の社会生活の変化は、国民一人一人の生活範囲を「家」や「戸」の中にとどめず、職業生活を典型とする諸々の「家」や「戸」の外での社会生活に拡大し、ますますその比重を増してきてゐる。社会生活の中で個人の識別は氏名をもつて行われてゐるが、そのような社会生活の変化を見た場合、人生の途中で婚姻か氏の変更かと二者択一で迫り、婚姻を選択した二人のうちの一人に氏の変更を強制することは、氏名の持つ個人の識別の機能を低下させるものである。なるほど「戸籍法は、各自が戸籍上の氏名以外の関係でこれと異なる氏名を呼称することを別段禁止してはいない」(最高裁決定)とはされてゐるものの、それに対する世間の認識は十分でなく、戸籍の氏ではなくなつた、婚姻までの氏を使用し続けるのに障害が余りに多いというのが現実である。また、その

障害が取り払われたとしても、通常用いる氏と戸籍の氏とが異なる人が余りにも増えることは、望ましいこととは考えられない。一方で、氏を変へたくないため、婚姻届を出せない人々、ペーパー離婚をする人々も増えてきてゐる。これは、現行の法が社会の実情に合わなくなつてきているために起きていることである。ついては、次の事項について早急に法改正の措置を採られたい。

一、民法第七百五十条を改正して、夫婦が同氏・別氏の選択をできるようにすること。

二、あわせて戸籍法等関係法規に所要の改正を行うこと。

三、既に婚姻している者でも、一定期間内に届出をすれば別氏を選択できるよう、経過規定を設けること。

第二九四号 平成元年四月十四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 岐阜市長旗町一ノ四 後藤久子 外百九名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第二九六号 平成元年四月十四日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 茨城県つくば市竹園三ノ一〇八ノ二〇二 田中公子 外十九名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第三一六号 平成元年四月十七日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 千葉市作新台二ノ一七ノ六二 佐野幸子

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二九三三号と同じである。

第三一八号 平成元年四月十七日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願(二通)

請願者 埼玉県羽生市神戸一、一九〇ノ一

三 原清一 外九十九名

紹介議員 山岡 賢次君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第三九二号 平成元年四月十九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 千葉県野田市目吹一、二六二 荒井晴美 外一名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三九三号 平成元年四月十九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 茨城県つくば市吾妻二ノ七一〇ノ五〇四 山本昇

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三九四号 平成元年四月十九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸新町一一一 川村始

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第四〇九号 平成元年四月十九日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府堺市城山台一丁三ノ一九 今井好隆 外二千九百九十九名

紹介議員 下村 泰君

絶対主義的天皇制は大正十四年に治安維持法を制

定し特高警察を駆使して、民主的運動を始め民主的思想まで徹底的に弾圧し、天皇制の維持と侵略戦争遂行に大きな力を発揮させた。また、昭和二十年までの二十年間に、同法の改悪を重ね死刑法にしかたけなく弾圧を無限に拡大できる目的遂行罪とし、さらに予防拘禁の名目で終身投獄できるようにし、民主的政治活動を始め労働組合、農民組合、民主的諸団体までも弾圧の対象とし、最後には平和主義者、文化人、宗教家数十万人を逮捕、投獄するなどして侵略戦争を遂行した。したがって、治安維持法は人道に反する最悪の法として、ボツダム宣言の実施により廃止され、この法律によって処刑された人々も有罪判決は言渡しが無かったものとされた。にもかかわらず、この法律により虐殺、獄死、残酷な拷問、長期服役、長期拘留で計り知れない精神的、肉体的、物質的被害を与えられた犠牲者に、国は、今日まで何らの賠償も行っていない。ヨーロッパではナチス犯罪について賠償が行われ、アメリカ、カナダでも日系人の強制収容者に陳謝して賠償が行われている。正しく戦後処理がなされていないのは日本だけである。ついでには、日本国憲法第七十条の規定にのっとり、速やかに新たに治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法律を制定し、賠償を行われない。

第四二三号 平成元年四月十九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 千葉県松戸市松戸二、〇七五田中 莊 金山悦子

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第四二七号 平成元年四月十九日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(三通)

請願者 横浜市長区中田町一五七 工藤きよ子 外二千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四三〇号 平成元年四月十九日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 岡山市箕島一、六四〇ノ八三 浜田進 外四十名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四三二号 平成元年四月十九日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(三通)

請願者 大阪府東大阪市稲田一、六九五ノ三五 今井一男 外二千九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四三三号 平成元年四月十九日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(三通)

請願者 大阪市鶴見区鶴見四ノ一三ノ二二 太田俊夫 外二千九百九十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四三四号 平成元年四月十九日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(三通)

請願者 高知市鴨部鏡川コーボ二、五一八 西村瑛子 外千九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四三八号 平成元年四月十九日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡坂井村五、一六一

市川喜久 外二千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四四一号 平成元年四月二十日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市玉串町西二ノ三ノ四 小林拓人 外二千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四四二号 平成元年四月二十日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(四通)

請願者 埼玉県熊谷市玉井一、九七三ノ一八二 加藤愛子 外三千九百九十九名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四五一号 平成元年四月二十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県川口市東内野五六ノ一〇〇 青葉典子

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第四五五号 平成元年四月二十日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 埼玉県川口市市東町二ノ四四 萬山寿枝 外四十三名

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第四六二号 平成元年四月二十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍

法の改正に関する請願

請願者 茨城県土浦市真鍋一ノ一四ノ二七 富田裕子

紹介議員 和田 教美君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第四六七号 平成元年四月二十日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 長野県南佐久郡白田町口二、七八四 小林喜則 外二千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第四七四号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第四七七号)(第四八〇号)(第四九二号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第五〇〇号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第五〇一号)(第五〇二号)(第五〇三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第五〇四号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第五一二号)(第五一三号)(第五一四号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第五一六号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第五四四号)(第五四八号)(第五五二号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第五五四号)(第五五六号)

号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第五五七号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第五五八号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第六一九号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第六二三号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第六五三号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第六五五号)(第六六一号)(第六六九号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第六七三号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第六七七号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第六七八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第六八〇号)(第六八四号)

第四七四号 平成元年四月二十一日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(三三三)

請願者 千葉県成田市八代七一一 川崎玲子 外四名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第四七七号 平成元年四月二十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 埼玉県浦和市原山四ノ三ノ二三ノ四〇六 山本弥生 外九百九十九名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四八〇号 平成元年四月二十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府堺市鉢ヶ峯寺一、四八六 田中延佳 外二千九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四九二号 平成元年四月二十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(三三三)

請願者 神戸市兵庫区中道通九ノ三ノ一七 志摩清治 外二千九百九十九名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五〇〇号 平成元年四月二十一日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 高知市中水道九ノ八 岡崎倫子 外五十名

紹介議員 青木 茂君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第五〇一号 平成元年四月二十一日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(三三三)

請願者 大阪府三島郡島本町東大寺三ノ四ノ二二 中島良樹 外二千九百九十九名

紹介議員 青木 茂君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五〇二号 平成元年四月二十四日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都江東区海辺一三ノ四 鈴木

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五〇三号 平成元年四月二十四日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府港区池島二ノ六ノ二七ノ三 〇一 山本常次 外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五〇四号 平成元年四月二十四日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 広島市中区舟入幸町二五ノ二二 山根雅子 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第五一二号 平成元年四月二十四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 長崎県諫早市小川町三四九ノ四 本多只一 外五十八名

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第五一三号 平成元年四月二十四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町二ノ一ノ一六 花田馨 外五十九名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第五一四号 平成元年四月二十四日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 三重県久居市東鷹跡町二八〇 石田栄一 外六十四名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第五一六号 平成元年四月二十四日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ三三ノ一
ノ一、四〇八 阿部ひろ子 外四十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第五一九号 平成元年四月二十五日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 大阪府高槻市天神町二ノ一六ノ一
七 深尾葉子 外一名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第五二二号 平成元年四月二十五日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県浦和市元町一ノ一五ノ一四
新藤若江 外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第五四二号 平成元年四月二十六日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都町田市原町田四ノ二一ノ一
九山口マンショ二〇三 吉永和
夫 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第五四四号 平成元年四月二十六日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 大阪府堺市草部二四五ノ一一 井
上信夫 外九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五四八号 平成元年四月二十六日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 長野県松本市大字島立五〇七ノ五
荒井一利 外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五五二号 平成元年四月二十六日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町三ノ八ノ三
ノ三〇三 中村公子 外九百九十
九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第五五四号 平成元年四月二十七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 横浜市緑区鴨居四ノ二六 清水茂
外四百九十四名

紹介議員 猪熊 重二君

法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務及
び人権擁護事務は、適正、迅速になされてこそ、国
民の財産と権利を守ることになるが、業務量の増
大に對して従事職員が不足し、業務の停滞、過誤、
サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況
に直面している。更生保護業務については、犯罪
の多様化、特にここ数年間に少年犯罪が激増、深
刻化することによって保護観察官の業務も複雑、
高度化し、特に従来裁判所において取り扱ってい
た短期交通保護事件が昭和五十二年四月より法務
省に移されてからは業務の増大が著しい。また、

出入国管理業務も、国際交流の活発化、海外旅行
の増加などによって出入国者が増大し、特に成田
空港の開港に伴って繁忙を極めている。法務省の
業務は人的確保によること以外にはない。ついて
は、次の事項について実現を図りたい。
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員
を大幅に増員すること。

第五五六号 平成元年四月二十七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 鳥取市下段四七八 岸本隆夫 外
五百二十名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第五五七号 平成元年四月二十七日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍
法の改正に関する請願

請願者 福島県いわき市平下平窪三ノ一ノ
四 佐藤道子 外四十八名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第五五八号 平成元年四月二十七日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 長野県諏訪郡富士見町富士見 小
林政文 外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第六一九号 平成元年四月二十七日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(三通)

請願者 北海道岩見沢市緑が丘六ノ三〇九
ノ五九 大西豊吉 外八百四十五
名

紹介議員 工藤万砂美君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第六二三号 平成元年四月二十七日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍
法の改正に関する請願

請願者 埼玉県入間市春日町二ノ一二ノ二
一 水野真知子

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第六五三号 平成元年四月二十七日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 大阪府松原市河合二ノ五二二 上
田泉 外九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第六五五号 平成元年四月二十八日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 北海道釧路市武佐二ノ四ノ一〇
斉藤直人 外七百四名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六六一号 平成元年四月二十八日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 滋賀県大津市三井寺町一〇ノ一五
ノ一三三 佐藤洋 外五百二十四
名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六六九号 平成元年四月二十八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 横浜市神奈川区西寺尾四ノ一四
土子竜夫 外五百七十七名

紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六七三号 平成元年四月二十八日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 大阪府箕面市小野原東五ノ六ノ三
一ノ二五三 武田佐知子

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第六七七号 平成元年四月二十八日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府和泉市伯太町五ノ二ノ二七
山中武則 外九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第六七八号 平成元年四月二十八日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都葛飾区小菅一ノ三五ノ一〇
澤田直子

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第六八〇号 平成元年五月一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 北海道帯広市幸福町東五線一八九
ノ三 須藤光幸 外五百五十名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第六八四号 平成元年五月二日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 三重県上野市四十九町二、四五三

紹介議員 松永俊輔 外五百二十九名
伏見 康治君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

五月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第六九〇号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第六九五号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第七〇〇号)(第七〇一号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第七〇六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第七一〇号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第七一三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第七一八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第七二三号)(第七二四号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第七二六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第七三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第七四三号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第七四九号)(第七五〇号)(第七五一号)

第六九〇号 平成元年五月八日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 横浜市南区日枝町三ノ八六グラ―
スビ吉野町二〇二 伊豫田浩美

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第六九五号 平成元年五月八日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 大阪府松原市天美我堂五ノ八ノ三
七 内城弘子 外八十七名

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第七〇〇号 平成元年五月九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 神奈川県相模原市東橋本三ノ一一
ノ二〇 田巻清英 外四百三十四名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第七〇一号 平成元年五月九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 三重県上野市四十九町二、〇六〇
ノ一 保永昇 外六百名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第七〇六号 平成元年五月九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 横浜市港北区篠原町七ノ一七
徳茂万知子 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第七一〇号 平成元年五月九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町南鈴蘭北二ノ
四 三好昭男 外四百七十五名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第七一三号 平成元年五月九日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 徳島市上八町下中筋二八 片岡
正 外四十二名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第七一八号 平成元年五月九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川七ノ九ノ一二ノ
七〇五 宇多京子 外二名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第七二三号 平成元年五月九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡栗野町木場一九四
ノ五 下山秀康 外二千九百九十名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第七二四号 平成元年五月九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市矢畑七三三 鈴
木啓子 外六百四十九名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第七二六号 平成元年五月十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍

法の改正に関する請願

請願者 名古屋市天白区原四ノ二〇五ノ五

紹介議員 〇一 嶋田晋 外二名
秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第七三二号 平成元年五月十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 神奈川厚木市酒井二、五四〇

井澤佳江 外十二名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第七三三三号 平成元年五月十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 北海道北見市緑町六ノ二ノ二 秋

山覚治 外二百四十四名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第七四三三三号 平成元年五月十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 横浜市南区井土ヶ谷中一ノ一〇ノ

三〇四 松原良江 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第七四九三三号 平成元年五月十日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 兵庫県赤穂市尾崎三、〇七四ノ五

八 堀勝 外九十五名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第七五〇三三号 平成元年五月十日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

第三部 法務委員会會議録第三号 平成元年六月十六日

請願者 滋賀県坂田郡伊吹町伊吹七〇四

小谷了恵 外二十一名
河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第七五一三三号 平成元年五月十日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 富山市小杉一四〇ノ三 竹中由治

外三百五十五名

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第八三五号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第八六六号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第八七四号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第八七五号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第八八〇号)

一、非嫡出子の相続差別廃止に関する請願(第八九三三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第八九五号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇四号)(第九〇五号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第九〇七号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第九〇八号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第九〇九号)(第九一

一号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第九一六号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第九一九号)(第九二〇号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第九二二号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第九二七号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第九二八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第九三三三三号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第九三五号)

一、非嫡出子の相続差別廃止に関する請願(第九三九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第九四〇号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第九四七号)(第九五〇号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第九五四号)

第八三五三三号 平成元年五月十二日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県所沢市上安松二二ノ二四

関口曉子 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第八六六三三号 平成元年五月十二日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 高知県高岡郡日高村本郷二五五

植村巖 外百三名

紹介議員 林 達君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第八七四三三号 平成元年五月十五日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 広島市安佐南区川内二ノ三ノ五〇

丸沢立子 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第八七五三三号 平成元年五月十五日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 広島市佐伯区楽々園五ノ一六ノ五

ノ二〇四 作田達也 外四百三十三名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第八八〇三三号 平成元年五月十五日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 福島市笹木町裏三二ノ四 林弘

子 外四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第八八九三三号 平成元年五月十五日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都中野区中野三ノ四八ノ一九

櫻村鈴子 外四十六名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第八九三三三号 平成元年五月十六日受理

非嫡出子の相続差別廃止に関する請願

請願者 大阪市住之江区御崎三ノ四ノ三ノ

三〇六 西塚美千子 外二十三名

紹介議員 久保田真苗君

民法第九百条には、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とする。とある。ついでに、嫡出であつてもなくとも同一の相続分に改められたい。

理由

日本においては、婚姻しないで妊娠した女性が地域や職場・学校で差別されている。人権先進国においては、徐々にではあるが、こうした差別はなくなりつつあり、単親家庭を多様な家族の在り方の一つとして認めようという傾向が出てきている。親の婚姻の有無によつて、兄弟間に相続上で差別があることを想定すると、この不当性はますます明らかになる。

第八九五号 平成元年五月十六日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 広島市東区牛田中一ノ六ノ二四ノ二〇二 山田順二 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第八九八号 平成元年五月十六日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市松が丘三ノ三ノ四三 米花一明 外九百九十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第八九九号 平成元年五月十六日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(四通)

請願者 大阪市東淀川区大桐五ノ一四ノ一 大道俊 外三千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九〇〇号 平成元年五月十六日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 千葉県印旛郡白井町根一二二ノ七 七 鈴木善久 外九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九〇四号 平成元年五月十六日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府美面市瀬川四ノ六ノ三六 田中徹 外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九〇五号 平成元年五月十六日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 新潟県新発田市大栄町三ノ八ノ二 五 長谷川正也 外千九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九〇七号 平成元年五月十六日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南五ノ六ノ四 ノ二〇三 荻祥子 外五名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第九〇八号 平成元年五月十六日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 東京都中野区東中野一ノ三五ノ四 ノ四〇三 山川優 外二千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第九〇九号 平成元年五月十六日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府西淀川区花川二ノ一九ノ八 ノ七一〇 林恭子 外一万七千名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九一一号 平成元年五月十六日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園口四ノ一ノ七 吉田昭 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九一六号 平成元年五月十六日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(五通)

請願者 千葉県流山市江戸川台西一ノ一四 九 渡辺明郎 外二百九十一名

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第九一九号 平成元年五月十七日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町安塚八七七 ノ五四 鈴木尚 外九百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九二〇号 平成元年五月十七日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府和泉市伯太町五ノ二ノ二七 山中恵以子 外九百九十八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九二一号 平成元年五月十七日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都小金井市緑町三ノ一五ノ一 四ラ・メゾンC 相馬佐江子 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第九二七号 平成元年五月十七日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(三通)

請願者 大阪府大東市三箇六ノ二ノ一 中 村道子 外二千九百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九二八号 平成元年五月十七日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都八王子市長房町四二三ノ六 福嶋常光 外二名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第九二九号 平成元年五月十七日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都柏江市東野川一ノ一二ノ四 ノ二〇二 栢木順子 外二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第九三四号 平成元年五月十七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 静岡県小浜三ノ五ノ一〇 深沢伸

江 外二千九百九十九名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第九三五号 平成元年五月十七日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願(四通)

請願者 大阪市大正区泉尾一ノ二六ノ一四

田中宏征 外三千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九三九号 平成元年五月十七日受理

非嫡出子の相続差別廃止に関する請願

請願者 京都市西京区大枝西新林町三ノ三

ノ二六 二宮周平 外六十三名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第九四〇号 平成元年五月十七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 神奈川県相模原市上鶴間三、五二

八ノ一ノ六〇四 楠元博明 外五

百五十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第九四七号 平成元年五月十七日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(二通)

請願者 佐賀県鳥栖市加藤町二ノ一五〇

ノ一四 石崎ヒデ 外九十名

紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第九五〇号 平成元年五月十七日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 福井県坂井郡春江町江留上旭七ノ

一〇 毛利敏一 外五十七名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第九五四号 平成元年五月十七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 高知県長岡郡大豊町日浦二二五

松岡利安 外二千六百五十一名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のため
の法制定に関する請願(第九六〇号)(第九六

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第九六三号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のため
の法制定に関する請願(第九六四号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第九六五号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のため
の法制定に関する請願(第九七〇号)(第九七

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第九七三号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第九七六号)(第九七九

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇〇二号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第一〇二八号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のため
の法制定に関する請願(第一〇二九号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のため
の法制定に関する請願(第一〇三〇号)(第一

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三二号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三三号)

び戸籍法の改正に関する請願(第一〇三八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第一〇四二号)(第一〇

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のため
の法制定に関する請願(第一〇四八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第一〇五〇号)(第一〇

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第一〇八五号)(第一〇

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇八九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願(第一〇九〇号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のため
の法制定に関する請願(第一〇九五号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及
び戸籍法の改正に関する請願(第一〇七七号)

第九六〇号 平成元年五月十八日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 香川県高松市屋島西町一、四〇三

公住一三ノ四〇三 中川益夫 外

九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九六一号 平成元年五月十八日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 東京都江戸川区興宮町二三ノ八

齊藤正 外九百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九六三号 平成元年五月十八日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍
法の改正に関する請願

請願者 東京都町田市南大谷一、四二六ノ

一四四 高木健次 外二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第九六四号 平成元年五月十八日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎六ノ二ノ一〇

齊藤幸夫 外九百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九六五号 平成元年五月十八日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍
法の改正に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大宮市指扇領別町一〇九ノ

九三ノ三ノ四〇九 園田美子 外

一名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第九七〇号 平成元年五月十八日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 高知県土佐市高岡町丙六五一

子四郎 外九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九七一号 平成元年五月十八日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町高木九、三

一八 小林武広 外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第九七三号 平成元年五月十八日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願
請願者 札幌市東区伏古十二条三ノ二ノ一二中野ハイツ 海老原亮子 外二名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第九七六号 平成元年五月十八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 茨城県つくば市並木二ノ二一五ノ三〇三 吉野昭夫 外千四十八名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第九七九号 平成元年五月十八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 横浜市西区西戸部二ノ一九〇 椎野佳延 外二百八十八名
紹介議員 高木健太郎君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇二二号 平成元年五月十九日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願
請願者 埼玉県大宮市宮原町二ノ一三二ノ一二 中沢登 外二名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一〇二四号 平成元年五月十九日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願
請願者 埼玉県大宮市宮原町二ノ一三二ノ一二 中沢登 外二名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

請願者 東京都東村山市富士見町一ノ七ノ二八 岩井倫 外四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一〇二八号 平成元年五月十九日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願
請願者 川崎市中原区上小田中四六四ノ一〇三 加藤麻子 外一名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一〇二九号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 埼玉県越谷市千間台西一ノ二一ノ一〇七〇四 松浦哲一郎 外二千七百八十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇三〇号 平成元年五月十九日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制に関する請願
請願者 大阪府八尾市山本町北七ノ二ノ一 小林正隆 外九百九十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一〇三二号 平成元年五月十九日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制に関する請願
請願者 大阪府東大阪市新池島町一ノ三ノ二 中川龍介 外三千九百九十名
紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一〇三八号 平成元年五月十九日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願
請願者 札幌市北区北七条西六北苑一、二〇一 岡田淳子 外二名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一〇四二号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 千葉県市原市姉崎一、三三四 安藤三郎 外三千百十九名
紹介議員 田淵 勲二君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇四六号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 東京都足立区西新井六ノ一三ノ三 宝田みどり 外二千九百九十九名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇四八号 平成元年五月十九日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制に関する請願
請願者 新潟市東区入舟町三、七〇九ノ八 長谷川正 外九百九十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一〇五〇号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 東京都立川市羽衣町二ノ五二ノ六 坂本正志 外三千百八十四名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇五七号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 東京都八王子市川口町一、五四四ノ七 成瀬カヨ子 外三千六十五名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇六二号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 愛知県海部郡十四山村大字坂中地三ノ八八 飯田英也 外二千六百六十三名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇六四号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 佐賀県鹿島市大字高津原四、〇一八 松尾尊正 外二千五百名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇七四号 平成元年五月十九日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願(五通)
請願者 島根県出雲市今市町四八七 米田淳雄 外二百二十二名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一〇八五号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 岩手県紫波郡都南村永井一〇ノ二〇三ノ四 佐々木徳司 外二千九百九十九名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一〇八五号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 岩手県紫波郡都南村永井一〇ノ二〇三ノ四 佐々木徳司 外二千九百九十九名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一〇八五号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 岩手県紫波郡都南村永井一〇ノ二〇三ノ四 佐々木徳司 外二千九百九十九名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一〇八五号 平成元年五月十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 岩手県紫波郡都南村永井一〇ノ二〇三ノ四 佐々木徳司 外二千九百九十九名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇八九号 平成元年五月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 東京都多摩市聖ヶ丘一ノ一〇ノ八 榎本和雄 外二千五百六十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇九二号 平成元年五月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二通)

請願者 茨城県水戸市元吉田町一、九七四ノ三八 中川博行 外千五百九十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇九九号 平成元年五月十九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 広島市西区井口台一ノ一ノ二二 下西さや子 外三名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一〇〇号 平成元年五月十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 埼玉県東松山市幸町一ノ二二 小山岩男 外三千三百五十一名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一〇五号 平成元年五月二十日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制

定に関する請願(四通)

請願者 大阪府摂津市千里四ノ二ノ三三 川村五郎 外三千九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一一〇七号 平成元年五月二十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 名古屋市長区鳴海町字伝治山一ノ二タウ伝治山一〇ノ一〇四 石井景子 外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第一一六三号)

(第一一六五号)(第一一六六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一一六八号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第一一七〇号)

(第一一七一号)(第一一七三号)(第一一七六号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第一一七七号)(第一一七九号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第一一八〇号)

(第一一八二号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第一一八三号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制に関する請願(第一一八六号)

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第一一八七号)

一、夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(第一一九一号)

(第一一九二号)(第一一九三号)(第一一九四号)

第一一六三号 平成元年五月二十九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区宮ヶ谷二ノ五ノ八石 原庄一〇 水島泰雄

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一六五号 平成元年五月二十九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 神奈川県平塚市幸町一五ノ二 沖野 啓典君

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一六六号 平成元年五月二十九日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 茨城県電ヶ崎市南が丘三ノ二ノ四 伊奈美幸

紹介議員 和田 教美君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一六八号 平成元年五月二十九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 北海道北見市広明町一九九ノ二八 奈良茂 外五百八十一名

紹介議員 和田 教美君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一七〇号 平成元年五月三十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(一通)

請願者 千葉県我孫子市台田一ノ一ノ四五 伊藤英司 外一名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一七一号 平成元年五月三十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(一通)

請願者 千葉県我孫子市柴崎台三ノ一八ノ七 野々村具子 外一名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一七三号 平成元年五月三十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市岩槻五、一一四ノ一 野田小絵 外一名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一七六号 平成元年五月三十日受理

夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区南馬込一ノ六ノ四ノ七 一〇 清水克恵 外十九名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一七七号 平成元年五月三十日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願(二通)

請願者 神奈川県鎌倉市由比が浜三ノ七ノ四 山根清道 外百十三名

紹介議員 佐藤謙一郎君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一一七九号 平成元年五月三十日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 千葉市生実町九一六ノ二 星野美次 外百四名
紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一一八〇号 平成元年五月三十日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(二通)
請願者 静岡県三島市美蓉台一ノ七ノ一〇 佐藤洋一郎 外一名
紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一八一号 平成元年五月三十日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願
請願者 千葉県流山市向小金新田一四五ノ二 加藤ゆかり
紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一八二号 平成元年五月三十日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 広島市佐伯区五月が丘四ノ二ノ二 二日野進 外七百五十名
紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一一八三号 平成元年五月三十一日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(二通)
請願者 茨城県北相馬郡守谷町御所丘五ノ一〇ノ三 今井るみ子 外一名
紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一八六号 平成元年五月三十一日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 福井県敦賀市金ヶ崎町一三ノ九 林恵三 外九百九十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第一一八七号 平成元年五月三十一日受理
刑事施設法案の早期成立に関する請願
請願者 北海道網走市駒場北四ノ五ノ一四 佐々木俊雄 外八十二名
紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一一九一号 平成元年五月三十一日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願
請願者 東京都東大和市桜が丘三ノ四四ノ一四スクエア玉川上水九ノ四〇四 宮前和代
紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一九二号 平成元年六月一日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願(三通)
請願者 埼玉県志木市幸町一ノ六ノ一一ノ三〇一 中川僚子 外二名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一九三号 平成元年六月一日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町四ノ二六ノ二七 奥田洋子
紹介議員 伏見 康治君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第一一九四号 平成元年六月一日受理
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法及び戸籍法の改正に関する請願

法の改正に関する請願
請願者 茨城県土浦市千束町二ノ一〇 寺内美穂
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
六	三	四	転換	転官
九	一	四	指紋捺捺	指紋不捺捺
一	一	八	指紋捺捺拒否	指紋捺捺拒否

平成元年六月三十日印刷

平成元年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局